

紀州灘沿岸海岸保全基本計画

平成 28 年 6 月(変更)

和歌山県

はじめに ———

序章 海岸保全基本計画の改訂にあたって

紀州灘沿岸は、紀の川などの河川の流域では平野が広がっているものの、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると同時に、大部分の海岸線は複雑に入り込んだ形状の岩礁海岸となっている。また、紀州灘沿岸は港湾や漁港などを拠点として産業活動や海水浴等のレクリエーション活動など、多様な利用の場となっている。

一方、紀州灘沿岸は、繰り返し来襲する台風や地震による津波などにより、過去において幾度もの災害を被ってきている。

このため、和歌山県では、海の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備を着実に進めてきたところである。

近年、人々の余暇活動の多様化や環境意識の高まりと相まって、海岸保全への要請も多岐に渡ってきており、従来の施設整備だけでなく、ゴミの不法投棄による海岸の汚染や不必要な車の乗り入れによる自然環境の破壊などに対する対応が迫られており、海岸の管理・整備のより一層の充実が求められている。

このような状況のなか、平成 11 年に国において海岸法の一部が改正された。

この改正では、法の目的を従来の「津波・高潮・波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施」としていたものから、「防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設」とし、より多様な役割を果たす方向に転換したものとなっている。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸法の対象となる海岸の拡張」など、海岸への認識の高まりや地方分権の流れを受けた内容となっている。

さらに、平成 12 年 5 月には、この海岸法の改正を受け、旧海岸四省庁（建設省河川局、運輸省港湾局、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、現：国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）、農林水産省（農村振興局、水産庁））の主務大臣により、「海岸保全基本方針」が示され、この基本方針に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することとなった。なお、基本計画の策定にあたっては、専門家の知識や地域の意見を反映させるため、学識経験者や関係市町村長および関係海岸管理者、さらには関係住民の意見を聴取する手続きを導入することとしている。

この法改正を受けて、和歌山県では国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、平成 14 年 10 月に「紀州灘沿岸海岸保全基本計画」を策定した。平成 21 年 3 月に新たに海岸保全の要請が発生した整備対象候補海岸を追加するため、一部内容改訂を行った。

そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。

これらを踏まえ、平成 28 年 6 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

〈目 次〉

1. 海岸法の改正と海岸保全基本方針の概要	I
2. 海岸保全基本計画の構成	VII

第 I 編．海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況および保全の方向に関する事項	1
1-1. 紀州灘沿岸の概要	1
(1) 沿岸の範囲	1
(2) 和歌山県の海岸保全に関わる事業の経緯	2
(3) 海岸の現状	3
1-2. 自然的特性	5
(1) 気象・海象	5
(2) 地形・地質	6
(3) 水質	7
(4) 流入河川	8
(5) 生物相	8
(6) 藻場・干潟・サンゴ礁・湿地	11
(7) 海岸景観	12
1-3. 社会的特性	13
(1) 人 口	13
(2) 産 業	13
(3) 漁 業	14
(4) 土地利用	14
(5) 港湾・漁港	14
(6) 交 通	15
(7) 歴史・文化	16
(8) 祭り・行事	17
(9) 海岸・海洋レクリエーション	17
(10) 地域の活動	17
(11) 関連する法規制	18
(12) 関連する諸計画	19
(13) 海岸への要請	19

1-4. 海岸災害と防災・減災	22
(1) 既往災害	22
(2) 海岸保全区域と保全施設の整備状況	23
(3) 地域の防災計画	23
1-5. 長期的な課題	24
(1) 海岸の防護に係る課題	24
(2) 海岸環境の整備と保全に係る課題	25
(3) 公衆の適正な利用に係る課題	27
(4) 課題の総括	29
1-6. 基本理念	30
1-7. 基本方針	31
1-8. 施策展開に向けての流れ	32
2. 海岸の防護に関する事項	33
2-1. 海岸の防護の目標	33
(1) 防護すべき地域	33
(2) 防護水準	33
2-2. 防護の目標を達成するための施策	34
3. 海岸環境の整備および保全に関する事項	35
3-1. 海岸環境の整備および保全のための施策	35
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	37
4-1. 公衆の適正な利用を促進するための施策	37
5. ゾーン設定	39
5-1. ゾーニング	40
5-2. ゾーン毎の基本方針	43

第Ⅱ編．海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1．海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	47
1-1．海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	47
（1）整備対象候補海岸の選定	47
1-2．海岸保全施設の種類、規模及び配置等	52
（1）施設整備の計画諸元	52
（2）施設の整備内容	52
1-3．海岸保全施設による受益の地域及びその状況	53
2．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	58
2-1．海岸保全施設の存する区域	58
2-2．海岸保全施設の種類、規模及び配置等	58
2-3．海岸保全施設の維持又は修繕の方法	58

第Ⅲ編．今後の取り組み方針

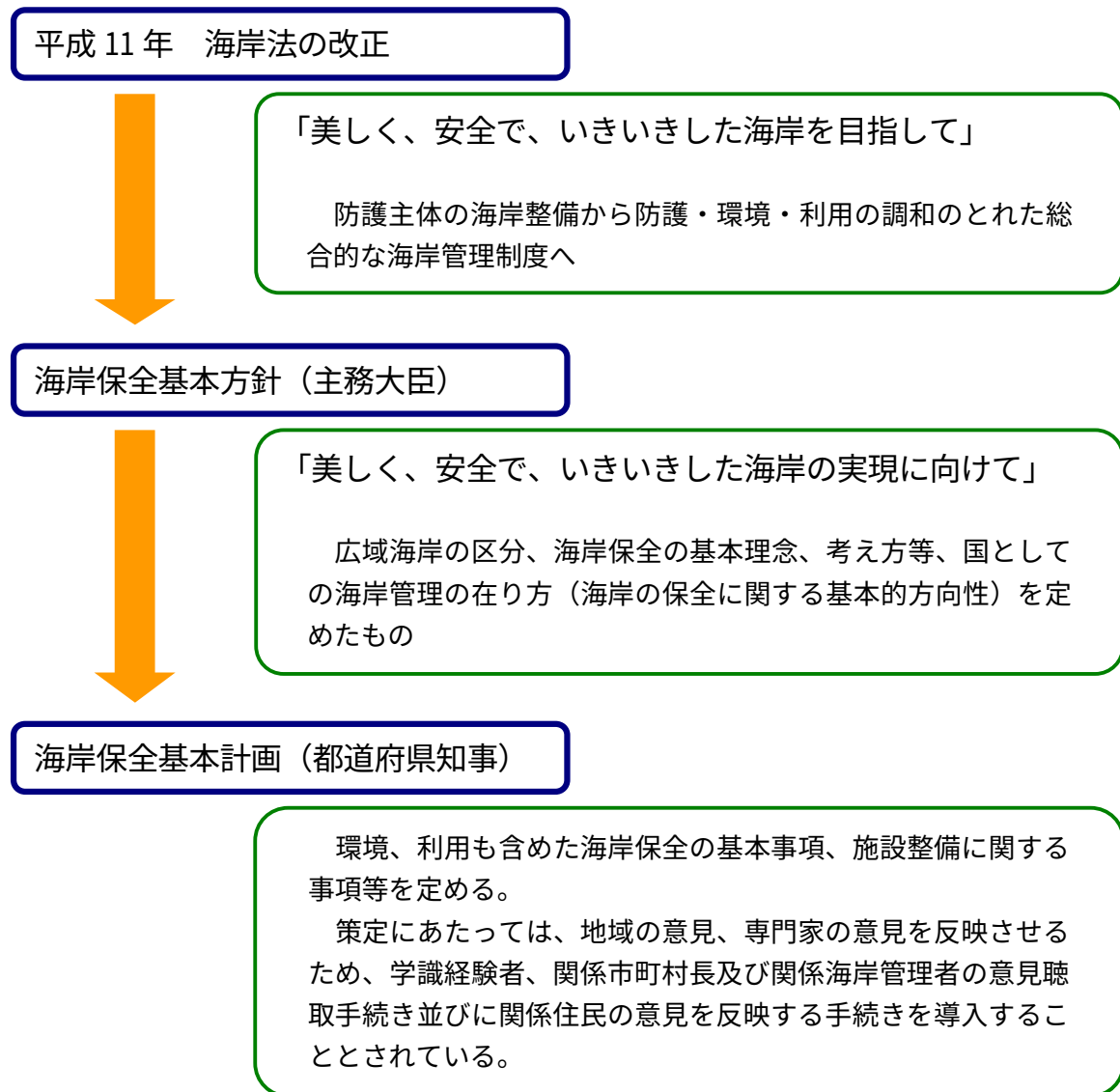
（1）計画の見直し	74
（2）今後の検討課題	74
（3）地域住民の参画と情報公開	75

添付図

1. 海岸法改正、海岸保全基本方針および海岸保全基本計画の概要

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」、「公衆の適正な利用の確保」を加えたものとなった。

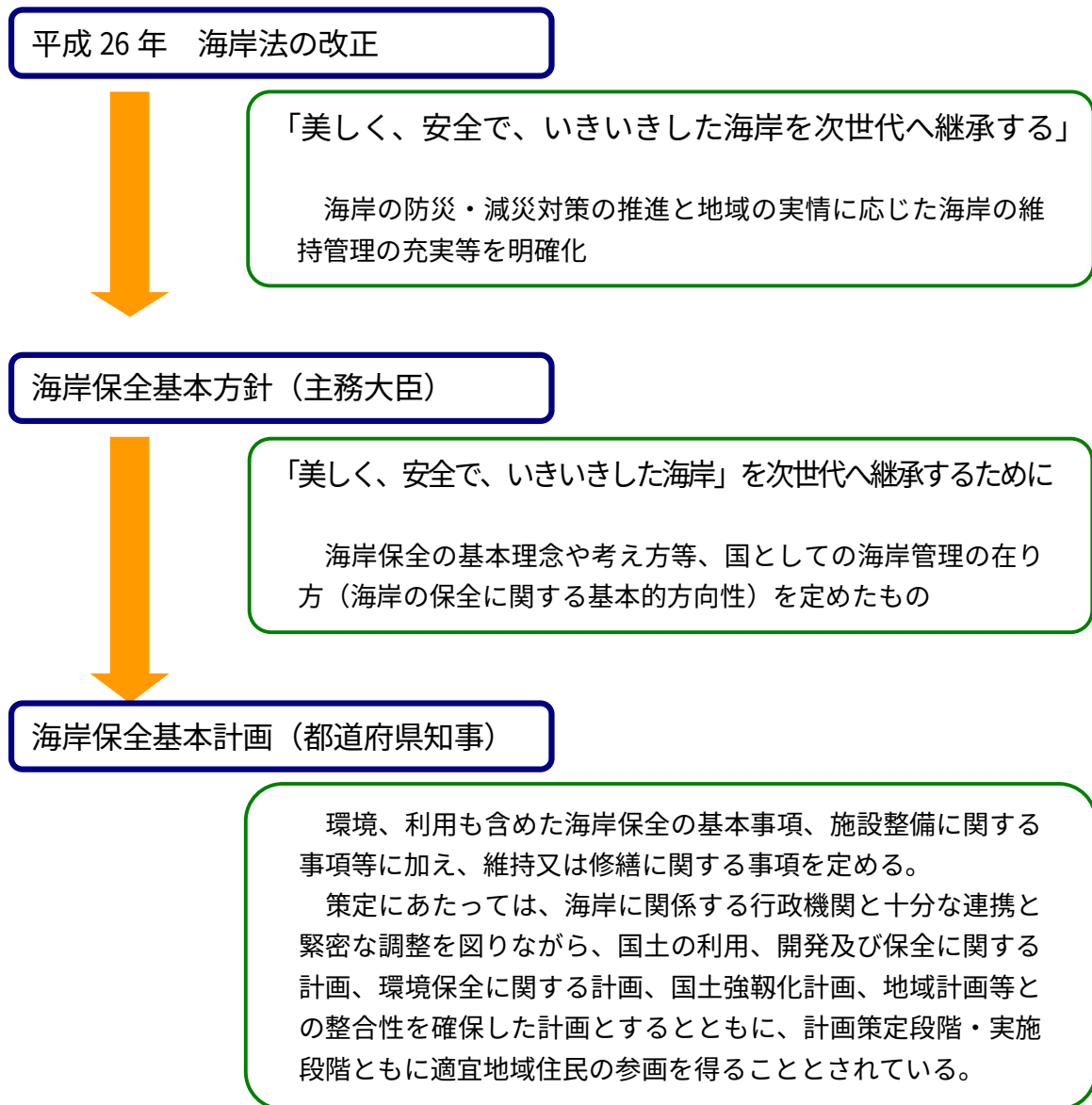
平成 11 年の海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係は、以下の「海岸保全の計画制度(1/2)」に示すとおりである。



海岸保全の計画制度(1/2)

平成 26 年の海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係は、以下の「海岸保全の計画制度(2/2)」に示すとおりである。

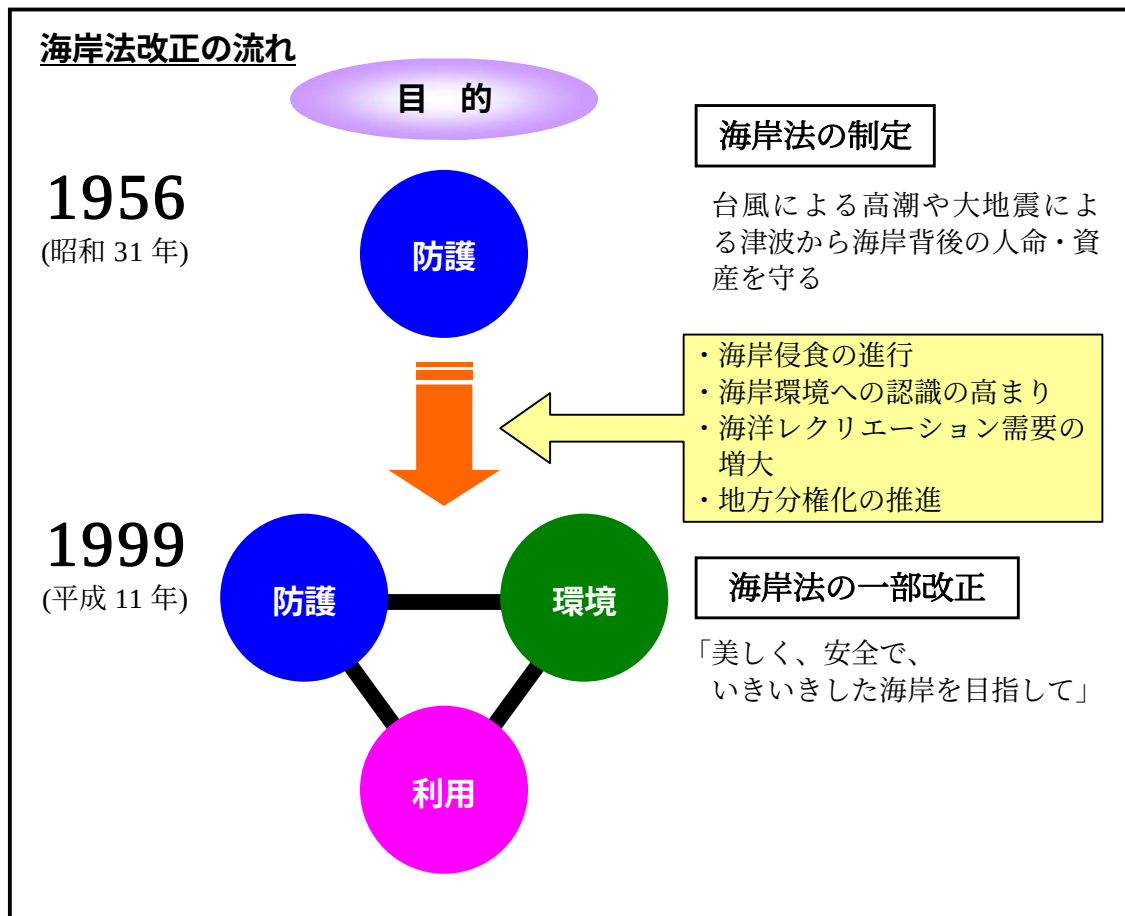
海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項、海岸保全基本計画策定の流れについて次頁以降に示す。



海岸保全の計画制度(2/2)

海岸法改正（平成 11 年）の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」



改正の要点

＜防護・環境・利用と調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設＞

- ・ 法目的に「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」の追加
- ・ 防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理の推進

＜地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設＞

- ・ 海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映させるための手続きの導入

＜海岸法の対象となる海岸の拡張＞

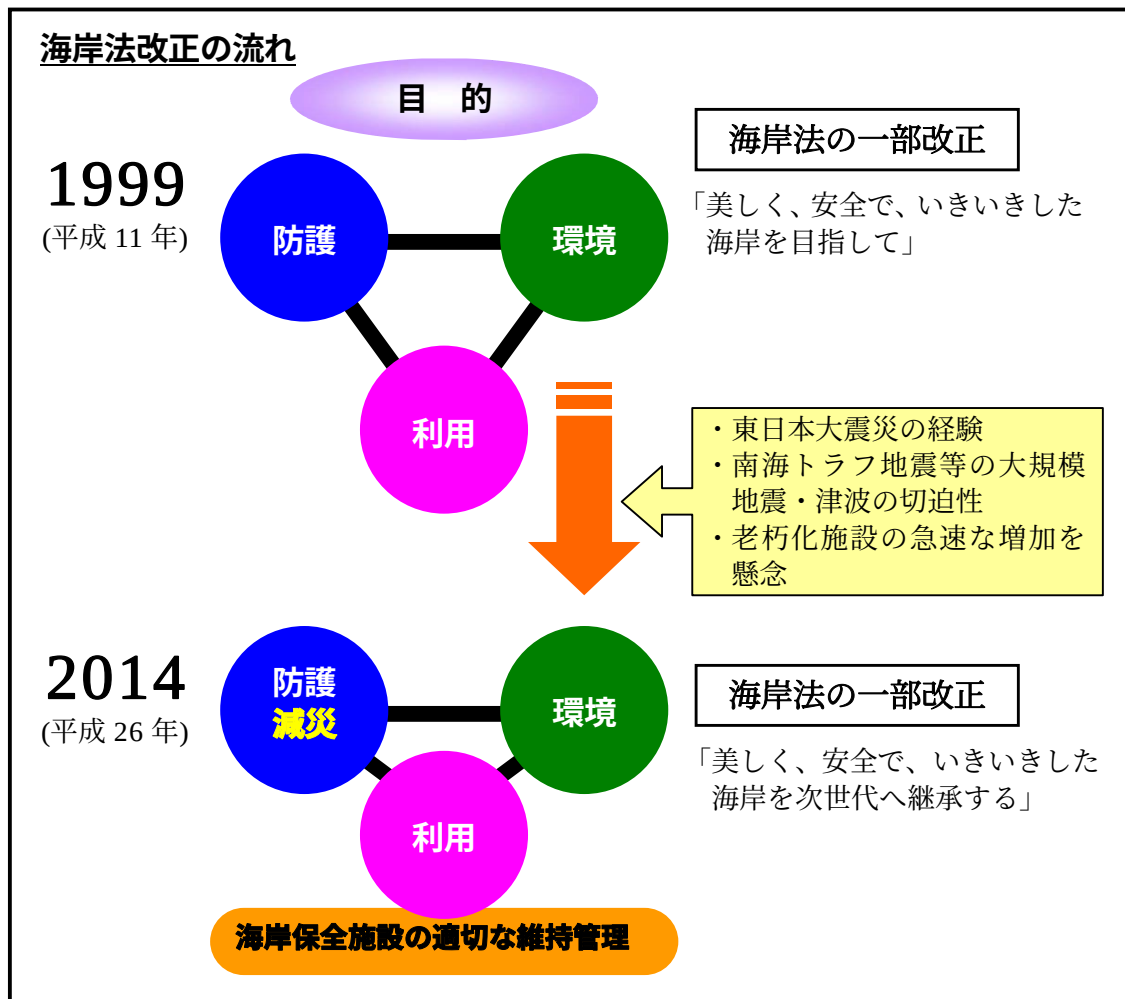
- ・ 海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置づけ、管理の推進
- ・ 海岸の日常的な管理における市町村参画の推進

＜海岸の適正な保全のための措置の創設＞

- ・ 指定区域等において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担を創設

海岸法改正（平成 26 年）の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を次世代へ継承する」



改正の要点

＜堤防等と一体的に設置される減災機能を有する海岸保全施設への位置付け＞

- ・ 減災機能を有する樹林や根固工を海岸保全施設として明確に位置付けた。
- ・ 海岸保全の関係者による海岸の防災・減災対策を協議するための「協議会」の設置を可能とした。

＜水門・陸閘等の操作規則等の策定等＞

- ・ 水門・陸閘等について、現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作する方法や平常時の訓練等に関する操作規則等の策定を、施設の管理者に義務付けた。
- ・ 災害時に陸閘等に障害物があり閉鎖できない場合などに、海岸管理者が障害物の処分等を行うことができることとし、こうした緊急措置により損害が生じた場合や当該措置に協力した付近の住民等に損害が生じた場合の補償規定を整備した。

＜海岸保全施設の維持・修繕基準の策定＞

- ・ 海岸管理者が海岸保全施設を良好な状態に保つよう、維持・修繕すべきことを法律上明確化した。
- ・ 適切な時期の点検とそれに基づき的確に修繕を行うことで施設を長寿命化させるなど、予防保全の観点に立った維持・修繕に関する基準を策定した。

＜座礁船舶の撤去命令＞

- ・ 海岸保全区域内において船舶が沈没又は乗揚げし、当該船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等に、海岸管理者は当該船舶の撤去をその船舶所有者に命令することができることとした。なお、船舶所有者が命令に従わない場合には行政代執行法を適用可能とした。

＜海岸協力団体制度の創設＞

- ・ 海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体を、海岸管理者が海岸協力団体として指定することができることとした。また、海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。

【参考】海岸法による計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる海岸区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表 1-1-1 に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表 1-1-2 に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。「海岸管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表 1-1-1 海岸法の対象海岸

対象区域	海 岸 保 全 区 域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸※のうち海岸保全区域以外の区域 ※公共海岸 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対 象 外	そ の 他 の 海 岸	港湾法や漁港法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の海岸

表 1-1-2 海岸法の対象範囲

対象となる行為 \ 区域	海 岸 保 全 区 域	一般公共海岸区域	そ の 他 の 海 岸
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海 岸 の 管 理	○	○	対象外

海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための共通理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

<海岸の保全に関する基本的理念>

- ◆ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

<海岸の保全に関する基本的な事項>

災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じる。また、良好な空間としての機能を有する砂浜の保全、予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図るものとし、国と地方公共団体が相互に協力して総合的に推進する。

1) 海岸の防護に関する基本的な事項

- ◆ 自然条件、災害の発生の状況を分析し、背後地の人口、資産の集積状況、利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ◆ 津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策もあわせて講じる。
- ◆ 水門・陸閘等については、現場操作員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制の構築を図る。
- ◆ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況をふまえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

2) 海岸環境の整備および保全に関する基本的な事項

- ◆ 自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ◆ 良好な海岸環境の創出を図るため、保全施設を必要に応じ整備する。
- ◆ 保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ◆ 海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置艇等に適切に対処する。
- ◆ 海とのふれあいの場の確保を図るとともに、利用者マナーの啓発活動を推進する。

<留意すべき事項>

- ◆ 国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等、関連する計画との整合性を確保する。
- ◆ 海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
- ◆ 計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- ◆ 地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

2. 海岸保全基本計画の構成

海岸保全基本計画は、「海岸保全基本方針」にあげられている項目に従い、以下のとおり構成する。なお、本計画では、「基本方針」で定められている災害から国土・人命・財産を守り、安全な暮らしを実現するために取り組むべき「**防護**」とともに、海岸の良好な環境を維持し、また良好な環境を形成するために取り組むべき「**環境**」、海岸の広大な空間が人々の快適な利用に供されるよう取り組むべき「**利用**」の「3つの視点」に基づき検討を進めた。

3つの視点＝「海岸の防護」、「環境の整備と保全」、「公衆の適正な利用」

本計画の内容は2編に別れており、第Ⅰ編の「海岸の保全に関する基本的な事項」では、紀州灘沿岸全体の長期的な在り方、防護・環境・利用の3つの視点における施策を定めている。

第Ⅱ編の「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」では、高潮や侵食に対する防護の重要性や防災対策の要請等を考慮して選定した、今後整備すべき海岸の整備内容等について定めている。

【海岸保全基本方針】より	第Ⅰ編：海岸の保全に関する基本的な事項 <u>①海岸の現況及び保全の方向に関する事項</u> 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。 <u>②海岸の防護に関する事項</u> 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。 <u>③海岸環境の整備及び保全に関する事項</u> 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。 <u>④海岸における公衆の適正な利用に関する事項</u> 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。
	第Ⅱ編：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 <u>①海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</u> 一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を原則として定める。 <u>②海岸保全施設の種類、規模及び配置等</u> 上記の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。 <u>③海岸保全施設による受益の地域及びその状況</u> 海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。 (2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 <u>①海岸保全施設の存する区域</u> 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。 <u>②海岸保全施設の種類、規模及び配置等</u> 上記の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。 <u>③海岸保全施設の維持又は修繕の方法</u> 上記の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

第 I 編

海岸の保全に関する基本的な事項

(2) 和歌山県の海岸保全に関わる事業の経緯

海岸事業は、昭和 31 年に制定された「海岸法」に基づいて、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）および農林水産省（農村振興局、水産庁）により、計画的に実施されてきている。

和歌山県における海岸保全事業の経緯をみると、昭和 20 年代から 30 年代にかけては、ジェーン台風、伊勢湾台風、第二室戸台風など超大型台風が本県を襲い、海岸保全施設のほとんどが破壊されたため、事業の大部分は災害助成および災害関連事業での復旧事業であったが、昭和 39 年には概ね完成した。その後は、高潮や侵食等から海岸を防護するための護岸、堤防、消波工、突堤、離岸堤などの整備を計画的に行ってきた。

近年になり、海岸行政への要請の多様化に伴い、砂浜の消波機能の活用やレクリエーション空間としての機能を求めた人工海浜の整備、海とのふれあいに配慮した緩傾斜護岸の整備なども進められてきている。さらに、これらの施設を組み合わせ、面的に背後地を高潮から防護する、面的防護方式も進められている。

平成 11 年には、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全を目指して、43 年ぶりに海岸法が改正され、旧海岸四省庁（農林水産省、水産庁、旧運輸省、旧建設省）共同で「海岸保全基本方針」が策定されるとともに、平成 14 年 10 月には、「紀州灘沿岸海岸保全基本計画」を策定し、これに基づき紀州灘沿岸の海岸整備が計画的に推進されるように努めてきた。さらに平成 21 年 3 月、平成 22 年 12 月及び平成 27 年 1 月に、整備対象候補海岸の追加や、津波対策のための海岸保全施設の整備内容の見直し等により海岸保全基本計画の変更を行っている。

(3) 海岸の現状

紀州灘沿岸の位置する和歌山県は、本州紀伊半島の西南部にあり、北は和泉山脈を境に大阪府と、東は紀伊山地を境に奈良県と、東南は三重県に接し、西は紀伊水道を挟んで徳島県と相対している。

本県の面積は 4,726km² で、その大部分が紀伊山地を中心とする山岳地帯であり、紀の川をはじめとする諸河川の流域では平野があるものの、全体的には平野が少ない地形となっている。山脈は概ね東北東から西南西に走り、標高は 1,000m 前後であるが、比較的傾斜の急な山が多くなっている。また、河川のほとんどはこれら諸山脈に源を発し、流域を潤して紀伊水道、熊野灘および太平洋に注いでいる。

和歌山県全体の海岸線延長は約 652km で、うち紀州灘沿岸は約 499km であり、和歌山県全体の約 77%を占めている。紀州灘沿岸は河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部沿岸の一部等を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると同時に、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の岩礁海岸となっている。

また、紀州灘沿岸は港湾や漁港が多数位置し、産業活動や生活の拠点となっているとともに、雄大豪壮な景観から大部分が国立公園や県立自然公園に指定されており、海洋性レクリエーション活動など多様な利用の場となっている。

なお、海岸部には、「海岸法」に基づく海岸保全区域は 129 地区（延長約 182km）が指定されている。

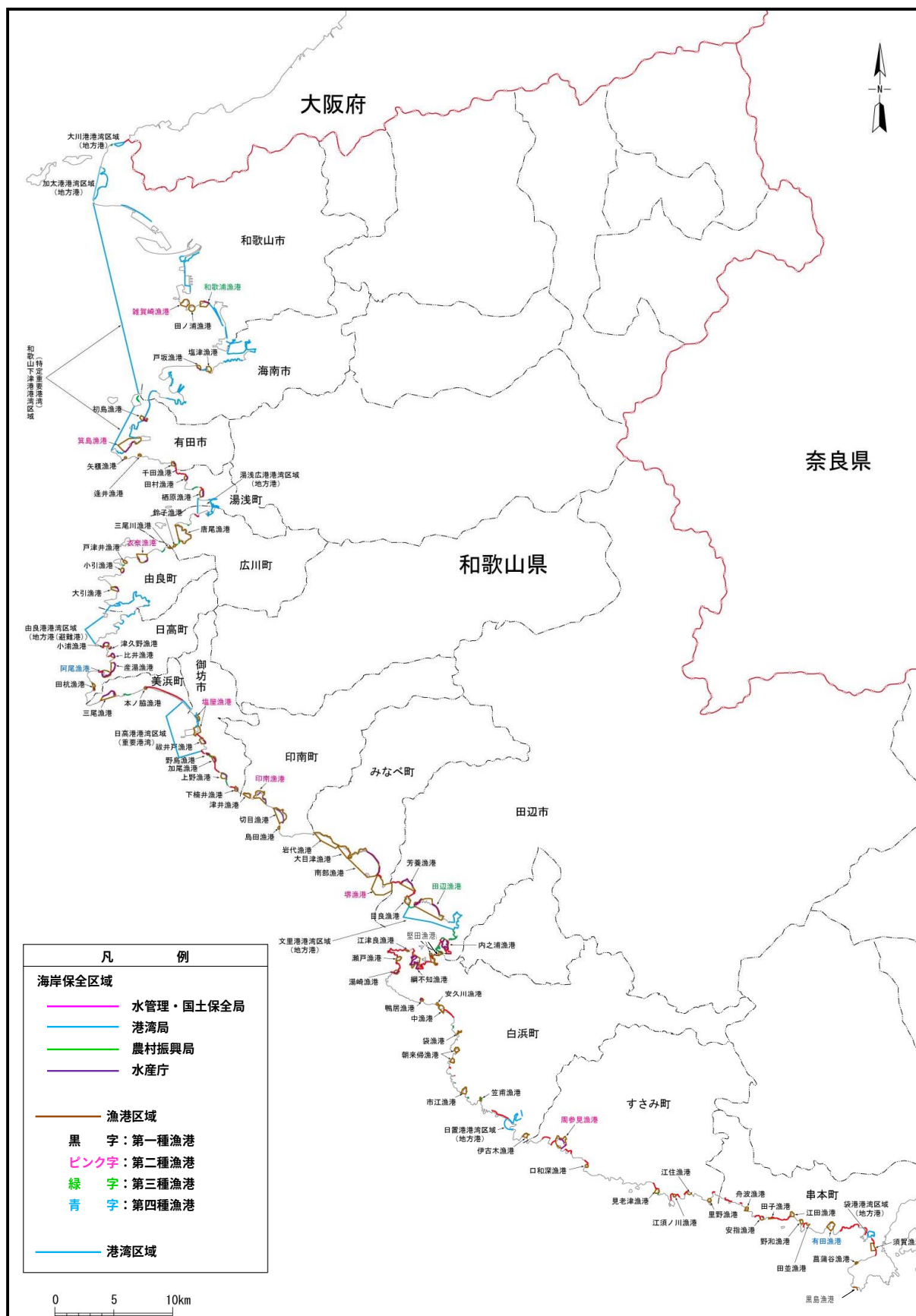


図 I -1-2 紀州灘沿岸における海岸保全区域・漁港区域・港湾区域

1 - 2 . 自然的特性

(1) 気象・海象

① 気 象

本県の気候は、北部が瀬戸内海気候区、南部が南海気候区に属し、一年を通じて温暖な気候に恵まれている。降水量は、夏に多く冬に少ないのが一般的であり、年間では6月（梅雨期）および9月（台風期）に多く、12月に少なくなっている。なお、台風が上陸することが多いことから「台風銀座」と呼ばれ、特に昭和20年から昭和30年代にかけてはジェーン台風、伊勢湾台風および第二室戸台風などの大型台風をはじめとして、毎年のように台風に見舞われている。

和歌山地方気象台（平成21年～25年観測）によると、年平均気温は16.8℃、年平均風速は3.9m/s、年間日照時間は約2,100時間、年間降水量は約1,600mm、潮岬測候所の年平均気温は17.3℃、年平均風速は4.3m/s、年間日照時間は約2,300時間、年間降水量は約2,900mmとなっている。なお、これまでの最大時間雨量・日雨量は、和歌山地方気象台では123mm/時、354mm/日、潮岬測候所では145mm/時、421mm/日と記録されている。

このように和歌山県は、梅雨期や台風期の降水量が多く、大雨や台風による災害が発生しやすいところである。

② 海 象

a. 波 浪

紀州灘沿岸は太平洋に面した台風の常襲地帯であり、夏から秋には台風による異常な高波が沿岸に来襲することがある。通常の波浪は外洋域に近い串本町潮岬が高く、紀伊水道へ向かうにしたがい低くなるとみられるが、台風に伴う異常波浪の場合は、台風の強さや進路により紀伊水道周辺でも外洋域に劣らぬ高波がみられる。

国土交通省（港湾局）による平成25年の和歌山南西沖（白浜町西方）および潮岬の波浪観測によると、年最大波高は8月～11月の台風シーズンに発生している。和歌山南西沖（白浜町西方）で6.21m、潮岬で9.56mであり、潮岬が高い。年平均波高は、和歌山南西沖（白浜町西方）の1.32mに対し潮岬が1.20mと、和歌山南西沖（白浜町西方）がやや大きくなっている。

b. 潮流・流況

紀州灘沿岸は、瀬戸内海東部の海域特性から外洋の海域特性をも有し、流況（海水の流動）もそれぞれの海域によって複雑・多様である。基本的には、最北部の友ヶ島水道域は潮汐に伴う潮流が優先し、中間域は黒潮から派生した分枝流がみられ、沿岸付近では海浜流が存在し、河口域では河川水の海域への流入に伴う複雑な流れとなっている。また、最南端の串本町潮岬周辺では海流（黒潮）とその縁辺の補流が卓越している。

紀伊半島周辺海域の特徴的な流れは、沖合を流れる黒潮の流路およびその変動である。黒潮暖水が概ね非蛇行流路の期間には紀伊半島の西部海域に、大蛇行流路の期間は紀伊半島東部に多く接近する傾向がある。この暖水の接近の差異で串本と浦神の潮位に変化が生じることから、この潮位差が黒潮流路の指標になっている。

c. 潮位

紀州灘沿岸に4箇所設けられている気象庁検潮所の潮位観測データ（平成26年）をみると、沿岸全体の朔望満潮位は概ね T.P.+1.05m、朔望干潮位は概ね T.P. -0.84m であり、約 1.9m の干満潮位差がみられる。また、和歌山から串本町潮岬の月平均値は、夏期が T.P.+0.29m 程度、冬期が T.P.+0.00m 程度であり、夏期が冬期より約 0.3m 程度潮位が高くなっている。

各検潮所の既往最高潮高では、和歌山検潮所の観測記録が最も大きく、既往最高潮位が T.P.+2.503m、既往最大偏差が 2.17m となっている。

（2） 地形・地質

① 地形

a. 陸上地形

陸上地形は、紀の川周辺を除いて平野が少なく、小さな平野が河川流域や海岸部に点在しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。よって、地形的特性により、紀北（和泉山脈から生石ヶ峰山地まで）、紀中（有田川低位山地から果無山地までのほぼ日高川地帯）、紀南（牟婁地帯）および熊野酸性岩地域に分類される。

紀州灘沿岸においては、紀北および紀中地域を中心に起伏量 200m 以上 400m 未満の小起伏山地が多く、紀中地域では典型的な沈降海岸の沿岸部山地を構成し、紀南地域では塊状に広がった中起伏山地の外側をとりまき、海岸との間に平均幅 15km の小起伏山地帯をつくっている。また、紀南地域では沿岸帯平均 2km の幅で林相の貧弱なところの多い起伏量 100m 以上 200m 未満の大起伏丘陵地が続いている。

b. 海底地形

紀伊水道付近では水深 80m 以浅であり、中央部よりやや東側には南北方向の溝状地形が発達している。美浜町の日ノ御埼より南側では水深が急深となり、水深 150m の大陸棚の幅は非常に狭い。特に白浜町より南側では、沖合 10km 程度で水深 1,000m となっており、ここから熊野灘にかけては水深 2,000m の深海平坦面が最も陸寄りとなる海域となっている。また、この平坦面のさらに沖側には、津波の発生源となる南海トラフが存在している。

c. 海岸形状

紀州灘沿岸の海岸は、地形の違いにより、美浜町の日ノ御埼以北の紀伊水道に面した海岸と、それ以南の太平洋に直接面した海岸の2地域に区分することができる。

日ノ御埼以北の海岸は、外海に比べ水深が急に浅くなっており、海岸線から沖合の海底に向かう勾配も比較的緩やかで、波浪による大きな侵食を受けることも少なく、リアス式海岸の特徴を比較的よく残している。和歌山市から海南市にかけての海岸ではリアス式海岸の特徴を失い、県下では数少ない砂浜海岸が発達しているとともに、人工海岸が多くみられる。

一方、日ノ御埼以南の海岸では屈曲に富む岩礁海岸が連続し、海岸線近くの海底が波浪の侵食あるいは土砂の堆積により平坦になった後、離水現象によって陸地と

なった 2～3 段の海岸段丘が陸上にみられる。一つの段丘の平均的な高さは約 15m であり、串本町の潮岬付近には 40m を越すところもある。また、太平洋からの波浪や卓越風を直接受ける典型的な開放海岸が多く、黒潮の分枝流を中心とする流れの速い沿岸流に洗われているため、海岸の侵食も大きくなっている。日ノ御埼以南の海岸は海岸山地の沈降によって、海水が谷に侵入してできた複雑な海岸地形をもとに、隆起による陸域の増大および侵食による海域の増大がうまく調和することによって荒々しい岩礁海岸の姿を保っている。

② 地 質

地質は大部分が西日本外帯に属し、日本最大の断層線である中央構造線が紀の川の北岸、和泉葛城山脈の南麓を通っている。

紀伊半島の大部分は紀伊山地によって占められているが、これらは地質的に我が国最古の地層である結晶片岩から古生・中生・新生と年代順に整然と配列しており、概ね有田川に沿うように位置するみかぶ構造線、南部から果無山脈南側に達する熊野破砕帯により、県北部から古生界、中生界、新生界とほぼ三分されている。また、沖積層および洪積層は河川の流域に分布するが、沿岸北部の沈降海岸部や紀の川谷に多く、沿岸南部の隆起海岸部には少なくなっている。特に、洪積層は旧粉河町以東の紀の川北岸流域および有田川流域の有田市南方に分布している。

(3) 水質

① 海域水質

平成 26 年度の調査における水域別環境基準達成状況から、海域の有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）でみると、環境基準点 36 地点のうち 35 地点で環境基準を達成しており、概ね良好な水質を保っている。なお、環境基準を達成しなかったのは、和歌山下津港（南港区）のうちの 1 地点である。

また、水域の富栄養化の程度を表す指標である全窒素、全磷については、平成 15 年度以降 5 水域のすべてにおいて環境基準を達成している。

② 流入河川水質

平成 26 年度における水域別環境基準達成状況から、河川の有機汚濁の代表的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準点 34 地点のうち 29 地点で環境基準を達成しており、その全基準点に占める達成比率は 85.3% となっている。

河川別では、和歌山市内を流れる土入川や大門川等で汚濁がみられ、有田市の有田川、御坊市の日高川、白浜町の富田川および日置川といった大きな河川は比較的きれいな水質を保っている。

(4) 流入河川

① 河川流量

和歌山県には、大台ヶ原を水源として県北部を西流し紀伊水道に注ぐ紀の川、日本最多雨量地帯の大峰山脈に源を発し県東部を流下し熊野灘に至る熊野川の2つの一級水系がある。この2河川に挟まれて317本の二級河川、92本の準用河川およびその他の普通河川があり、豊かな自然環境を有する河川が多く、水と緑豊かな環境を提供している。一方、急流河川も多く、豪雨による出水氾濫により生活環境に被害をもたらすことがある。また、多くの都市河川は低地帯を流れているため、氾濫による浸水、高潮等による被害も受けやすくなっている。

紀州灘沿岸における6河川の流量観測の記録によると、平成25年又は平成26年の年平均流量は和歌山市の紀の川が $53.13\text{m}^3/\text{s}$ （平成25年）、有田市の有田川が $16.68\text{m}^3/\text{s}$ （平成26年）、御坊市の日高川が $36.96\text{m}^3/\text{s}$ （平成26年）、田辺市の左会津川が $5.59\text{m}^3/\text{s}$ （平成26年）、白浜町の富田川が $14.18\text{m}^3/\text{s}$ （平成26年）、白浜町の日置川が $41.56\text{m}^3/\text{s}$ （平成26年）となっている。

② ダム

県下の一級水系又は二級水系に設置されているダムは9ダムある。

和歌山県県土整備部所管のダムは5ダムあり、それぞれのダムの目的としては、二川ダム（有田川）、七川ダム（古座川）が洪水調節と発電の多目的ダム、椿山ダム（日高川）は洪水調節、発電および流水の正常な機能の維持を用途とする多目的ダム、広川ダム（広川）は洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的とする多目的ダムとなっている。また、切目川ダムは洪水調節、上水道水の確保及び流水の正常な機能の維持を目的とする多目的ダムである。

(5) 生物相

① 陸域植物

a. 植物

海岸部には、ウバメガシ林・スダジイ林・ホルトノキ林などの森林が発達している。ウバメガシ林は通常は海岸の崖地に生育しており、特に沿岸南部では密度高く分布するなど、海岸景観の主要な構成要素となっている。スダジイ林は沿岸南部の島嶼やすさみ町江須崎にまとまった自然林がみられるが、沿岸域の神社林にもみられる。タブノキ林としてまとまったものは2～3の島嶼に、ホルトノキ林は沿岸域の神社林にみられる。沿岸の砂礫地や崖地には海岸特有の強い日射や潮風に耐える厚手の葉や深根などを有する草本または低木の植物群落が発達している。沿岸中部の由良町や日高町などの海岸には、亜熱帯的な外観をもつアコウの個体群がある。河口などの汽水域の塩湿地にはハマボウの低木群落や、塩湿地特有の草本群落などがみられる。

なお、由良町白崎にみられる石灰岩地等の特殊土壌地帯の植生は、それらの岩石地を好む植物によって独特の群落が構成されている。

b. 貴重な植物

紀州灘沿岸における貴重な植物（特定植物群落）としては、日高町蟻島のタブ林、田辺市神島の自然林、すさみ町稲積島の照葉樹林および江須崎のスダジイ林等（旧環境庁時の平成元年「第3回自然環境保全基礎調査」における特定植物群落の選定基準より）のほか、多くの社寺林等が選定されている。また、巨樹・巨木林の分布状況は、環境省の第6回（H11・H12）自然環境保全基礎調査・巨樹・巨木データベースによると、田辺市が192件（県全体の約15%）と最も多く、次いで和歌山市の87件（同約7%）、白浜町の51件（同約4%）となっている。

② 陸域動物

a. 哺乳類

第5回自然環境保全基礎調査（生物多様性調査種の多様性調査 第1期、平成9～10年度）および第6回自然環境保全基礎調査（生物多様性調査種の多様性調査 第2期、平成12～16年度）における哺乳類の分布調査によると、クマ、シカ、サルの大型獣をはじめ多種が生息しており、天然記念物であるニホンカモシカは第6回調査において生息区画率が増加している。これらの哺乳類は主に山岳地に集中して生息し、都市部およびその周辺地については比較的少ない。

概ね全県において分布がみられるのは、ホンドテン、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ノウサギ、ニホンザル、キツネ、タヌキであるが、アナグマ、イノシシ、キツネは第6回調査において生息区画率が減少している。主に紀北で確認されているのはイタチ、タイワンリス、ニホンリス、ムササビ、タイワンザル、紀中ではハクビシン、紀南ではアカネズミ、ヒメネズミで、ニホンツキノワグマは紀中・紀南の一部地域にしか確認されていない。また、増加傾向にあるニホンジカにおいては、健全なニホンジカ個体群の維持を図りながら人とニホンジカの軋轢を軽減することを目的として、「和歌山県ニホンジカ保護管理計画（平成20年9月）」が策定された。

b. 鳥 類

紀州灘沿岸における主な鳥類の生息状況は、由良町白崎海岸や美浜町にはウミネコの繁殖地があるほか、県内に生息する鳥類のうち、ヒヨドリ、スズメ、ホオジロ、ツバメ、トビ等は個体数が多く、ヒヨドリ、ホオジロ、カラス、キジバト、トビ等は年間を通じて出現率が高い。また、クマタカ、ジュウイチ、アカショウビン、コノハズク、ヤイロウチョウ等は個体数が少なく減少傾向にあると考えられる。

和歌山県は温暖な気候に恵まれていることから冬鳥が多くみられる。また、県内の大部分が森林に覆われていることから、この豊富な森林等が繁殖地となり留鳥や夏鳥も多くみられる。

一方、片男波の干潟には、チュウシャクシギ、キアシシギ等、チドリ科やシギ科の鳥が春および秋の渡りの途中に飛来している。なお、本県は本州の最南端であるため、渡り鳥のコースとして重要な位置を占めていると考えられる。

c. 淡水魚類

第 5 回自然環境保全基礎調査の動物分布調査報告書 淡水魚類（平成 14 年・環境省）における紀州灘沿岸の貴重な淡水魚類としては、カマキリ（アユカケの地方名）がみられる。

d. 両生類・爬虫類

第 5 回自然環境保全基礎調査の動物分布調査報告書 両生類・爬虫類（平成 13 年・環境省）における紀州灘沿岸の貴重な両生類・爬虫類として、カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカウミガメの 3 種が確認されている。カスミサンショウウオは海岸近くの谷間の水田や湿地、あるいは丘陵地内の水田や湿地等に産卵しその周辺に生息するが、本種の生息環境は急速に減少傾向にある。ブチサンショウウオは県内のごく一部の森林内に棲むが、残存する自然林の状況から紀南ではごく一部の海岸近くで確認されている。

アカウミガメについては、産卵場としてみなべ町千里の浜が著名であり、毎年夏になると産卵のためアカウミガメが浜に上陸してくることから、千里の浜は県指定天然記念物に指定され保護されている。この他に串本町串本地区がアカウミガメの産卵場として知られている。なお、過去には由良町小引や大引、御坊市の海岸でも上陸・産卵したといわれている。

e. 昆虫類

和歌山県における海岸に沿った地域では、アコウやウバメガシを主とした海岸林の分布とオオキンカメムシ、イソカネタタキ、タイワンクツワムシ、ハマオモトヨトウ、クロシオキシタバ、ミカドアゲハの分布がよく一致している。海岸特有の昆虫としては、ヒメマダラナガカメムシ、フタイロカミキリモドキ等が、また、黒潮の影響を受けていると思われる種としては、マメクワガタ、アヤムネスジタマムシが点在している。

③ 魚介類

紀州灘沿岸の海洋環境は沖合域を東流する黒潮の影響を受けており、また、多様な海岸地形を有していることから、沿岸・沖合域にはマグロ類、カジキ類、カツオ、シイラ類といった高度回遊性魚類をはじめとして、多種多様な魚介類が分布・回遊している。

④ 市町ヒアリング等による貴重な動植物

市町ヒアリング（平成 14 年）等であげられた貴重な動植物をみると、植物ではアコウ樹、ハマボウ、ヒメユズリハ、モチノキ、オオタニワタリのほか、スイセンやクロマツ等の回答があった。また、動物ではヒメウ、トビハゼ、ブダイ、ガザミ類、ウツボ、アカウミガメ、テーブルサンゴ群等の回答があった。

(6) 藻場・干潟・サンゴ礁・湿地

① 藻 場

紀州灘沿岸における藻場の分布状況は、和歌山市加太～美浜町日ノ御埼の間では、海南市下津町沖ノ島、地の島周辺、加太周辺、友ヶ島周辺にみられ、有田市宮崎ノ鼻から日ノ御埼にかけては、ほぼ連続して存在している。日ノ御埼～白浜町白浜の間では、美浜周辺および南部～御坊沿岸、田辺湾南部で藻場が連続して存在する。白浜・瀬戸崎～串本町潮岬の間の枯木灘ではほとんど存在せず、わずかに数ヶ所点在するのみで、潮岬西側の約 10km 間において藻場がみられる。

磯焼け現象は、和歌山県水産増殖試験場の報告（平成 5 年度～7 年度）によると、紀伊水道の海域では磯焼け現象はほとんどみられない。また、概ね日高町から白浜町にかけての紀伊水道側の海域と串本町以東の熊野灘側の海域では、黒潮の影響を受けて年毎に変化しており、何れかの海域の一方で磯焼けが起こり、もう一方では起こらないといった変化をみせている。

② 干 潟

紀州灘沿岸は、沿岸中部から沿岸南部にかけて岩礁海岸がよく発達し、さらに美浜町の日ノ御埼以南でみられる砂浜・礫浜は、荒い外洋に面して変化の激しい地勢にあることから干潟を形成し難く、まれに内湾、岩列の蔭の部分に小干潟が形成されるにすぎない。このため、平成 14 年～16 年に環境省が行った調査結果によると、干潟の分布は和歌山市友ヶ島～日ノ御埼間の紀伊水道東岸においては、「紀の川」（約 20ha、和歌山市北部の西経丁など）、「和歌川」（約 35ha、和歌山市和歌浦南など）、「西広海岸」（約 35ha、広川町西広）、「有田川」（約 15ha、有田市宮崎町など）が、また、日ノ御埼～白浜町瀬戸崎間では、「田辺湾（立ヶ谷・藤島）」（約 3ha、白浜町）、「日高川」（約 20ha、御坊市塩屋町）、「田辺湾（池田浦）」（約 4ha、）、「田辺湾（内之浦）」（約 10ha、田辺市新庄町）にみられるのみで、瀬戸崎～串本町潮岬間ではみられない。なお、当該調査の対象地点以外に、琴の浦湾奥部（海南市）、海南市加茂川、串本町橋杭岩などにも小規模ながら貴重な干潟が残っている。

③ サンゴ礁

紀伊半島のサンゴ礁は、沿岸北部では、湯浅湾の鷹島以北では現在のところ確認されておらず、鷹島から以南ではククメイシ科の諸種が点在するに過ぎない。沿岸南部では、田辺湾の権現崎以南においてはエンタクミドリイシなどが 10%未満の被度で分布する。

また、すさみ町江住～串本町潮岬間ではサンゴ礁は 10%以上の被度で分布がみられる。なかでも串本海中公園にあたる串本町高富～同町田子間は、クシハダミドリイシの圧倒的な優占により高被度サンゴ域となっており、この海域はサンゴ礁生態系を保持している世界最北端の海域となっている。

このため、平成 17 年にウガンダの首都カンパラで開催されたラムサール条約締約会議において、串本沿岸海域（574ha）は世界で唯一の非サンゴ礁域のサンゴ群落が特徴の「条約湿地」として登録された。

表 I -1-1 ラムサール条約における条約湿地

登録地区	面積	生育地	サンゴ群
鏑 浦	355ha	串本海中公園地区1～4号 ほか	クシハダミドリイシ コエダミドリイシ
潮岬西岸	205ha	住崎～上浦浜境	ヒラニオウミドリイシ
通夜島	13.7ha	串本海中公園5号地区指定 候補	オオナガレハナサンゴ (国内最大、世界最北群生域)

④ 湿 地

紀州灘沿岸における重要湿地についてみると、以下のものがあげられている。

表 I -1-2 紀州灘沿岸における日本の重要湿地の該当地

市町名	湿地名	湿地タイプ	生物群	生育・生息域
和歌山市	紀の川河口 和歌川河口	河口干潟	底生動物	紀の川河口 和歌川河口
有田市	有田川河口	河口干潟	底生動物	有田川河口
御坊市	日高川河口	河口干潟のある河口域	底生動物	日高川河口
みなべ町	和歌山千里の浜	砂浜、浅海域	ウミガメ	千里の浜
田辺市・印南町 ほか	田辺市～日高郡の ため池群	ため池	水草	田辺市～日高郡の ため池群
田辺市、白浜町	白浜～田辺湾	藻場、浅海域、サンゴ礁	海藻	白浜～田辺湾
			サンゴ	白浜鉛山湾、瀬戸
			底生動物	田辺湾
串本町	串本鏑浦、潮岬西岸	サンゴ礁	サンゴ	串本鏑浦、潮岬西岸

出典：「日本の重要湿地 500」（環境省・2001 年）

（７） 海岸景観

紀州灘沿岸は、海洋、温泉、史跡、文化財等の資源に恵まれているが、なかでも約 499km にもおよぶ長い海岸線はリアス式の美しい風景に彩られており、海岸の景観は雄大豪壮である。

紀州灘沿岸の主な景観資源は、和歌山市の鷹ノ巣や和歌浦・雑賀崎海岸、美浜町の日ノ御崎、田辺市の天神崎、白浜町の千畳敷海岸や三段壁、すさみ町の江須崎、串本町の串本海岸などであり、その多くは海食崖や波食台などの地形となっている。

1-3. 社会的特性

(1) 人 口

紀州灘沿岸の5市10町における平成25年の人口総数は683,419人（和歌山県全体の約67%）、世帯数は298,510世帯（同約68%）、人口密度は約292人／km²となっている。市町別にみると、最も多いのは和歌山市の約38.0万人（紀州灘沿岸総数の約56%）であり、次いで田辺市の約8.0万人（同約12%）、海南市の約5.5万人（同約8%）となっている。

人口動態を平成22年と平成25年でみると、田辺市が増減数－1.8千人と最も減少しており、次いで海南市の－1.7千人、和歌山市、有田市、串本町の－0.9千人で、増加は日高町の73人のみとなっている。

(2) 産 業

① 産業構造

紀州灘沿岸の5市10町における平成22年の産業別就業者の総数は288,567人で、その構成は、第3次産業が総数の約69%と最も多く、次いで第2次産業の同約23%、第1次産業の同約8%となっている。第一次産業は印南町やみなべ町が、第二次産業は海南市や有田市が、第三次産業は串本町や白浜町における割合が高くなっている。

また、平成17年と平成22年を比較すると、各産業ともに減少しており、特に第二次、第三次産業の減少が大きい。

② 農業

和歌山県の農業は、立地条件を生かした果実、野菜、花きを主体に営まれている。果実は産出額が全国第3位であり、味一みかん等の高品質果実の生産に取り組んでいるほか、梅は健康食品として評価が高まり、紀南地域を中心として生産量を飛躍的にのばしている。

紀州灘沿岸の5市10町における平成22年の販売農家数は12,348戸で、和歌山県全体の約53%を占めている。種別にみると、専業農家が販売農家数の約42%と最も多く、次いで第2種兼業農家の同約40%、第1種兼業農家の同約18%となっている。

また、平成22年の農業産出額は和歌山県全域で1,025億円である。

③ 工 業

紀州灘沿岸の5市10町における、平成25年の従業者数4人以上の製造業事業所についてみると、事業所数は1,359所（和歌山県全体の約72%）、従業者数は36,524人（同約73%）、製造品出荷額等は約26,996億円（同約91%）となっている。

また、平成21年から平成25年にかけてみると、事業所数は減少しているが、従業者数及び製造品出荷額等は増加している。

(3) 漁 業

紀州灘沿岸の 5 市 10 町における平成 20 年の経営体総数は 2,181 経営体で、市町別にみると、串本町が紀州灘沿岸総数の約 19%を占めて最も多く、次いで和歌山市の同約 13%、有田市の同約 11%となっている。

また、平成 20 年の漁獲量は 29,074 トンで、和歌山県全体の約 88%を占めている。ただし、串本町の漁協は熊野灘沿岸側にあるため、これを除くと 24,435 トンで、和歌山県全体の約 74%となる。市町別にみると、田辺市が紀州灘沿岸総数の約 19%を占めており、次いで串本町が同約 16%、有田市が同約 14%となっている。

(4) 土地利用

紀州灘沿岸の 5 市 10 町における平成 25 年 10 月 1 日現在の総面積は約 2,340km²で、和歌山県全体の約 50%を占めている。地目別（H25）にみると、山林が総面積の約 54%と最も多く、次いでその他の同 26%、畑の同 8%となっている。また、市町別（H25）にみると、田辺市が紀州灘沿岸全体の約 44%を占めて最も大きく、次いで和歌山市の同 8.9%、白浜町の同 8.6%となっている。

都市計画区域の総面積は平成 23 年 3 月 31 日現在で 46,586ha あり、和歌山県都市計画区域面積の約半数を占めている。また、用途地域面積は平成 25 年 2 月 1 日現在で和歌山県全体で 15,290ha、紀州灘沿岸全体では 12,219ha で県全体の約 80%を占める。市町村別にみると、和歌山市が紀州灘沿岸全体の約 60%を占めて最も大きく、次いで白浜町の同 14%、田辺市の同 11%となっている。

また、紀州灘沿岸における平成 18 年 4 月 1 日現在の風致地区の総面積は 735.74ha で、和歌山市が 394.24ha（計 6 地区）、白浜町が 341.50ha（計 9 地区）となっている。

(5) 港湾・漁港

① 港 湾

紀州灘沿岸には「港湾法」に基づく港湾として、国際拠点港湾（和歌山下津港）、重要港湾（日高港）、地方港湾 7 港（うち 1 港は避難港）がそれぞれ指定されている。

港湾物流の状況をみると、平成 24 年の取扱貨物量の総数は 45,198 千トンであり、和歌山県全体の約 97%を占めている。内訳をみると、外国貿易による輸入が総数の約 42%と最も多く、内国貿易の移入が同約 22%、移出が同約 17%、外国貿易の輸出が同約 12%となっている。また、港湾別にみると、和歌山下津港が紀州灘沿岸全体の約 92%を占めて最も多く、次いで日高港の同約 5%、由良港の同約 2%となっている。

② 漁 港

紀州灘沿岸には「漁港漁場整備法」に基づく漁港として、第 1 種漁港が 63 港、第 2 種漁港が 7 港、第 3 種漁港が 2 港、第 4 種漁港が 2 港の計 74 港がある。

平成 25 年の漁業地区別漁船数は、有田市箕島の 231 隻が最も多く、次いで串本町串本の 230 隻、御坊市御坊の 146 隻となっている。

(6) 交 通

① 主要道路

広域幹線道路網は、海岸線に沿って県土を半周する国道 42 号、紀の川沿いに奈良県に通じる国道 24 号を幹線軸とし、県内陸部を南北に縦断する国道 371 号、424 号と、東西に横断する国道 311 号、425 号等の骨格路線で構成されている。

高規格幹線道路としては、近畿自動車道紀勢線が大阪府との県界からすさみ南インターチェンジまでの間が供用（ただし、有田インターチェンジ～御坊インターチェンジ間は一般有料道路）されている。また、関西大環状道路を形成する京奈和自動車道の奈良県境～岩出根来インターチェンジ間が開通している（平成 27 年 12 月末時点）。

② 鉄 道

主要な鉄道としては、JR 阪和線から延伸する JR 紀勢本線が紀伊半島を海岸線に沿って運行しており、大阪方面および三重、名古屋方面と通じている。

和歌山市付近においては、JR 阪和線および JR 和歌山線の他に、私鉄の南海本線が大阪と直結しており、同社支線の南海加太線、和歌山電鐵貴志川線が地域住民の足として重要な役割を果たしている。また、御坊市においては日本最短（単線）の旅を謳い文句に、紀州鉄道が御坊駅と西御坊駅の間 2.7 km を運行しており、鉄道ファンをはじめ、年間約 11 万人(平成 25 年)の輸送を行っている。

③ 航 路

主要な定期航路としては、南海フェリー(株)の南海四国ラインが、和歌山港と徳島港との間を 1 日 9 往復（片道 120 分、うち 1 往復は盆・正月・ゴールデンウィーク等の繁忙期のみ運行）するフェリーを就航させている。

④ 空 路

主要な定期空路としては、南紀白浜空港において日本航空が、東京～南紀白浜間で 1 日 2～3 往復（片道 75 分）の運行を行っている。

(7) 歴史・文化

① 歴史

紀州灘沿岸の歴史は古く、日本の古代国家の誕生を語り継ぐ記紀神話の中に、和歌山由来のものが多く(日前宮,伊太祁曽,白浜温泉の牟婁の湯,有間皇子の物語等)。また、万葉集には、紀の川、和歌浦から白浜に至る多くの土地がその題材に取り上げられて歌われている。なかでも、白浜温泉は日本三大古湯(白浜,有馬,道後)および三大温泉地に数えられており、万葉の時代には、斉明天皇,持統天皇,文武天皇をはじめ多くの宮人が来泉したことで知られている。平安から鎌倉時代にかけては熊野詣が盛んとなり、先人は熊野三山(本宮,新宮(速玉)、那智の三大社)を目指して熊野古道を辿った。その参道の軸になったのは、京都や大阪からの紀伊路(紀路)で、沿道には数多くの文化財が残っている。1585年には豊臣秀吉の弟秀長により和歌山城が築城され、1619年に徳川頼宣が和歌山城に入り、徳川御三家のひとつ紀州徳川家の城下町として栄えた。江戸後期には紀伊国屋文左衛門等の傑出した大商人をはじめとする、近世文化をリードした多くの文化人が誕生した。明治に入ると世界的博物学者である南方熊楠、合気道の創始者である植芝盛平といった著名人が活躍している。1791年には、レイディ=ワシントン号とグレイス号の2隻のアメリカ商船が串本町大島に来航しており、これは、1853年のペリー艦隊の浦賀来航の62年前である。1890年には当時のオスマントルコ帝国の特使使節を乗せた軍艦エルトゥール号が大島沖で遭難している。

② 文化財・史跡等

紀州灘沿岸における平成26年の指定文化財の総数は国指定が118件、県指定が283件で、それぞれ和歌山県全体の約27%及び49%を占めている。

紀州灘沿岸の内訳を項目別にみると、国指定では建造物が約26%で最も多く、次いで、記念物の約23%、有形文化財の工芸品が約21%となっている。県指定では記念物が紀州灘沿岸の約37%を占め最も多く、次いで民俗文化財が同約18%、有形文化財の工芸品が同約13%となっている。

同じく市町別にみると、国指定では和歌山市が紀州灘沿岸の約42%と最も多く、次いで海南市が同約12%、田辺市及び広川町が同約9%となっている。県指定では田辺市が紀州灘沿岸の約23%と最も多く、次いで和歌山市が同約22%、海南市が同約14%となっている。

また、紀州灘沿岸における平成18年の埋蔵文化財の総数は2,683件で、和歌山県全体の約74%を占めている。項目別にみると、古墳時代のものが総数の約59%と最も多く、次いで中世時代のものが同約13%、弥生時代のものが同約12%となっている。市町別にみると、和歌山市が総数の約50%で最も多く、次いで田辺市が同約11%、御坊市が同約9%となっている。

(8) 祭り・行事

和歌山県における主な目的別観光客数から祭りの観光客数の推移（平成 22 年～26 年）をみると、毎年 150～170 万人で推移している。

紀州灘沿岸における祭り・行事は伝統的な祭りをはじめ、ビーチサッカー等のスポーツイベントまで多種多彩なものとなっており、淡嶋神社の雛流し（和歌山市）、津浪祭（広川町）、砂祭り・白浜花火フェスティバル（白浜町）、ビルフィッシュトーナメント（すさみ町）など海に関係するものが数多く行われている。

(9) 海岸・海洋レクリエーション

① 主な観光地・施設など

紀州灘沿岸における平成 26 年の観光客数は、宿泊客が 3,832,050 人、日帰客が 14,996,602 人で、それぞれ和歌山県全体の約 74%、約 59%を占めている。市町別にみると、宿泊客は白浜町が紀州灘沿岸全体の約 51%を占めて最も多く、次いで和歌山市の同約 20%、田辺市の同約 11%となっている。日帰客は和歌山市が同約 36%で最も多く、次いで田辺市の同 22%、白浜町の同約 9%となっている。

白浜町では全国的に有名な三段壁洞窟をはじめ、観光地としての景観や施設が集中しているほか、他の市町でも水族館、海洋（海中）公園、市場など人と海が関わる場が多くなっている。

② 海水浴・キャンプ場・釣り場など

和歌山県における主な目的別観光客数から海岸・海洋レクリエーションの推移（平成 22 年～26 年）をみると、海水浴、キャンプは減少傾向にあるが、潮干狩り、釣りは概ね横ばいで推移している。

紀州灘沿岸の海洋性レクリエーション資源としては海水浴場、釣り公園、ダイビングスポットなどがある。平成 19 年における海水浴場の入り込み客数は、多い順から白良浜（608 千人）、磯ノ浦海水浴場（436 千人）、片男波海水浴場（155 千人）となっている。

③ プレジャーボート

和歌山県内におけるプレジャーボートの現状について、平成 26 年度の県調査よりみると、県内には約 4,400 隻のプレジャーボートがあり、このうち放置艇は約 2,300 隻となっている。

(10) 地域の活動

地域における活動（ボランティア活動）について、本調査における沿岸 5 市 10 町に対するアンケート調査の結果からみると、回答のあった多くの市町や団体が海岸（砂浜、海水浴場、海岸林内、漁港など）の清掃活動やゴミの回収、草刈り等を行っているほか、串本町ではウミガメの保護を行っている。

(11) 関連する法規制

① 天然記念物

紀州灘沿岸における天然記念物の指定状況（平成 27 年）をみると、沿岸各地に計 42 箇所指定がある。

国指定では、由良町の門前の大岩、田辺市の鳥巣半島の泥岩岩脈、白浜町および田辺市のオオウナギ生息地、すさみ町の稲積島および江須崎の暖地性植物群落などがある。

県指定の主なものとしては、和歌山市の友ヶ島深蛇池湿地帯植物群落、海南市下津町の蛭子神社の社叢、由良町のハマカズラ自生北限地、美浜町のウミネコおよびウミネコ繁殖地、弁天島、御坊市の光専寺の柏槇、印南町の切目神社のホルトノキ、みなべ町の千里の浜、田辺市の蟾蜍岩、白浜町の熊野三所神社の社叢、旧日置川町の安宅八幡のイチイガシなどがある。近年では、白浜町の保呂の虫喰岩や、みなべ町沖のオオカワリギンチャク生息地などが指定されている。

② 自然公園

和歌山県の自然公園は、平成 27 年 9 月現在で国立公園・国定公園が各 2 地域、県立自然公園が 11 地域、面積にして約 50,033ha が指定されている。

紀州灘沿岸の国立公園は瀬戸内海国立公園（和歌山市）、吉野熊野国立公園（みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町）の 2 地域で、平成 27 年 9 月現在で面積 13,593ha（和歌山県内陸域の値）が指定されている。また、県立自然公園は西有田県立自然公園、白崎海岸県立自然公園、煙樹海岸県立自然公園の 3 地域が指定されており、平成 27 年 9 月現在で面積は 1,525ha が指定されている。

なお、紀州灘沿岸における自然公園の利用者数は平成 22 年で約 1,700 万人となっており、平成 21 年以降増加している。

③ 保安林

紀州灘沿岸における保安林は、沿岸域には潮害、干害等災害防備保安林、保健保安林等が指定されている。また、近年、森林をはじめ緑資源に対する関心が高まり、森林を森林浴等のレクリエーション活動の場として利用することが多くなっており、これらに対応して保健保安林の指定を進めるとともに、生活環境保全林整備事業を行っている。

④ 鳥獣保護区等

和歌山県では、鳥獣保護対策として鳥獣保護区等を設定し、狩猟の適正化および生息数の少ない鳥獣については積極的な保護増殖を図っている。また、貴重な鳥獣の生息地については特別保護地区を指定して重点的に保護管理を行っており、平成 27 年 3 月現在で 151 箇所（面積 50,752.5ha）の鳥獣保護区等が設定されている。

なお、紀州灘沿岸においては、和歌山市、有田市、御坊市、田辺市および白浜町の沿岸を中心に鳥獣保護区、休猟区および銃猟禁止区域等が設定されている。

⑤ 自然環境保全地域

和歌山県では、現存する貴重な自然環境を保全するため、自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な地域に対し、和歌山県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定して適正な保全に努めており、計 7 箇所約 330ha が指定されている。

なお、紀州灘沿岸においては、有田市・印南町・すさみ町の計 3 箇所に、合計面積 8.8ha が指定されている。

(12) 関連する諸計画

紀州灘沿岸に関わる上位計画および関連計画としては、新しい国土計画として「国土形成計画（全国計画・H27.8）」、「和歌山県長期総合計画(H20.3)」、「和歌山県環境基本計画（H23.4）」、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（H26.10）」、「和歌山県国土強靱化計画（H27.9）」などがあげられる。

「和歌山県長期総合計画」では、将来像を『未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山』とし、紀北を紀北都市近郊産業集積ゾーン、紀中・紀南の沿岸部を紀伊半島沿岸産業集積ゾーン、紀南の沿岸から内陸を南紀熊野地域資源活用型産業集積ゾーン、奈良県と接する内陸部を紀州内陸ネットワーク活用産業ゾーンと位置づけ、それぞれの地域特性を踏まえた施策が示されている。

「和歌山県環境基本計画」では、計画の目標の中で「人と自然が共生する社会の構築」「快適な生活環境の保全」「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」「地球環境の保全を目指した地域からの実践」「すべての人々とともに築く環境の時代」が掲げられている。

「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（H26.10）」では、東海・東南海・南海 3 連動地震及び南海トラフ巨大地震による津波発生時に、津波到達までに安全な場所へ避難が困難な地域（津波避難困難地域）の抽出及びその解消対策の方針が示されている。

このほか、三重県、奈良県との三県による「紀伊地域半島振興計画(H17.12 策定)」などがあり、これらとの整合を図りつつ、本基本計画を策定する必要がある。

(13) 海岸への要請

① 住民からの要請

アンケート（平成 14 年）の結果から、紀州灘沿岸に関わる住民からの要請を、防護・環境・利用の 3 つの視点で整理し以下に示す。この中では、「防護」や「環境」に対する要請が高くなっている。

表 I -1-3 住民からの要請

防護	・海岸の災害については、地震・台風・強風時などに不安を感じる人が多いとともに、海岸の防災施設についてはもっと安全な構造にすべきと感じている人が多く、災害対策の徹底など安全の確保が求められている。
環境	・全体的に生態系や自然景観などの保全や創出への取り組みが求められている。 ・海岸でのゴミの放置などの対策として、不法投棄の監視や取り締まり等の強化が求められている。
利用	・レクリエーション施設の整備においては自然や景観への配慮が求められている。 ・海岸の利便施設の不足や老朽化・汚れなどの不満が多く、その改善が求められている。

また、自由意見からの要望を整理すると以下のようになる。

表 I -1-4 自由意見

・高潮、津波等に対する災害対策の徹底 ・安全防災工事を最優先してほしい ・離岸堤等での砂浜の造成 ・津波に対する護岸研究および設置 ・護岸、道路等を作る場合、なるべく海岸の形状を変えないようにしてほしい ・あまり手を加えず、できる限り自然を残してほしい ・ブロック岸以外に岩塊で磯は作れないか ・これ以上、自然を壊さないでほしい ・埋め立ての規制をしてほしい ・自然景観を損なわず、できる限り保全をしてほしい ・干潟の保護に積極的に取り組んでほしい ・海岸の背後の緑を増やす対策を積極的に推進してほしい ・自然と人間が共生できるような環境整備 ・環境を重視した最小限の開発 ・各地域での清掃活動等のボランティア育成 ・ゴミの監視、取り締まりおよび罰則の強化 ・海岸周辺の駐車場およびトイレの整備 ・海水浴場の整備 ・海岸へのアクセス道路の整備 ・障害者も利用できる波止があればと思う ・海岸でのレクリエーション活動が少ない ・観光、保養施設の充実 ・磯釣り公園の整備 ・バーベキューやキャンプ等を気軽に楽しめるようなレクリエーション施設の整備 ・地元の意見を取り入れてほしい ・開発の必要なし

② 市町および関係行政機関からの要請

アンケート（平成 14 年）の結果から、紀州灘沿岸の市町や関係行政機関からの要請を整理し以下に示す。

表 I -1-5 市町および関係行政機関からの要請

防護	・海岸保全施設の整備においては、農業・漁業との連携を図り、景観および環境保全等に配慮した調和型の整備が望まれている。 ・漁港集落のほとんどが密集住宅であり、避難路等の確保が困難であるため、集落を防護する対策が求められている。 ・防災へのソフト対策としては、多くの市町で防災無線の設置が行われているものの、避難訓練や避難体制の確立についても必要であるとしている。
環境	・各関係機関がそれぞれ十分な調整を図り、自然環境への影響等を考慮し、環境保全の観点から整備する必要があるとしている。 ・ボランティア活動として多くの団体により、海浜・砂浜や海岸道路の清掃、ゴミ・空き缶等の回収、草刈り等が行われており、継続的な実施が必要となっている。
利用	・漁港が多数存在することから、各市町ともに漁港整備を中心とした整備計画を検討しているところが多くなっている。 ・海岸への安全なアクセス確保のほか、観光客等によるゴミの放置、プレジャーボートの無断係留、水上バイクや釣りのマナー等、自然環境との調和の取れた利用方法の検討が課題となっている市町が多くみられる。

③ 関係団体（環境保護団体等・利用団体）からの要請

アンケート（平成 14 年）の結果から、紀州灘沿岸に関わる環境保護団体等、利用団体からの要請を整理し以下に示す。

表 I -1-6 関係団体（環境保護団体等・利用団体）からの要請

環境保護団体等	・サンゴ礁やウミガメ、魚付き保安林など生態系の保護・回復の要望が多くあげられている。 ・海岸整備においてサンゴ礁の破壊が確認されており、海域生物に対する配慮が必要である。 ・海陸問わず、海岸に住む生きものにやさしい整備を望む。 ・海の環境保全のためには、河川流域の自然林の回復が必要である。
利用団体	・現存する自然を最大限活かした形での工事の進め方を望む。 ・ヨットは一般利用者が安価で利用できる保管施設があれば普及する。新しく整備するのではなく、漁港の活用が考えられる。 ・ヨットやボードセイリングを活用した水辺活動による町の活性化が必要である。 ・プレジャーボート利用者のマナーが悪いため、ルールづくりや啓発活動が必要である。

1-4. 海岸災害と防災・減災

(1) 既往災害

① 台 風

紀州灘沿岸は台風の常襲地帯として知られており、平均的には年に1回以上台風が上陸している。過去に来襲した台風のうち、県下に甚大な被害を及ぼしたものとして、昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風などがある。これらの台風による各検潮所の最大偏差（台風時観測潮位－予想潮位）は、和歌山検潮所で第二室戸台風時に216cm、下津検潮所で室戸台風時に220cm、串本検潮所で室戸台風時に110cmを記録している。

また、本県は海岸線が長く、複雑に入り組んでいるため、高潮に襲われる可能性が大きい。特に台風時に諸種の原因が重なり、想定を越える高潮が発生する場合がある。さらに、地盤沈下が起こっている海岸では高潮に際し、深く海水が侵入するため、不測の被害を受けることがある。

本県に大きな高潮被害をもたらす最も危険な台風経路は、昭和9年の室戸台風、25年のジェーン台風、36年の第二室戸台風などのように、四国東部から紀伊水道を北上するものであり、第二室戸台風の場合、その中心が大阪湾に達した頃に最高潮位が現れ、和歌山で通常の潮位より2m以上高くなった記録がある。

② 地震・津波

紀州灘沿岸は全長約499kmにもおよぶリアス式海岸等となっているため、津波による災害を受けやすく、地震動そのものによる災害よりも津波による災害が大きくなる場合がある。

記録によると、天武13年10月14日（684年）の南海道の大地震（ $M=8.4$ ）をはじめとして、古来、本県に津波の被害を与えた南海トラフ沿いは100年～150年ごとに巨大地震が発生しており、そのたびに地震動、津波の両面で大きな被害を出している。近世以後では、1707年の宝永地震（ $M=8.4$ ）、1854年の安政南海地震（ $M=8.4$ ）、1946年の南海道地震（ $M=8.0$ ）などがあり、これらの地震はいずれも県の東方・南方・西方の100km以内の海域で発生している。

近年で最も大きな被害をもたらした1946年の南海道地震では、地震動そのものによる被害よりも津波による被害の方がはるかに大きく、地震発生後数分で第1波の津波が来襲し、少なくとも3回以上の大津波があった。なかでも県南部の串本方面での被害が大きかった。また、震源地が地球の反対側であるチリ津波（1960年）では、白浜町で住宅全壊1戸、田辺市で住宅半壊2戸をはじめ、県全体で床上浸水945戸、床下浸水1,205戸、被害額は水産関係（主に養殖関係）をはじめ、総額14億円を超えている。和歌山県における、港湾が位置する地域での津波記録は、安政地震（1854年）で4.0～9.0m、南海道地震（1946年）で1.6～7.0m、チリ地震（1960年）で2.3～4.2mとなっている。

また、和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編（平成26年度修正）では、和歌山県下に大きな影響を及ぼす地震として東海・東南海・南海3連動地震と南海トラフ巨大地震が想定されている。地震被害想定調査によると、東海・東南海・南海地震の同時発生（3連動地震）による県内の被害は最大で死者約1万9千人、全壊家屋が約5万9千棟、南海トラフ巨大地震の場合は最大で死者約9万人、全壊家屋が約15万9千棟に達する甚大な被害が想定されている。

(2) 海岸保全区域と保全施設の整備状況

平成 25 年度の海岸統計（平成 26 年度版）による紀州灘沿岸の海岸線延長約 499km のうち、海岸保全区域となっているのは約 182km(H27.12 末)で、管理区分としては国土交通省水管理・国土保全局が約 46km、同港湾局が約 78km、農林水産省農村振興局が約 11km、同水産庁が約 47km となっている。また、海岸保全区域のうち、整備済み延長は約 111km、海岸保全施設の新設が必要な区域が約 3km、改良を必要とする区域が約 12km(以上、H27.12)で、砂浜は約 40km となっている。

海岸部は台風の襲来等による高潮や侵食が著しいため、海岸事業五ヶ年計画や海岸保全施設の整備基本計画などでは、高潮対策や越波対策と進行する侵食を防止するための海岸保全施設の整備が進められてきた。

工法としては、離岸堤、消波工、養浜工のほか、景勝地となっている砂浜などでは景観に配慮した人工リーフ（潜堤）が用いられているほか、高潮時の内水排除対策についても事業が行われている。

(3) 地域の防災計画

和歌山県地域防災計画（基本計画編、震災対策計画編・平成 26 年度修正）では、既往最大波浪（第 2 室戸台風級）に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度をおおむね確保するものとしている。

実施にあたっては、紀伊水道・紀州灘・熊野灘に面する変化に富んだ雄大な海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行うとともに、余暇活動の多様化に伴う海や海浜に親しむ人口の増加に対応して、海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図ることとしている。

地震防災対策については、東海・東南海・南海 3 連動地震による大規模災害に対して開始から概ね 10 年でソフト・ハード対策を最優先に実施し、南海トラフ巨大地震による大規模災害に対応した高台移転や複合避難ビル等構造物の整備による地域改造についても検討を進めることで、南海トラフ地震等の大規模災害による犠牲者をゼロとすることを目標としている。

また、和歌山県水防計画書(平成 27 年)では、津波における留意事項が明記され、襲来まで比較的時間を有する遠地津波の場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等を実施するものとし、襲来が短時間となる近地津波については、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならないとしている。

1-5. 長期的な課題

海岸保全基本方針及び紀州灘沿岸の現況に基づき、「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの視点から、紀州灘沿岸の長期的な課題について整理し以下に示す。

(1) 海岸の防護に係る課題

沿岸の現況特性と海岸への要請等を踏まえて、海岸の防護に係る課題は以下に示すとおりである。

現況特性と要請のまとめ
● 紀州灘沿岸は度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高波浪による海岸侵食や越波などの災害を繰り返し被ってきた。このため、県下の海岸線の約 1/3 が海岸保全区域に指定され、海岸保全施設の整備が進められてきたところであるが、保全機能が十分でない地区が残っていると同時に既存施設の老朽化も懸念されている。 ● 海岸保全施設には、背後地の保全といった防災面だけでなく、自然環境や景観の保全、海水浴場等としての利用など、多面的な配慮が求められている。 ● 紀州灘沿岸では、特に漁港・漁村の多くは背後に山が迫っている地形条件にあり、集落形態が集密居の割合が高いうえに集落内道路が狭いなど、立地条件的に高潮・津波等の災害時に孤立する可能性が高い状況にある。

主な課題
● 背後地で生活する人々の安全を確保するためには、機能不足施設や老朽化施設の補強、改良など、より安全性の高い海岸保全施設の整備による防災機能の向上が必要である。 ● 優れた消波機能をもつ砂浜や防風林となる海浜植生も含め、自然海岸の維持・保全対策が必要であるとともに、クロマツ植林等の海浜植生は定期的な調査で生育状況等を把握するなど、自然を活用した防護機能の確保に向けた対応を図ることが必要である。また、侵食対策として汀線の保全や回復、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握が必要である。 ● 海岸保全施設の整備といったハード面だけでなく、背後の急傾斜地対策や緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報の収集や発信、地域と協力した防災体制の整備、土地利用の調整など、ソフト面も含めた総合的な対策が必要である。また、地域住民が中心となった協力体制の確立により、海岸保全施設等の点検確認といった日常的な管理への参加や、防災対策に参加できるシステムづくり等が必要である。 ● 東海・東南海・南海3連動地震津波に対して、津波の到達までに安全な場所へ避難することができない地域（津波避難困難地域）が存在する。また、人口、資産集積地域や災害時の復旧拠点となる地域では、津波により壊滅的な被害が生じた場合には、復旧、復興に多大な労力、時間が必要になるとともに、社会経済情勢へ及ぼす影響も大きい。



防波堤(すさみ町)

(2) 海岸環境の整備と保全に係る課題

沿岸の現況特性と海岸への要請等を踏まえて、海岸環境に係る課題は以下に示すとおりである。

現況特性と要請のまとめ
● 紀州灘は天然記念物等の学術上貴重な生態系が豊かで、アカウミガメやウミネコ、テーブルサンゴ群など多種多様で優れた生物相を有し、それらの重要な生育・生息地も多い。また、国立公園や県立自然公園の優れた景観や豊かな樹林地、沿岸北部では県下でも数少ない砂浜海岸および人工海岸、沿岸南部では屈曲に富む岩礁海岸が連続する美しい海岸景観を有している。このように、現在は比較的良好な自然環境を保つ沿岸であるが、これらの自然環境は今後放置されれば、絶滅あるいは減少していく危険性がある。 ● 沿岸における海や河川では、現在は共に良好な水質（一部の河川を除く）を保っているが、背後地における開発や生活様式の変化等に伴い、内陸部における汚染が河川を通じて海に影響を与えることが懸念されている。また、背後地や河川流域の森林、減少している魚付き保安林の保全・育成も必要不可欠となっている。 ● 沿岸各地では、放置ゴミや不法投棄等による海岸の汚染が懸念されている。また、海浜への車の乗り入れや、貴重種等生態系の生息地内への立ち入りによる環境影響が懸念されている。
主な課題
● 多様な生態系を未来に残す貴重な財産として守り育てていく必要があり、また、その重要性は極めて高いことから、将来にわたりこのような自然環境を維持していくため、生態系の実態調査の充実や、沿岸域の施設整備による環境影響の低減化などについて、関係機関や住民との協力を得ながら、自然環境の保全・回復に向けた取り組みを検討することが必要である。 ● 海の環境保全に向けた体験交流、海岸保全施設や海岸整備に関わる周辺施設（港湾、漁港等）における自然景観の回復を目指した景観対策・環境対策、また、環境問題が内陸から沿岸へと広がることも予想されることから、地域住民の参加・協力を中心に、内陸部からの汚染流入対策、漁業と林業の総合的・積極的な環境への取り組みなど、沿岸と背後地の連携強化を図りながら、環境保全を目指すことが必要である。 ● 現在各地で行われている、行政と関係機関、地域住民等が一体となって取り組んでいる美化活動等を今後も積極的に進め、美しい沿岸づくりに継続的に取り組んでいくことが必要である。また、施設利用のルールづくりやマナー啓発等を図るなど、行政と地域住民等が一体となって管理や広報に参加できるシステムづくりを行うなど、ソフト面での対策強化を積極的に推進していくことが必要である。



白崎海岸
(由良町)



アカウミガメ (みなべ町)



煙樹海岸〈美浜海岸〉 (美浜町)



天神崎 (田辺市)



熊野枯木灘県立自然公園 (すさみ町)



テーブルサンゴ群 (串本町)

(3) 公衆の適正な利用に係る課題

沿岸の現況特性と海岸への要請を踏まえて、公衆の適正な利用に係る課題は以下に示すとおりである。

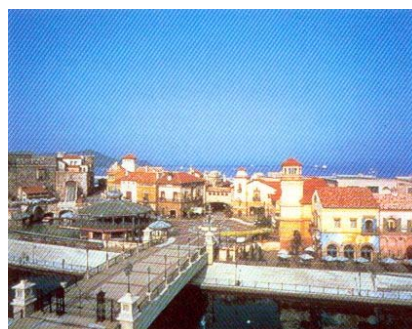
なお、本計画での海岸利用とは、一般の人々が広く利用できる海岸であるとともに、海岸保全に際しては港湾・漁港等周辺施設の利用とも十分に調整が図られた海岸利用である。

現況特性と要請のまとめ

- 紀州灘沿岸には常行寺と柏楨（和歌山市）、深専寺（湯浅町）、御崎神社とウバメガシ（県指定文化財）や王子神社と社叢林（美浜町）、切目神社とホルトノキ（印南町）といったような歴史・文化資源と自然の保存が行われている。また、塩津のいな踊り（海南町）、衣奈祭の神事や小引童子相撲、神谷の稚子踊り、横浜や阿戸の獅子舞（由良町）、田辺祭（田辺市）といった歴史的な祭事も数多く残されているが、熊野水軍に関わる日の出神社まつり（白浜町）のように、御船を浜辺に繰り出すといった、沿岸利用への対応は数少ない。
- 海に関わる観光として、夏の海水浴や春～秋のキャンプ、四季を通じて楽しめる白崎海洋公園や串本海中公園などでのスキューバダイビング、和歌山マリーナシティのポルトヨーロッパや黒潮市場など、季節による様々な楽しみがあるとともに、各市町では観光面の強化に向けた様々なイベントの開催を図っているが、一年を通じて安定した集客が図られていない。一方、沿岸におけるプレジャーボートの放置や、水上バイクによる海水浴客との事故やトラブル発生の危険性等の様々な問題もかかえており、現在は地域住民をはじめとするボランティア活動や、注意を促す看板の設置等により対処しているが、さらなる適切な対応が求められている。
- 沿岸では観光シーズンに渋滞が発生するなど、道路アクセスの面で不利な状況にあり、特に南部では幹線道路が国道42号に限られることから近畿自動車道の延伸整備が期待されている。また、沿岸では観光利用や産業利用など多種多様な利用がなされているが、背後地の開発に伴う海岸部への影響についても適切な対応を図る必要がある。



和歌浦（和歌山市）



和歌山マリーナシティ
（和歌山市）

主な課題

- 沿岸部に有する歴史・文化資源は、沿岸利用における魅力の向上において貴重な資源であり、このような沿岸における歴史・文化資源との連携や一体となった利用に向けて、その保全を支援しつつ、海岸利用への対応を可能な限り図っていくことが必要である。
- 夏以外での砂浜の利用促進や、バリアフリーに配慮した海辺へのアクセスの確保などにより、利便性の向上を図る必要がある。また、海岸の利用環境の改善や、公共水面の秩序ある利用の確立に向けて、関係機関や地域住民等との協力体制の構築のもと、施設利用者や観光客へのマナー啓発や規制措置の検討などにより、適正な利用の充実を図っていく必要がある。
- 今後の広域交通網の整備による、さらなる来訪者の増加と地域交流の活性化を踏まえ、海岸へのアクセス道路の確保に向けて、関係機関と調整を図っていく必要がある。また、背後地の開発整備に対しては適切な指導（自然環境・景観への配慮）を図るなど、地域住民にとっても快適な利用環境となるようにすることが必要である。また、沿岸利用の広報活動や情報提供などへの支援や、沿岸の各市町が一体となって取り組むための協力体制づくりやルールづくりなどが必要である。



白良浜（白浜町）

(4) 課題の総括

先に示した「防護」、「環境」、「利用」の3つの視点毎の課題を総括し、以下に示す。

紀州灘沿岸は台風の常襲地帯に位置しているとともに、複雑に入り組んだリアス式海岸は津波による被害を受けやすく、そのうえ海岸線に人口・資産が集中していることなどから、昔から台風・津波などの災害に見舞われている。従って、紀州灘沿岸は海岸の防護が特に重要であり、その課題としては、海岸保全施設の新設や、現在生じている機能不足や老朽化に対する改良など、より安全性の高い海岸保全施設の整備による防災機能の向上が必要である。また、砂浜などの自然が持つ優れた消波機能を積極的に活用した防護を図るため、自然海岸の維持・保全対策を進めていくことが必要であるとともに、緊急時の適切な情報伝達および避難経路・避難場所の確保など、ソフト面での防災対策を強化していく必要がある。

環境面における課題としては、海岸管理者だけでなく、地域全体で取り組む課題が中心となる。海岸保全施設の整備に伴う環境への配慮として、沿岸における海域・陸域の生態系の実態を十分に調査・把握することが必要であるとともに、生態系を将来にわたり適切に保全あるいは回復していくために、関係機関や地域住民等と協力しつつ自然を守り育てていくことが必要である。また、沿岸の豊かな自然景観を保全・回復していくため、沿岸整備においては海岸景観の形成に充分配慮することが必要であるとともに、内陸部との連携による環境対策を進めることが必要である。また、流入河川の水質対策においては適切な指導等を行うことが必要である。さらに、沿岸全域で問題となっている放置ゴミや不法投棄等の対策においても、関係機関や住民等と協力しつつ、ルールづくりやマナー啓発、美化活動等を積極的に進めていくことが必要である。

利用面における課題としては、沿岸各地に広がる歴史・文化資源や観光資源等と周辺環境の一体的な保全について支援していくとともに、海岸施設のバリアフリー化やアクセス性の向上等により、多様な海岸利用の要請に応え、海の魅力を発揮し賑わいのある海岸づくりが必要である。また、自然に配慮した利用に向けて観光客や施設利用者に対するマナー啓発等や、プレジャーボート対策に向けて、公共水面の適正な利用と管理に係る検討が必要である。さらに、交通アクセスや海岸アクセスの確保、背後地開発の動向、適正な海岸利用に向けた広報活動等に対しては、沿岸地域が一体となって情報交換やその対応策を検討するなど、地域で取り組んでいくための体制づくりが必要である。

以上のように、3つの視点において様々な課題を有しており、また、各視点の相互関係が重要であるなかで、紀州灘沿岸においては防護面において、まだ地域住民の安全な生活が十分に確保できていないところがある。このため、現時点ではこのような防災面での対応が遅れていることを特に考慮する必要がある。

1-6. 基本理念

紀州灘沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、紀州灘沿岸の海岸保全に関する基本理念およびテーマを以下のように設定する。

基本理念

紀州灘沿岸には、万葉の昔から風光をたたえられた和歌浦をはじめ、西有田の典型的な沈降海岸、白い岩肌の白崎海岸、白浜から串本にかけての海蝕崖や岩礁、サンゴ礁など特徴的な海岸がある。

また、黒潮の影響を受ける沿岸の南側では、ハカマカズラやシラタマカズラといった暖地性植物が分布するほか、河口部のハマボウ群落、煙樹海岸（美浜海岸）の約 6km に及ぶクロマツの大松原などの緑が織りなす海岸美など、紀州灘特有の原風景が息づいている。これらは四季折々に美しい海岸景観を形成するとともに、様々な生態系に豊かな生息環境を与えており、自然あふれる環境が存在している。

しかし、古来より自然災害が多いところで、台風や津波が繰り返し来襲して人々の生活に被害を与えており、紀州灘沿岸は自然の猛威と戦い続けてきた海岸でもある。

これらの豊かで多様な自然環境と紀州灘特有の原風景を守り伝え、人と海の歴史や人と人、人と自然の交流の中で、文化を継承し未来に活かしていくとともに、繰り返す台風や津波等による災害を防ぎ、安全で豊かな暮らしを実感でき、四季の自然を大切にしたい 21 世紀の交流空間づくりを図っていくことが重要である。

よって、紀州灘沿岸における海岸保全の基本理念を以下のように設定する。

＜＜ 紀州灘沿岸海岸保全の基本理念 ＞＞

紀州灘沿岸は地球環境の視点からも守るべき海岸としての認識を高め、現在の自然環境の維持やサンゴ礁の保護といった環境面での配慮を行いながら、古代より各地から絶えず集まり交わる人と歴史・文化により育まれた故郷を、台風や津波等による災害から守ることを基本とし、未来へと継承していくための 21 世紀の海岸づくりを目指す。



テーマ

万葉集に歌われた歴史の地
古来より育まれた雄大豪壮なリアス式海岸の原風景
黒潮の恵みを受けた多種多様な自然
繰り返す台風や津波などの脅威に耐え
自然・歴史・文化と人が育んだ故郷の海岸

みんなで守ろう・育てよう・楽しもう
紀州から未来へ発信！癒しの故郷・海岸づくり

1-7. 基本方針

前項の現況・課題および基本理念・テーマを受けて、紀州灘沿岸の海岸保全に関する基本方針を以下のように設定する。

基本方針

■ 安全で安心して生活できる海岸づくりを進める

- ・ 古来より続けてきた沿岸での生活を災害から守り、将来に継続していくため、人々が安全で安心して生活できる海岸づくりを推進する

■ 地域と一体となって緊急時における海岸管理体制を確立する

- ・ 地域住民と行政が一体となって、迅速な情報提供や避難誘導などソフト面での対策を強化し、緊急時における安全性の高い海岸管理体制を確立する

■ 紀州灘特有の豊かで多様な自然環境と風景の保全と創出を図る

- ・ 干潟や藻場、海岸林、サンゴ礁、砂浜など、生物生息域の保全と回復に努めつつ、豊かで多様な緑あふれる海辺の自然環境や、水と緑が織りなす海岸風景の保全と創出を図る

■ 歴史・文化を活かし継承する海辺環境を創出する

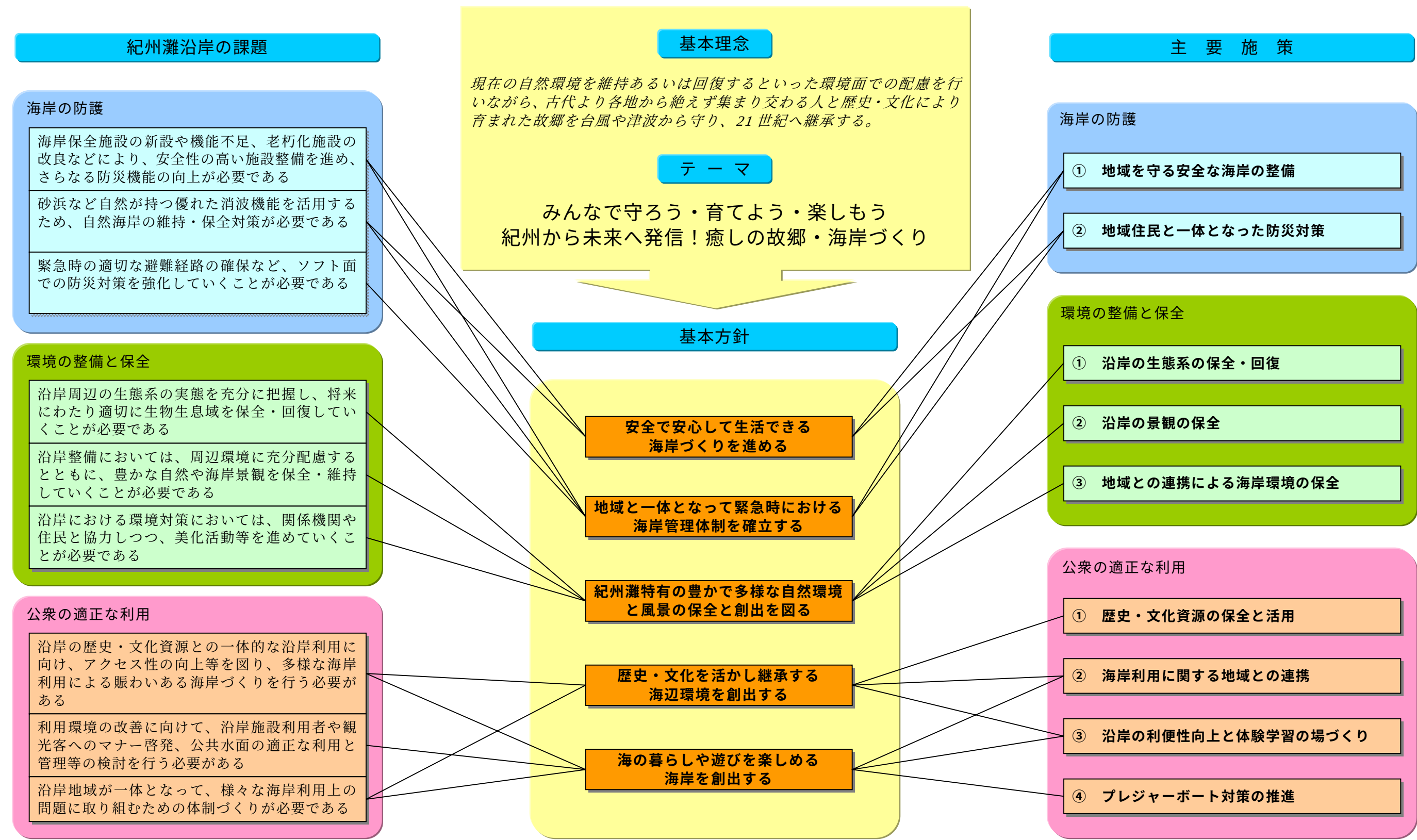
- ・ 海辺と人とのふれあいの場づくりやアクセス性の向上に努め、地域や沿岸に根ざした歴史的・文化的資源を活用し継承できる海辺環境を創出する

■ 海の暮らしや遊びを楽しめる海岸を創出する

- ・ 多様な海岸利用や海辺の生活環境の改善などの要請に応え、地域と住民が連携して海の暮らしや遊びを楽しめる海岸を創出する

1 - 8 . 施策展開に向けての流れ

紀州灘沿岸の今後の課題と保全に関する基本方針等を受けて、紀州灘沿岸における3つの視点毎の主要施策について整理する。



2. 海岸の防護に関する事項

ここでは、防護すべき地域、防護水準等の海岸防護の目標およびこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

2-1. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される、以下の地域とする。

- 高潮からの防護

防護水準として設定した潮位および波浪が発生した場合の浸水区域とする。

- 津波からの防護

発生頻度が高いレベルの地震として想定される東海・東南海・南海3連動地震による津波の浸水区域とする。

- 侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。

(2) 防護水準

高潮や越波等による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護することを目標とする。計画高潮位は、通常は既往の最高潮位（第二室戸台風または伊勢湾台風時の潮位）を基準とし、背後の人家の集積状況や災害発生状況に応じて、朔望平均満潮位に既往の最大偏差等を加えた高さについても考慮した防護を図る。また、河川の影響のあるところについては、河川水位を考慮して適切に計画高潮位を設定する。防護水準は、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に設定することとし、地域住民と一体となったソフト面での対策などにより、総合的な防護を図る。

津波による浸水被害の防護については、約90年～150年周期と発生頻度が高く、今世紀前半に発生する可能性が極めて高いと言われている東海・東南海・南海3連動地震による津波に対して防護することを目標とし、当面は津波避難困難地域を解消するための対策及び経済被害を抑え早期の復旧復興に繋げるための対策を進める。

侵食による被害の防護については、侵食の進行している海岸では現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

2-2. 防護の目標を達成するための施策

① 地域を守る安全な海岸の整備

紀州灘沿岸は、これまで高波浪による越波や海岸侵食などの災害対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、まだ保全機能が十分でない地区があるとともに、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。

津波に関しては東海・東南海・南海 3 連動地震による津波に対して防護することを目標としているが、喫緊の課題として、津波の到達までに安全な場所へ避難することができない地域（津波避難困難地域）が存在しており、これらの地域を早急に解消する必要がある。また、産業の集積地区や防災拠点等の主要な地域においては、経済被害を抑え早期の復旧復興に繋がる対策を行う必要がある。

加えて海岸保全施設の整備に際しては、背後地の防護といった防災面だけではなく、豊かな自然環境や景観の保全、海水浴場等としての利用など多面的な配慮も強く求められている。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 沿岸での人々の安全で安心できる生活を守るために、海岸保全施設の新設や、機能不足施設や老朽化施設の改良などにより、防災機能の向上に努めていく。その際には、景観や利便性、アクセス性に配慮した施設や、複数の施設が一体となった面的防護方式を積極的に採用していく。
- 東海・東南海・南海 3 連動地震による津波に対して防護することを目標としているが、当面の施策として、津波避難困難地域の解消のため、また、地域の経済被害を抑え早期の復旧復興のためのソフト、ハードの連携した対策を実施していく。
- 海岸保全施設の損害や異常箇所の早期発見・補修・改修等を図ることができるよう、日常的な点検や維持管理等を継続的かつ適切に行う。
- より高質で安全な海岸の整備を進めるため、優れた消波機能を持つ砂浜や、防風林となる松林等の海浜植生をも含めた自然海岸の保全・維持に努めていく。砂浜の侵食対策を実施する際には、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ適切な土砂管理を行い、砂浜の維持・復元を図っていく。

② 地域住民と一体となった防災対策

背後地の防護においてはソフト面での防災対策も重要であり、特に津波は地震発生地点および津波到達時間の関係から、地域によっては早急な避難が必要となる。このため、ソフト面での様々な対策を効果的に組み合わせることが重要である。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 地域住民の防災意識の向上および防災知識の普及を進めるとともに、各市町へのハザードマップ等の作成指導やデータ提供、適切な緊急連絡体制や避難誘導体制の確立、避難経路・避難場所の調整・確保、災害発生時の対応方法についてのマニュアルづくり、迅速・適切な情報の収集・発信といった情報伝達システムの確立など、行政と地域住民等が一体となった防災対策への取り組みを進める。

3．海岸環境の整備および保全に関する事項

海岸環境を整備し保全するために実施しようとする施策について、以下のように設定する。

3-1．海岸環境の整備および保全のための施策

① 沿岸の生態系の保全・回復

紀州灘沿岸の豊かな生態系や生息の場は失われやすく、またその回復には長期の時間を要し、特に干潟や藻場、サンゴ礁などの復元は困難となることが多い。このような自然環境は、沿岸での生活をはじめ、漁業や観光などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを提供する存在として重要であるとともに、水産資源の保全・回復や栽培漁業にも有効である。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 海岸保全施設整備の際には、生態系についての詳細な調査を行い、特に重要な生態系がある場合にはその保全に向けて、関係機関や有識者、地域住民の参画による意見調整を図るものとする。
- 砂浜への車両の乗り入れは、海浜植生やアカウミガメの産卵に多大な影響を及ぼす行為であることから、各市町や地域住民等と連携しつつ、進入禁止区域の設定や利用規制といったルールづくり等を進める。
- 貴重な海浜植生については、生息地毎に拠点を設定し、人の進入を制限するといった生息地内立入規制や、地域住民の参加による植生調査や保護教育・活動の推進などにより、行政と地域住民が一体となって継続的に保全対策を推進する。また、沿岸に分布する海浜植物、特定植物群落や魚付き保安林等について、群落一体とした面的な保全に努める。

② 沿岸の景観の保全

紀州灘沿岸の豊かで多様な自然景観の保全および創出を図り、将来にその姿を伝えていくとともに、海岸では砂浜や松林、集落、背景と山並みなどの多様な景観要素が海辺景観を構成していることから、個々の景観要素の保全を図りつつ、沿岸全体として良好な海辺景観の形成を目指していくものとする。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 海岸保全施設整備の際には、特に重要な景観資源がある場合には、事前に景観調査を行うとともに、関係機関や有識者、地域住民の参画による意見調整を図るものとする。また、施設整備においては、構造物の表面処理や材質、色彩などに配慮し、自然景観との調和に努めるものとする。さらに、砂浜は防護機能に併せ、美しい海岸景観の形成に重要な役割を果たしているため、優れた海岸景観が損なわれることのないように、砂浜の保全・回復に努める。
- 海岸部に点在する国立公園・県立自然公園の第1種特別地域は、現在の景観を極力保護することが必要な地域であるため、これらの保護・管理の徹底化に関

係機関と連携のうえ推進していく。また、必要に応じて新たに保全地域の指定を行うなど、保全すべき区域の拡大を視野に入れた保全対策および管理体制の確立を推進する。

- 沿岸の特徴的な漁村風景といった集落景観については、その風景を守り活かすための建築協定や景観条例等の指定や助成等の方策を関係機関等と協力して検討するなど、海辺の景観づくりを支援していく。
- 紀州灘の沿岸の優れた景観を活かすため、展望地やアクセスとなる遊歩道等の環境整備についても、関係機関等と連携し支援していく。

③ 地域との連携強化による海岸環境の保全

海岸環境の保全は海側だけでなく、流入河川の中・上流域や背後地域の生活排水対策や森林保全が密接に関わるため、海・陸が一体となって、海や河川の水質浄化や、森林の保護活動、植林の推進など、ソフト面での環境保全対策を推進する必要がある。また、ゴミ放置や漂着ゴミなども、流域全体で地域住民との連携を緊密にし、環境教育等により海岸愛護の活動を促し、より適切な管理体制を確立する必要がある。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- ゴミ放置や漂着ゴミなどの海岸の美化問題については、現在行われているゴミの定期監視や、ゴミ回収等への支援の輪を広げていくとともに、沿岸施設の利用者や観光客へのマナー啓発をさらに進める。さらに、海岸協力団体制度を活用し、地域住民やボランティア、地域の事業者や来訪者等を含めた美化活動に参加しやすいシステムづくりや人材育成、地域住民や子供へのわかりやすい海辺での環境教育を行い、継続的に美しい海岸の維持管理に努める。
- 沿岸全体の生態系や景観の保全、突発的な油流出事故などの環境災害への対応のため、各市町の連携による沿岸ネットワーク体制の確立、沿岸各地の海岸環境の定期的な情報収集・公開等による環境情報の共有化および、これを将来にわたり継続的に管理していくための体制づくりを進める。

4．海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策について、以下のように設定する。

4-1．公衆の適正な利用を促進するための施策

① 歴史・文化資源の保全と活用

紀州灘沿岸に分布する数多くの歴史・文化資源は、人々に憩いと安らぎを供与する存在であるとともに、観光、レクリエーションなどの主要産業にとっても貴重な資源であり、その保全と活用に努める必要がある。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 海岸保全施設の整備においては、沿岸や背後地に残る歴史・文化資源や行事に影響が生じないように配慮するとともに、必要に応じてこれらの資源を活かすような対応を検討する。例えば、白浜町の日の出神社まつり（熊野水軍の諸手船をかたどった御船を神社から八幡浜まで運び汐でうち浄める）や、串本町田並での秋祭りのように、海との関係が深い行・祭事やイベント等については、海辺へアクセスしやすい環境整備などにより、積極的に支援していく。

② 海岸利用に関する地域との連携

海岸散策や釣りなどの日常的で身近な利用とともに、海洋レクリエーション活動などの、沿岸の多様な利用に応えるような海岸づくりを目指すためには、沿岸の各市町が一体となり取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 沿岸施設や観光資源の分布状況、観光シーズンにおける施設や道路の混雑状況など、海岸に係る情報を沿岸市町が連携して共有、発信できる体制づくりを支援する。
- 地域住民による海辺の定期調査やモニター活動といった海岸監視や、里海・里浜づくりのためのインストラクター等の人材育成といった活動など、地域が主体的に行う海岸利用を積極的に支援する。

③ 海岸の利便性向上と体験学習の場づくり

海辺へのアクセスの確保や社会的弱者（高齢者、障害者、子供）に配慮しつつ、多様な海岸利用の要請に応え、海の魅力を発揮し賑わいある海岸づくりを行うため、海岸の利便性の向上を図る必要がある。

これらを踏まえて施策を整理し以下に示す。

- 安全で快適な海辺へのアクセス確保のため、高齢者や障害者も日常生活の中で海辺に近づくことができ、自然とふれあえるように配慮した進入路の整備や利便施設のバリアフリー化を推進し、海岸の利便性向上を図る。その際には、幹線道路から海辺に至る、わかりやすいルート表示や案内表示にも配慮する。

- 港湾施設や漁港施設などが、海岸整備と関連性が生じる場合においては、それら施設の利便性を損なうことなく、また可能であれば一体的な活用を図りつつ、より利便性および快適性の高い施設となるように配慮した整備を推進する。
- 干潟やアカウミガメの産卵地での観察、シュノーケリングや磯の自然観察といった沿岸の生き物や植物とふれあう環境学習、さらには、地域住民やボランティアの参加による海の調査研究体制づくりなど、自然環境と海洋性レクリエーションが一体となった海浜利用への取り組みを、地域住民と連携して継続的かつ積極的に推進していく。

④ プレジャーボート対策の推進

放置艇・不法係留船については、各公共水域管理者が相互に連携し、係留保管施設整備による保管能力の向上などのハード対策と、法令、条例等に基づく規制措置の強化などのソフト対策とを組み合わせることで進めていくとともに、水域利用のルールづくりを併せて進めていく必要がある。

これらを踏まえて施策を整理し、以下に示す。

- 係留保管場所を早期に確保するために、本格的な施設整備と併せて簡易な係留保管施設の整備や、既存施設等の活用を図る。
- 法令等に基づく強制撤去措置、放置等禁止区域の指定および船艇の撤去・廃棄等の監督処分を行う。

5. ゾーン設定

ゾーンは、紀州灘沿岸における今後の海岸保全において、地域における基礎的な合意形成を図るとともに、その対象地域の特性を活かした整備の方向性を示すために設定するものである。

ゾーン設定の方法は、3つの視点それぞれの主要施策を受けて、配慮すべき項目について整理し、その項目に該当する資源等が集積している一定の区域（ゾーン）を抽出することにより行う。

配慮すべき項目については、表 I -5-1 に示すような項目を設定した。

紀州灘沿岸は海岸の防護が特に重要であり、台風や津波等による災害から守ることを基本としていることから、沿岸全域が防護の対象となる。よって、その特性の評価については表 I -5-1 に示すように津波に関連する項目を設定した。

環境や利用を対象とする区域は、主要施策との関係から該当する項目を、表 I -5-1 に示すように設定した。

なお、配慮すべき項目の中でも、さらに重要性が高いと考えられる資源等については、別途「特に配慮すべき項目」として設定し、その内容が明らかになるようにした。

表 I -5-1 視点毎の主要施策と配慮すべき項目

視点	主要施策	配慮すべき項目	特に配慮すべき項目
防護	・地域を守る安全な海岸の整備 ・地域住民と一体となった防災対策	3 連動地震の津波による浸水想定区域、人口集中地区等	津波避難困難地域、公共機関や主要な産業の集積地区等
環境	・沿岸の生態系の保全・回復 ・沿岸の景観の保全 ・地域との連携による海岸環境の保全	天然記念物、貴重な動植物、藻場、干潟、サンゴ礁、魚付き保安林、景観資源(自然景観,朝日・夕日眺望地)、国立公園・自然公園	国立公園・県立自然公園の第1種特別地域、天神崎、千里の浜、白崎海岸、ハマカズラ自生地、ウミネコ繁殖地、干潟、串本地区、テーブルサンゴ群生
利用	・歴史・文化資源の保全 ・沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり (以下は、ほぼ全域に関わる施策) ・海岸の利用に関する地域との連携 ・プレジャーボート対策の推進	指定文化財、祭り・行事、海洋性レクリエーション資源(海水浴場、レジャー・スポーツ、海辺の観光地)	全国レベルの観光資源等があるエリア(和歌浦・片男波、白浜温泉および周辺地域、串本海中公園および周辺地域)

※防護（津波）の津波浸水想定図については県ホームページを参照。

- ・想定地震：東海・東南海・南海 3 連動地震
- ・津波浸水想定図：平成 25 年 3 月公表

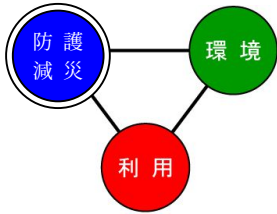
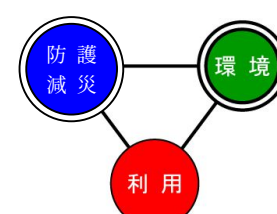
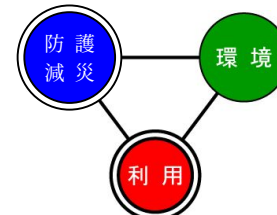
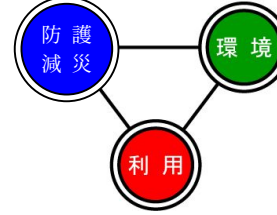
5-1. ゾーニング

ゾーニングは、前述のゾーン設定の目的および方法を踏まえて、3つの視点（防護・環境・利用）それぞれの重なり具合から、ゾーンに区分し各ゾーンの特性に応じたタイプ分類を行ったものである。例えば、防護に関連する分布が特にみられるところは、防護面において優先的に配慮が必要なところとして位置づけ、防護と環境が重なるところは両者の特性に応じた対応を図り、必要がある場合には両者の調整を行うところ等として設定した。

検討の結果、図 I-5-1 に示すように A から L の 12 ゾーンに区分した。

また、タイプ分類は各ゾーンの特徴を踏まえて、それぞれ優先的に考慮すべき視点に応じて、表 I-5-2 に示すように 4 つのタイプを設定した。

表 I-5-2 ゾーンのタイプ分類

タイプⅠ（防護型） 環境面において特に資源の分布等がみられず、海洋性レクリエーションなどの利用面もほとんどないところである。背後に市街地や産業地等が広がるなど、都市集積の高いところでは、これらを守ることが特に必要と考えられ、当面は防護を優先的に考慮するゾーンである。	
タイプⅡ（環境調整型） 貴重な自然環境・景観等の資源を多数有していることから、海岸保全においてはこれら貴重な自然資源に特に配慮しつつ、必要な場合には環境との調整を充分に行い対応を図るゾーンである。 （ただし、特に重要な自然環境があるなど、ケースによっては、ソフト面を重視しつつ、調整のうえ対応を図る）。	
タイプⅢ（利用調整型） 全国レベルの観光資源等があることから、海岸保全においては、周辺の自然環境・景観等に配慮しつつ、必要に応じて利用との調整を充分に行い対応を図るゾーンである。	
タイプⅣ（総合調整型） 貴重な自然環境・景観等の資源が豊かであり、かつ海洋性レクリエーション等の利用が多数あることから、海岸整備においては、必要に応じて環境や利用との調整が必要なゾーンである。	

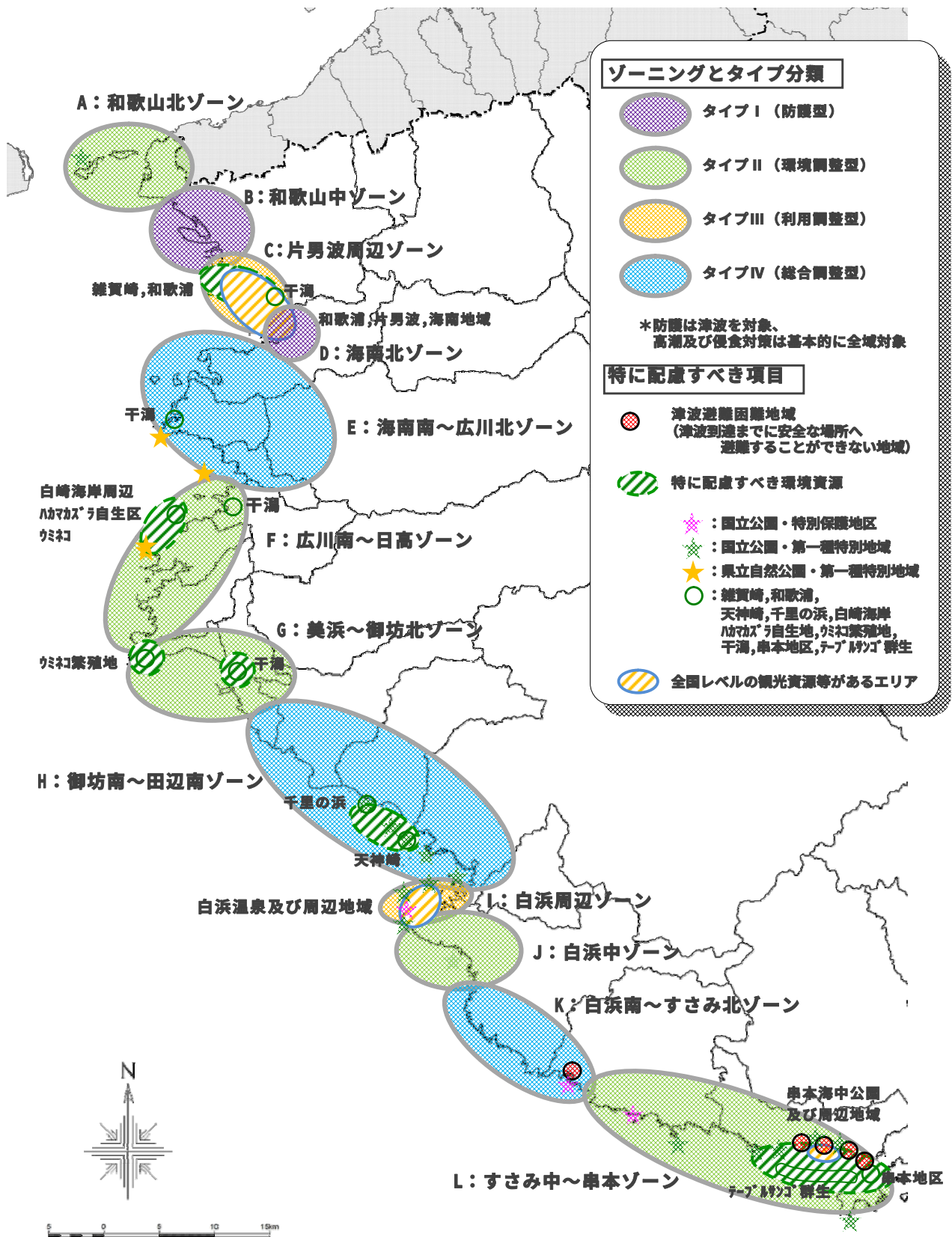


図 I-5-1 ゾーニング

このような4つのタイプ分類における海岸保全の方向性については、以下に示すように整理を行った。

【タイプⅠ（防護型）】

本ゾーンは、特に海岸の防護が中心となるゾーンであり、当面は防災対策を中心に整備を行う必要がある。また、一部に自然を有していたり、利用が行われていたりするところがある場合には、それらと海岸の防護との調和を図るため、自然環境や景観の保全に努めるとともに、自然を活かした体験型の利用展開なども考慮する。

なお、ケースによっては防護のために生態系や景観を犠牲にしなければならない可能性もあり、この場合は犠牲を最小限に抑えるように配慮する。

【タイプⅡ（環境調整型）】

海岸の防護と同時に環境も重要なゾーンで、防災対策に向けた整備が必要であるとともに、豊かな生態系や国立公園・自然公園の優れた自然景観を形成していることから、自然と一体となった海岸づくりに向けて配慮することが必要となるゾーンである。また、本ゾーンは天然記念物等の学術上貴重な自然・生物を有するところが多く、必要に応じて部分的な車の乗り入れや人の立ち入り等の禁止といった、一定の行為を規制することを考慮する必要がある。

従って、基本的には生態系や自然景観を守りつつ、ハード面での施設整備を行うが、事前の環境調査等の実施により重要な資源の存在が明らかとなり、特に自然環境を守る必要性が生じた場合には、ハード面よりソフト面を重視した防護対策や自然環境の保存を優先し整備の見直しを図るなど、その場所ごとに適切な整備を行うものとする。

【タイプⅢ（利用調整型）】

和歌山県を代表する観光資源を有しているところであり、海岸の防護においても利用面での配慮が特に必要となるゾーンである。

従って、海岸の防護との調和を図りつつ、より適正な利用を確保するため、海岸利用の増進に向けた施設整備を推進するとともに、子どもからお年寄りまで、全ての人々が安全で快適に海岸へアクセスできるバリアフリー化を積極的に進め、利用の中で海辺に近づけない海岸部等においては、自然環境に配慮しつつ必要に応じてパブリックアクセスを確保するなど、海へのアクセス性の向上に努める。さらに、海岸利用におけるマナー向上を図るためのルールづくりや啓発活動、環境教育活動においても、住民参加により積極的に進めるものとする。

【タイプⅣ（総合調整型）】

本ゾーンは恵まれた自然とともに利用も行われているゾーンであり、海岸の防護として海岸保全対策を図るとともに、各地域の自然特性に応じた環境保全を行うなかで、自然を活かした参加・体験・学習型の自然とふれあう利用展開を進めていく。

従って、海岸整備においては、防護・環境・利用の3つの視点について相互に調整を図るものとする。

5-2. ゾーン毎の基本方針

各ゾーンにおける基本方針は以下のように設定する。

ゾーン名称	基本方針
A 和歌山北ゾーン タイプⅡ (環境調整型)	○大阪府と接する県最北のゾーンで、自然が豊かな友ヶ島や加太を有し、その自然と一体となったレクリエーション利用もみられるところである。ここでは、適切な防護を図りつつ自然を守る、あるいは自然環境との調整を行うなど、柔軟な対応を図ることが必要である。 <海岸の防護> 背後の集落地や観光地等を守るための海岸保全対策を進める。 友ヶ島や加太の景観に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> 天然記念物の植物群落や貴重な動植物、藻場といった生態系の保全・回復に努める。 貴重な自然の海岸景観の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場などの海洋性レクリエーション機能の向上や海浜利用のマナー啓発等を図る。
B 和歌山中ゾーン タイプⅠ (防護型)	○県の中心産業地を背後に有しているところで、特に貴重な自然や多様な海洋性レクリエーション利用はみられないが、周辺環境との調和に留意しつつ防護を図る必要がある。 <海岸の防護> 背後の市街地、産業地等を守るため、高潮対策、侵食対策等の海岸保全対策を進める。 周辺の自然景観に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> 保安林等の保全に努める。 民間の協力による沿岸部での緑化推進など、周辺環境への配慮に努める。 <公衆の適正な利用> 和歌山北港魚釣り公園における機能向上を図る。
C 片男波周辺ゾーン タイプⅢ (利用調整型)	○県の中心市街地を背後に有し、海洋性レクリエーション地として利用されてきたところで、一部に片男波や和歌浦、雑賀崎といった自然も残されていることから、現在の多様な機能を活かしつつ、より適正な利用を確立していくことが必要である。 <海岸の防護> 背後の市街地、観光地等を守るため、高潮対策や侵食対策等の海岸保全対策を進める。 和歌浦や雑賀崎等の景観に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> 天然記念物の鷹ノ巣や貴重な動植物といった生態系や干潟の保全に努める。 貴重な自然の海岸景観の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 和歌山マリーナシティを中心に広がる海水浴場や潮干狩場、キャンプ場などの海洋性レクリエーション機能の充実、プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における人と自然の交流の活性化を図る。

ゾーン名称	基本方針
D 海南北ゾーン タイプⅠ （防護型）	○県の中心産業地を背後に有しているところで、特に貴重な自然や多様な海洋性レクリエーション利用はみられないが、周辺環境との調和に留意しつつ防護を図る必要がある。 ＜海岸の防護＞ 背後の市街地、産業地等を守るため、高潮対策や津波対策等の海岸保全対策を進める。 ＜環境の整備と保全＞ 民間の協力による沿岸部での緑化推進など、周辺環境への配慮に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における人と自然の交流の活性化を図る。
E 海南海南 ～広川北ゾーン タイプⅣ （総合調整型）	○背後に産業集積地があり、また、自然の広がりの中に観光地を有していることから、防護と併せて豊かな自然の保全、並びに適正な利用への配慮が必要である。 ＜海岸の防護＞ 背後の市街地、観光地・産業地等を守るため、高潮対策、侵食対策等の海岸保全対策を進める。 ＜環境の整備と保全＞ 貴重な動植物や藻場といった生態系や干潟の保全に努める。 貴重な自然景観の保全に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ 海水浴場やキャンプ場などの海洋性レクリエーション機能の充実、プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における人と自然の交流の活性化を図る。
F 広川南 ～日高ゾーン タイプⅡ （環境調整型）	○自然環境への配慮が求められるところであり、適切な防護を図りつつ自然を守る、あるいは自然環境との調整を行うなど、柔軟な対応を図ることが必要である。 ＜海岸の防護＞ 背後の市街地や産業地、農地等を守るため、高潮対策、侵食対策等の海岸保全対策を進める。 白崎海岸等の景観に配慮した海岸保全対策に努める。 ＜環境の整備と保全＞ 天然記念物のウミネコや貴重な動植物、藻場といった生態系や干潟の保全・回復に努める。 白崎海岸等の貴重な自然景観の保全に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ 自然環境に配慮しつつ海水浴場、釣り公園、スキューバダイビングなどの海洋性レクリエーション機能の向上、プレジャーボート等の適正な水面利用対策を図る。

ゾーン名称	基本方針
G 美浜 ～御坊北ゾーン タイプⅡ （環境調整型）	○自然環境への配慮が求められるところであり、適切な防護を図りつつ自然を守る、あるいは自然環境との調整を行うなど、柔軟な対応を図ることが必要である。 <海岸の防護> 背後の市街地や産業地、農地等を守るため、津波対策をはじめ、高潮対策や侵食対策等の海岸保全対策を進める。 煙樹海岸（美浜海岸）等の景観に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> 天然記念物のウミネコや貴重な動植物、藻場、煙樹ヶ浜のクロマツの防潮林といった生態系や干潟の保全・回復に努める。 煙樹海岸（美浜海岸）等の貴重な自然景観の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 自然環境に配慮しつつキャンプ場、釣り公園などの海洋性レクリエーション機能の向上、プレジャーボート等の適正な水面利用対策を図る。
H 御坊南 ～田辺南ゾーン タイプⅣ （総合調整型）	○背後に市街地が迫っている地区であるとともに、自然の広がりの中に観光地を有し、海洋性レクリエーション地がみられることから、防護と併せて豊かな自然の保全、並びに適正な利用への配慮が必要である。 <海岸の防護> 背後の市街地や観光地、産業地、農地等を守るため、津波対策をはじめ、高潮対策や侵食対策等海岸保全対策を進める。 サンゴ礁やアカウミガメ産卵地である千里の浜、天神崎等の自然に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> テーブルサンゴ群をはじめとする貴重なサンゴ礁の保護に努める。 アカウミガメ産卵地など貴重な動植物や藻場といった生態系の保全に努める。 千里の浜や天神崎等の自然景観の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 自然環境に配慮しつつ海水浴場やキャンプ場等の海洋性レクリエーション機能の充実、プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における安全対策および人と自然の交流活性化を図る。
I 白浜周辺ゾーン タイプⅢ （利用調整型）	○豊かな自然の広がりの中で白浜温泉や海洋性レクリエーション地がみられるところであり、現在の多様な機能を活かしながら、より適正な利用を確立していくことが必要である。 <海岸の防護> 自然を保全しつつ、高潮対策等の適切な海岸保全対策を進める。 白良浜等の自然景観に配慮した海岸保全対策に努める。 <環境の整備と保全> 貴重な動植物や藻場、サンゴ礁といった生態系の保全・回復に努める。 円月島等の自然景観の保全に努める。 <公衆の適正な利用> 自然環境に配慮しつつ海水浴場やキャンプ場等の海洋性レクリエーション機能の充実、プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における安全対策および人と自然の交流活性化を図る。

ゾーン名称	基本方針
J 白浜中ゾーン タイプII （環境調整型）	○自然環境への配慮が求められるところであり、適切な防護を図りつつ自然を守る、あるいは自然環境との調整を行うなど、柔軟な対応を図ることが必要である。 ＜海岸の防護＞ 豊かな自然を保全しつつ、高潮対策等の適切な海岸保全対策を進める。 自然景観に配慮した海岸保全対策に努める。 ＜環境の整備と保全＞ 貴重な動植物や藻場、サンゴ礁といった生態系の保全・回復に努める。 干潟敷や三段壁等の豊かな自然景観の保全に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ 自然環境に配慮しつつ、地域住民の利用に向けたアクセス機能の向上を図る。
K 白浜南～ すさみ北ゾーン タイプIV （総合調整型）	○背後に集落が点在するとともに、自然豊かな沿岸では海水浴場やスポーツ施設などの観光資源が豊富なことから、防護と併せて豊かな自然、並びに適正な利用への配慮が必要である。 ＜海岸の防護＞ 豊かな自然を保全しつつ、高潮対策、侵食対策等の適切な海岸保全対策を進める。 志原海岸等の自然景観に配慮した海岸保全対策に努める。 ＜環境の整備と保全＞ 貴重な動植物や藻場、サンゴ礁といった生態系の保全に努める。 豊かな自然景観の保全に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ 自然環境に配慮しつつ海水浴場やキャンプ場、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーション機能の充実、プレジャーボート等の適正な水面利用対策などにより、海辺における人と自然の交流活性化を図る。
L すさみ中～ 串本ゾーン タイプII （環境調整型）	○優れた海岸景観が続いているなかで、豊かな自然を活用したスキューバダイビングを中心に、自然と関係する海洋性レクリエーション利用もみられる。ここでは、適切な防護を図りつつ、サンゴ礁をはじめとする豊かな自然の保全・回復を図る、あるいは自然環境との調整を行うなど、柔軟な対応を図ることが必要である。 ＜海岸の防護＞ 豊かな自然を保全しつつ、高潮対策や侵食対策等の適切な海岸保全対策を進める。 串本海岸等の自然景観に配慮した海岸保全対策に努める。 ＜環境の整備と保全＞ テーブルサンゴ群をはじめとする貴重なサンゴ礁の保護に努める。 アカウミガメ産卵地である砂浜および串本海中公園等の貴重な動植物、藻場といった生態系の保全・回復に努める。 串本海岸等の豊かな自然景観の保全に努める。 ＜公衆の適正な利用＞ 自然環境に配慮しつつ、スキューバダイビングや海水浴場、キャンプ場等の海洋性レクリエーション機能の向上、プレジャーボート等の適正な水面利用対策を図る。

第Ⅱ編

海岸保全施設の整備に関する

基本的な事項

第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設の整備区域は、「第Ⅰ編 2-1. 海岸の防護の目標」で定めた防護すべき地域のうち、現時点で高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性が高い海岸とする。

防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される以下の地域とする。

高潮：防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域

津波：発生頻度が高いレベルの地震として想定される東海・東南海・南海3連動地震による津波の浸水区域

侵食：現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲

(1) 整備対象候補海岸の選定

本計画における整備対象候補海岸は、現時点で高潮、津波及び侵食等に対する防護の重要度が高く、かつ防災対策が要請されている海岸とする。

高潮や海岸侵食に対する防災対策が要請されている海岸とは、防護すべき地域のなかで、現在、高潮による浸水被害や侵食・越波被害の実績があつて対策が必要な箇所、機能不足や老朽化等により現時点で海岸保全施設が所要の機能を確保できていない箇所、さらに防護すべき海岸であるものの海岸保全施設が未整備の箇所とした。

津波に対する防災対策が要請されている海岸については、東海・東南海・南海3連動地震による津波の浸水想定区域のうち、背後に人口・資産集積地域あるいは公共機関や主要産業が集積する箇所を基本とし、和歌山県や関係市町の諸計画を踏まえて選定した。

上記の方針により、現時点で施設整備の重要度が高く、なおかつ防災対策が要請されている海岸を整備対象候補海岸として選定した。(表Ⅱ-1-1 参照)

なお、今後の各海岸の整備については、それぞれの海岸における防護の緊急性、重要性、必要性等の検討を行い、事業実施箇所を選定していくものである。

表Ⅱ-1-1(1) 整備対象候補海岸の整理表

行政区分	タイプ 分類	地区 海岸名	区域 番号	区域	整備の必要性	備考
和歌山市	Ⅱ	加太港海岸 深山加太地区	3	加太地先	高潮に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
	Ⅰ	和歌山下津港海岸 二里ヶ浜地区	4	磯の浦地先	高潮に対する機能不足とともに、施設の老朽化対策・環境整備の要望がある	
		和歌山下津港海岸 和歌山港地区	5	葉種畑 ～築港地先	施設が老朽化している	
	Ⅲ	和歌浦漁港海岸 和歌浦地区	6	和歌浦南地先	高潮(津波)に対する機能不足とともに、施設の老朽化が生じている。	整備中 (H26～H28予定)
		和歌山下津港海岸 片男波地区	7	和歌浦南地先	施設が老朽化しているとともに、環境整備の要望がある	
		和歌山下津港海岸 毛見布引地区	8	毛見地先	侵食に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
和歌山市 海南市	Ⅰ	和歌山下津港海岸 海南港地区	9	毛見～ 藤白地先	高潮(津波)に対する機能不足とともに、施設の老朽化が生じている	
		和歌山下津港海岸 冷水地区	10	冷水地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	
海南市	Ⅳ	和歌山下津港海岸 戸坂地区	12	戸坂地先	高潮に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
		和歌山下津港海岸 丸田・大崎地区	14	丸田・大崎地 先	侵食対策の未整備区間がある	
		和歌山下津港海岸 方地区	15	大崎・方地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている。また、環境整備の要望がある	
		和歌山下津港海岸 新田地区	16	下津地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている	
		和歌山下津港海岸 西ノ浦地区	17	下津地先	高潮に対する機能不足が生じている	
有田市	Ⅳ	和歌山下津港海岸 有田港地区	21	港町地先	施設が老朽化している	整備中 (H23～H29予定)
		和歌山下津港海岸 宮崎船越女の浦地区	23	女の浦・ 船越地先	高潮に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
湯浅町	Ⅳ	湯浅海岸 栖原地区	29	苅萩地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		栖原漁港海岸 栖原地区	30	栖原地先	高潮に対する機能不足が生じている	
湯浅町 広川町	Ⅳ	湯浅広港海岸 湯浅地区、広川地区	31	湯浅～広～ 和田地先	施設の老朽化及び高潮、津波に対する機能不足が生じている	整備中 (H23～H29予定)
広川町	Ⅱ	広川海岸 山本地区	32	白木地先	施設が老朽化している	
		広川海岸 小浦地区	33	小浦地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	
		唐尾漁港海岸 西広・唐尾地区	35	西広・ 唐尾地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	

※ゾーンタイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型
 老朽化：年数が経過して堤体の変化や劣化が著しく、海岸管理者が海岸保全施設としての所定の機能を維持できないと判断した状態
 高潮に対する機能不足：護岸・堤防背後に著しい越波が生じている状態、あるいは計画天端高に対する状況天端高が不足している状態
 津波に対する機能不足：想定される東海・東南海・南海3連動地震による津波に対し、堤防高や堤防幅等が不足している状態
 侵食に対する機能不足：砂の流出を制御する機能が不足し、現在も侵食が進行している状態

表Ⅱ-1-1(2) 整備対象候補海岸の整理表

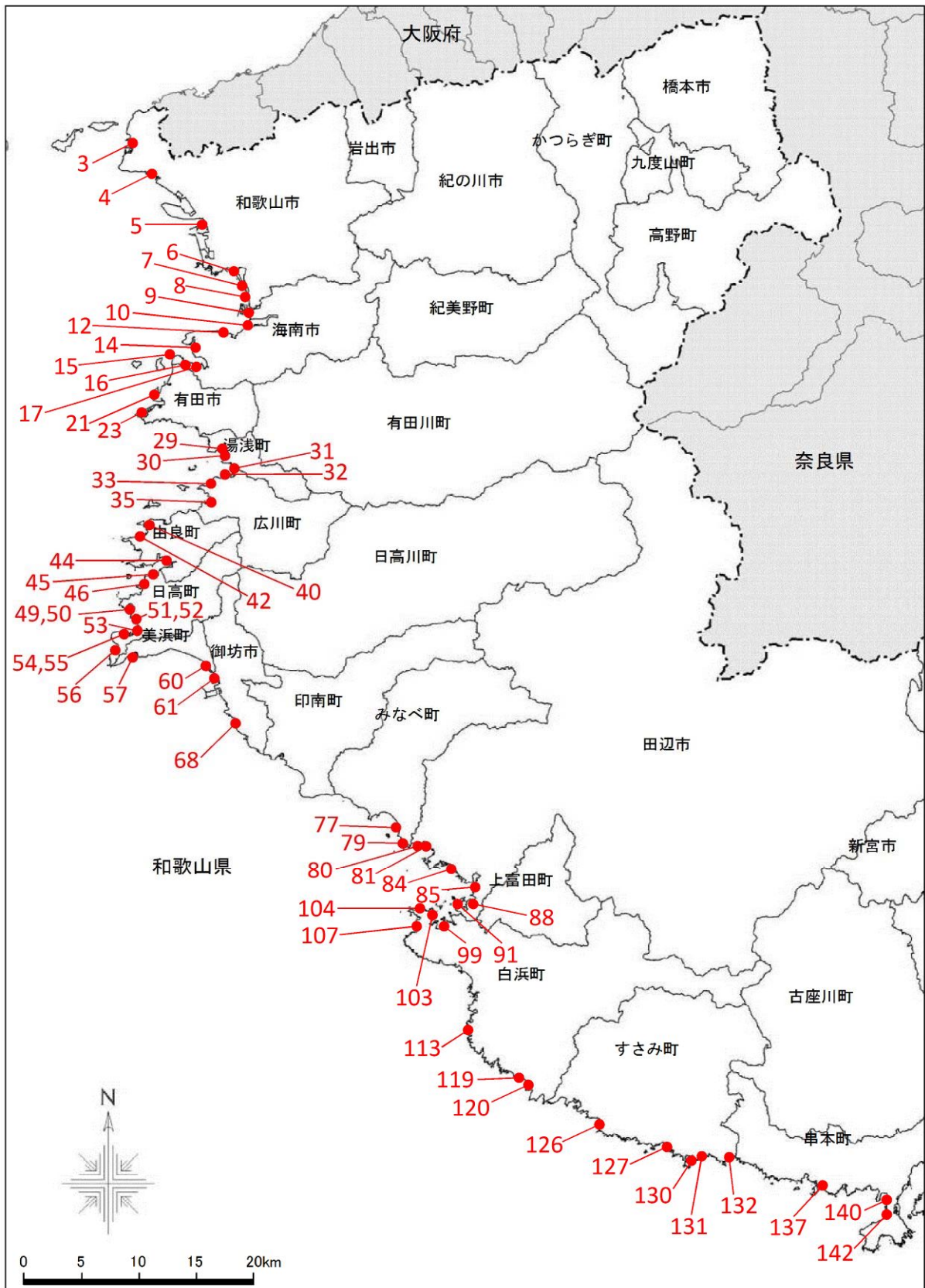
行政区分	タイプ分類	地区 海岸名	区域 番号	区域	整備の必要性	備考
由良町		戸津井漁港海岸 戸津井地区 (要指定海岸)	40	戸津井地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	
		小引漁港海岸 小引地区	42	小引地先	高潮に対する機能不足が生じている	
日由高良町		由良港海岸 神谷糸谷吹井江の駒 網代地区	44	江の駒・網代・ 阿戸・柏(小杭)地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	
日高町	Ⅱ	由良港海岸 阿戸地区	45	阿戸地先	高潮(津波)に対する機能不足が生じている	
		由良港海岸 柏地区	46	石灘・越谷地先	高潮に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
		由良港海岸 小杭地区	48	小杭地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		小浦漁港海岸 小浦地区	51	小浦地先	施設が老朽化している	
		津久野漁港海岸 津久野地区	52	津久野地先	施設が老朽化している	
		日高海岸 比井地区	53	後山・ 波戸の内地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		比井漁港海岸 比井地区	54	比井地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		産湯漁港海岸 産湯地区	55	産湯地先	侵食に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
		阿尾漁港海岸 阿尾地区	56	阿尾地先	台風時には、背後地への越波・飛沫の被害が生じており、高潮対策が必要である。	
		日高海岸 阿尾地区	57	阿尾地先 洲野地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている	
		田杭漁港海岸 田杭地区	58	阿尾地先	施設が老朽化している	
美浜町		三尾漁港海岸 三尾地区	59	三尾地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		美浜海岸 吉原・和田地区	62	吉原～ 和田地先	高潮に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
		日高港海岸 浜の瀬・田井・吉原地区	63	浜の瀬地先	施設が老朽化している。	
御坊市		加尾漁港海岸 加尾地区	70	野島地先	施設が老朽化している	
みなべ町	Ⅳ	南部漁港海岸 南部地区	79	埴田地先	高潮に対する機能不足が生じている	
堺漁港海岸 堺地区		81	堺地先	高潮に対する機能不足が生じている		
田辺市		田辺海岸 芳養地区	82	七石・ 左美地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		芳養漁港海岸 松原・井原地区	83	松原 井原地先	高潮に対する機能不足が生じている	

※ゾーンタイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型
 老朽化：年数が経過して堤体の変化や劣化が著しく、海岸管理者が海岸保全施設としての所定の機能を維持できないと判断した状態
 高潮に対する機能不足：護岸・堤防背後に著しい越波が生じている状態、あるいは計画天端高に対する状況天端高が不足している状態
 津波に対する機能不足：想定される東海・東南海・南海３連動地震による津波に対し、堤防高や堤防幅等が不足している状態
 侵食に対する機能不足：砂の流出を制御する機能が不足し、現在も侵食が進行している状態

表Ⅱ-1-1(3) 整備対象候補海岸の整理表

行政区分	タイプ分類	地区 海岸名	区域 番号	区域	整備の必要性	備考
田辺市	Ⅳ	田辺漁港海岸 磯間・扇ヶ浜・上屋敷 地区、江川地区、天神 崎地区	86	扇ヶ浜地先、 江川地先、天 神崎地先	高潮及び侵食に対する機能不足、施設が老朽化とともに、環境整備の要望がある。	整備中 (H5～H30予定)
		文里港海岸 文里東山新庄地区	87	文里・東山・新 庄地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている。	整備中 (H21～H30予定)
		田辺海岸 内の浦地区	90	内の浦地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている	
		田辺海岸 鳥ノ巣地区	92	鳥ノ巣地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている	
白浜町	Ⅲ	白浜海岸 畑崎地区	99	畑崎地先	施設が老朽化しているとともに、高潮に対する機能不足が生じている	
		白浜海岸 綱不知地区	103	綱不知地先 月崎・大阪田 地先	施設が老朽化している	
		白浜海岸 江津良地区	104	江津良地先 築屋敷・田野 口地先	施設が老朽化している	
		白浜海岸 白浜地区	107	宮前・ 白浜通り地先	侵食に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	整備中 (S56～H30予定)
	Ⅱ	白浜海岸 椿地区	113	椿地先	高潮に対する機能不足が生じている	
	Ⅳ	日置川海岸 日置地区	119	日置地先	高潮に対する機能不足が生じている	整備中 (H16～H32予定)
		日置港海岸 日置地区	120	日置地先	侵食に対する機能不足が生じている	
すさみ町	Ⅱ	すさみ海岸 口和深地区	126	口和深地先 椿原・大浜口 地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		すさみ海岸 見老津地区	127	見老津地先 長井・長井浜 地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		すさみ海岸 江住地区	129	江住地先 東地・崎山地 先	高潮に対する機能不足が生じている	
		すさみ海岸 江住地区	130	江住地先 法師・浜地地 先	高潮に対する機能不足が生じている	
		すさみ海岸 里野地区	131	里野地先 小谷・谷地先	高潮に対する機能不足が生じている	
串本町		串本海岸 田並地区	137	田ノ崎前場、 円光寺前地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		袋港海岸 串本二色地区	140	串本二色地先	高潮に対する機能不足が生じている	
		串本海岸 串本地区	142	大久保生・ 片江生地先	侵食に対する機能不足とともに、環境整備の要望がある	
く和 串歌 本山 町市	—	大川港海岸 ～串本海岸	143	—	陸開、水門等の電動化や自動化、陸開においては階段、スロープ化、管理委託を含め整備する	整備中 (H23～H28予定)

※ゾーンタイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型
 老朽化：年数が経過して堤体の変化や劣化が著しく、海岸管理者が海岸保全施設としての所定の機能を維持できないと判断した状態
 高潮に対する機能不足：護岸・堤防背後に著しい越波が生じている状態、あるいは計画天端高に対する状況天端高が不足している状態
 津波に対する機能不足：想定される東海・東南海・南海３連動地震による津波に対し、堤防高や堤防幅等が不足している状態
 侵食に対する機能不足：砂の流出を制御する機能が不足し、現在も侵食が進行している状態



図Ⅱ-1-1 海岸保全施設整備対象候補海岸位置

1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

(1) 施設整備の計画諸元

紀州灘沿岸における整備対象候補海岸として「1-1(1)整備対象候補海岸の選定」で設定した海岸について、その施設整備計画諸元(代表堤防高)を整理し、表Ⅱ-1-2に示す。

なお、代表堤防高とは、地区の代表となる場所の堤防高であり、高潮および津波に対して、以下の諸元としている。

- ・高潮：防護水準に示した計画高潮位に計画波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものを堤防高とする。
- ・津波：東海・東南海・南海3連動地震による津波の進入を防護するとともに、護岸や岸壁の機能を維持できる堤防高とする。なお、津波避難困難地域を解消するための対策においては、東海・東南海・南海3連動地震による津波の第1波を防ぐ高さを基本とする。

また、侵食については現状の汀線維持、あるいは波の打ち上げ低減のために必要となる砂浜幅や、海水浴場としての利用面積などが必要な場合には汀線の回復を図る。

(2) 施設の整備内容

これまでの検討をふまえ、整備対象候補海岸として選定した個別海岸における海岸保全施設の整備内容を表Ⅱ-1-2に示す。

また、整備対象候補海岸の整備内容整理表(表Ⅱ-1-2)に示す記載事項は、表Ⅱ-1-3に示すとおりである。

なお、ここに示した内容については、現時点での整備イメージであり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や施設構造等を決定していくものとする。

表Ⅱ-1-3 「表Ⅱ-1-2 整備対象候補海岸の整備内容整理表」への記載事項

記載事項	記載内容
配 置	<区 域> ・海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域 <規 模> ・海岸保全施設の延長 及び地区の代表となる場所の堤防高(代表堤防高)
主な施設の種類	整備する主要な海岸保全施設の種類
整備の概要	海岸保全施設の整備の必要性および整備計画の概要
特記事項	地域特性や住民意見等より設定した海岸を整備するうえでの特に配慮する必要のある事項

1 - 3 . 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって高潮による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について、表Ⅱ-1-2の整備対象候補海岸の整備内容整理表に示す。

なお、受益の地域とは本計画による整備対象候補箇所において、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮等による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

表Ⅱ-1-2（1） 整備対象候補海岸の整備内容整理表

行政区分	タイプ 分類	地区 海岸名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	受益の地域		整備の概要	特記事項	
				区域	規模 延長(m)		地域	状況		環境面	利用面
和歌山市	Ⅱ	加太港海岸 深山加太地区	3	加太地先	772	離岸堤、消波工、護岸、 養浜、突堤	加太	住宅地 自然地	現在の護岸前面に新設の護岸を築造し、駐車場、遊歩道を配し、前面に養浜及び突堤を計画する。また、港の南側に位置する地区では波浪が収れんするため、消波工及び上部工の嵩上げによって防災機能を高める。	自然公園との調和	海水浴等の利用、管理・利用 上の安全性
	Ⅰ	和歌山下津港海岸 二里ヶ浜地区	4	磯の浦地先	1,000	護岸、潜堤、養浜	磯ノ浦	住宅地 農地	堤防背後は民家が密集し、道路も狭く、利用施設の整備が進んでいないため、堤防前面に新設の護岸を築造し、ビーチハウス、駐車場、遊歩道を配し、前面に養浜及び潜堤を整備するとともに、既存施設の老朽化対策を行う。		海水浴等の利用、管理・利用 上の安全性
		和歌山下津港海岸 和歌山港地区	5	葉種畑 ～築港地先	237	護岸	築港	住宅地 工業地	歴史の古い地区であり、護岸の老朽化が激しく、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の根固めを行う。		港湾利用の維持
	Ⅲ	和歌浦漁港海岸 和歌浦地区	6	和歌浦南地先	470	堤防	和歌浦南	住宅地	避難のためには堤防を乗り越える必要があり、避難完了までに時間を要するため、避難路の整備を行う。		
		和歌山下津港海岸 片男波地区	7	和歌浦南地先	2,510	離岸堤、潜堤、養浜、突 堤、護岸	和歌浦南 布引	住宅地 公園	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸を改良する。また、片男波海水浴場において、護岸、離岸堤、潜堤、養浜、突堤等を整備し、侵食防止により防災機能を高めるとともに、海洋性レクリエーションの空間を創造する。	干潟及び海岸景観の保全	海水浴等の利用、管理・利用 上の安全性
		和歌山下津港海岸 毛見布引地区	8	毛見地先	800	潜堤、突堤、護岸、胸壁	毛見	住宅地 農地	砂浜の侵食が激しく、被災が生じているため、護岸の根固め、砂の流出防止のための突堤や潜堤を整備し、侵食を防止する。		海水浴等の利用、管理・利用 上の安全性
和歌山市 海南市	Ⅰ	和歌山下津港海岸 海南港地区	9	毛見～ 藤白地先	6,088	防波堤、水門、排水機 場、護岸	毛見、日方、 藤白、船尾	住宅地 工場地	老朽化が著しい護岸や水門・排水機場の整備を行うとともに、高潮時に柴川に潮が逆流し、付近住宅が浸水により被害を受けているため、水門及び排水機場を設置し潮位の調整を図る。また、津波対策として堤防強化を実施する。		港湾利用の維持
		和歌山下津港海岸 冷水地区	10	冷水地先	670	護岸、防波堤、水門	冷水	住宅地 工業地	津波による浸水が生じた場合に、背後地の被害が甚大であり社会経済への影響も著しく大きいため、浸水を防止するための護岸整備や津波防波堤などの整備を行う。		港湾利用の維持
海南市	Ⅳ	和歌山下津港海岸 戸坂地区	12	戸坂地先	200	護岸、養浜、突堤	戸坂	住宅地 自然地	高潮から民家を防護するとともに、戸坂地区唯一の生活道をも防護し、残っている数少ない海浜地の利用を促進するため、護岸、養浜及び砂の流出防止のための突堤の整備を行う。		親水性の向上
		和歌山下津港海岸 丸田・大崎地区	14	丸田・大崎地先	2,093	護岸(新設)、離岸堤 養浜	戸坂 大崎	自然地	戸坂海岸から田子の浦海岸に至る和歌山リゾート構想の一環をなす自然海岸の一部が侵食されているため、護岸、離岸堤、養浜を整備し、侵食を防止する。		親水性の向上
		和歌山下津港海岸 方地区	15	大崎・方地先	165	護岸、離岸堤、養浜、 水門・排水機場	大崎 方	自然地 農地	現状の護岸は、計画波浪時の打ち上げ高に対して天端高が低いため、護岸を補強するとともに老朽化した水門・排水機場を整備し防災機能を高める。また砂浜を整備し、海洋レクリエーションの場を創造する。		親水性の向上
		和歌山下津港海岸 新田地区	16	下津地先	406	護岸、消波工	新田	住宅地 自然地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸を改良し、消波工の整備を行う。また、自然海岸部分が侵食されているため、護岸を新設し、侵食を防止する。		港湾利用の維持
		和歌山下津港海岸 西ノ浦地区	17	下津地先	144	護岸、消波工 ＊上記と連続	西ノ浦	住宅地 自然地	現状の護岸は老朽化が著しいため、護岸の改良と消波工の整備を行い、越波を防止する。		港湾利用の維持
有田市		和歌山下津港海岸 有田港地区	21	港町地先	2,210	護岸、消波工	港町	住宅地 工業地 農地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸改良や消波工の増設を行う。		
		和歌山下津港海岸 宮崎船越女の浦地区	23	女の浦・ 船越地先	950	護岸、離岸堤、養浜	船越 女の浦	住宅地 自然地	現状の護岸は高波浪時に越波が生じているため、護岸及び離岸堤を整備する。		海水浴等の利用
湯浅町		湯浅海岸 栖原地区	29	荻萩地先	100	離岸堤	刈萩	住宅地 森林 道路	背後の民家を高潮による越波・浸水被害から保護するため、離岸堤を整備する。	自然公園との調和	

注）タイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型

表Ⅱ-1-2（２） 整備対象候補海岸の整備内容整理表

行政区分	タイプ 分類	地区 海岸名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	受益の地域		整備の概要	特記事項	
				区域	規模 延長(m)		地域	状況		環境面	利用面
湯浅町	Ⅳ	栖原漁港海岸 栖原地区	30	栖原地先	120	離岸堤	栖原	住宅地	台風時には民家へ越波や水路の逆流等による浸水被害が生じているため、離岸堤を整備し、越波を防止する。	自然公園との調和	漁港利用の維持
広湯川浅町		湯浅広港海岸 湯浅地区、広川地区	31	湯浅～広～ 和田地先	1,500	護岸、陸開、防波堤、 水門	湯浅広	住宅地 道路	古来より津波の被害をたびたび受けており、背後の市街地を津波の被害から防護するため、護岸の改良、陸開、水門、津波対策用の防波堤の整備を行う。＊現在整備中	自然公園との調和	港湾利用の維持
広川町	Ⅱ	広川海岸 山本地区	32	白木地先	405	護岸、突堤、樋門	白木	住宅地 農地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸を改良する。	自然公園との調和	
		広川海岸 小浦地区	33	小浦地先	178	護岸、水門	小浦	住宅地 道路 農地	津波及び高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、護岸、水門の整備を行う。	自然公園との調和	
		唐尾漁港海岸 西広・唐尾地区	35	西広・ 唐尾地先	1,045	防潮堤、護岸、水門、 陸開、養浜	西広・唐尾	住宅地 道路 農地	津波及び高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、防波堤、護岸、水門、陸開の整備を行う。	自然公園との調和	親水性の向上
由良町		戸津井漁港海岸 戸津井地区 (要指定海岸)	40	戸津井地先	389	防潮堤、水門、陸開	戸津井	住宅地	津波及び高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、高潮対策のための防潮堤・水門・陸開を整備する。	自然公園との調和	
		小引漁港海岸 小引地区	42	小引地先	167	離岸堤	小引	住宅地	背後の民家を高潮から防護するため、離岸堤の整備を行う。	自然公園との調和	
日由高良町		由良港海岸 神谷糸谷吹井江の駒網代 地区	44	江の駒・網代・阿 戸・柏(小杭)地 先	2,900	護岸、防波堤	江の駒 網代 阿戸	住宅地 工業地 道路	古来より津波の被害をたびたび受けており、背後の市街地を高潮、津波の被害から防護するため、護岸及び防波堤の整備を行う。		
日高町		由良港海岸 阿戸地区	45	阿戸地先							
		由良港海岸 柏地区	46	石灘・越谷地先	545	突堤、離岸堤(潜堤)、 護岸、養浜	柏	住宅地 農地 自然地	埋立造成により海岸線が減少し、また海浜面積も少ないため養浜等による環境整備を図る。	自然公園との調和	管理・利用上の安全性
		由良港海岸 小杭地区	48	小杭地先	80	護岸	小杭	住宅地 農地 道路	背後の民家を高潮による越波・浸水被害から防護するため、護岸を改良する。	自然公園との調和	
		小浦漁港海岸 小浦地区	51	小浦地先	730	樋門、防潮堤	小浦	住宅地 農地 道路等	護岸の老朽化が著しいため、防災機能を向上させる必要があることから、防潮堤、樋門の整備を行う。	自然公園との調和	
		津久野漁港海岸 津久野地区	52	津久野地先	340	防潮堤	津久野	住宅地 農地 自然地	現状の防潮堤は老朽化し、高波浪時には防潮堤が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、亀裂箇所の補強を行う。	自然公園との調和	
		日高海岸 比井地区	53	後山・ 波戸の内地先	329	護岸、消波工	比井	住宅地 農地 下水処理場	背後の民家を高潮による越波・浸水被害から防護するため、護岸の嵩上げ、消波工の整備を行う。	生態系の保全及び自然公園との調和	
		比井漁港海岸 比井地区	54	比井地先	922	防潮堤	比井	住宅地 農地 道路等	現状の防潮堤は老朽化し、高波浪時には背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、防潮堤の改良を行う。	自然公園との調和	

注）タイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型

表Ⅱ-1-2（3） 整備対象候補海岸の整備内容整理表

行政区分	タイプ 分類	地区 海岸名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	受益の地域		整備の概要	特記事項	
				区域	規模 延長(m)		地域	状況		環境面	利用面
日高町	Ⅱ	産湯漁港海岸 産湯地区	55	産湯地先	774	人工リーフ、突堤、養浜、 樋門、休憩所、防潮堤 等	産湯	住宅地 農地 道路等	海水浴場の砂浜が侵食されているため、人工リーフや養浜等により、砂浜の回復を図ると共に、砂の流出防止のための突堤の整備を行う。また、樋門、防潮堤の整備を行う。	自然公園との調和	海水浴等の利用、管理・利用 上の安全性
		阿尾漁港海岸 阿尾地区	56	阿尾地先	322	護岸、堤防	阿尾	住宅地 道路	現状の護岸、堤防は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強・嵩上げを行う。		
		日高海岸 阿尾地区	57	阿尾地先 洲野地先	175	護岸	阿尾	住宅地 農地 小学校	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強・嵩上げを行う。	生態系の保全及び自然公園 との調和	
		田杭漁港海岸 田杭地区	58	阿尾地先	240	防潮堤	阿尾	住宅地 農地 道路等	護岸の老朽化が著しいため、防災機能を向上させる必要があることから、防潮堤の整備を行う。	自然公園との調和	
美浜町		三尾漁港海岸 三尾地区	59	三尾地先	83	消波堤	三尾	住宅地 自然地 道路	高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、高潮対策のための消波堤を整備する。	生態系の保全及び自然公園 との調和	
		美浜海岸 吉原・和田地区	62	吉原～ 和田地先	2,160	護岸	和田 吉原	住宅地 農地 自然地	台風時には民家や施設等へ越波、飛沫により塩害が生じており、越波防止、アクセス性向上を図るための直立護岸及び緩傾斜護岸の整備を行う。	生態系の保全及び自然公園 との調和	
		日高港海岸 浜の瀬・田井・吉原地区	63	浜の瀬地先	440	離岸堤、突堤、護岸、 養浜	浜の瀬	住宅地 自然地 道路	現状の護岸は老朽化し、侵食や高波浪により護岸が崩壊し、背後地への越波・浸水による被害が懸念されるため、緩傾斜護岸、離岸堤、突堤、養浜等を整備する。	干潟や生態系の保全、海岸 景観及び自然公園との調和	
御坊市		加尾漁港海岸 加尾地区	70	野島地先	163	護岸	野島	住宅地 道路	護岸の老朽化が著しいため、防災機能を向上させる必要があることから、護岸の整備を行う。		
みなべ町	Ⅳ	南部漁港海岸 南部地区	79	埴田地先	822	護岸	埴田	住宅地 農地 道路	高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、高潮対策のための護岸を整備する。	自然公園との調和	
		堺漁港海岸 堺地区	81	堺地先	341	護岸	堺	住宅地 農地	台風時には民家へ越波・飛沫による被害が生じており、高潮対策のための護岸を整備する。	自然公園との調和	
田辺市		田辺海岸 芳養地区	82	七石・ 左美地先	150	護岸	大屋	住宅地	高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、高潮対策のための護岸を整備する。		
		芳養漁港海岸 松原・井原地区	83	松原 井原地先	400	人工リーフ、消波工、 護岸	松原井原	住宅地 道路	背後の民家を高潮による越波被害から防護するため、護岸の改良、消波工、人工リーフの整備を行う。		
		田辺漁港海岸 磯間・扇ヶ浜・上屋敷地区、 江川地区、天神崎地区	86	扇ヶ浜地先、江 川地先、天神崎 地先	640	人工リーフ、突堤 護岸、養浜、堤防	扇ヶ浜 江川 天神崎	住宅地	侵食による越波を防止するとともに、海洋性レクリエーションの場を創出を図るため、緩傾斜護岸、養浜及び越波の防止や養浜安定のための人工リーフ、突堤、利便施設等の整備を行うとともに堤防の補強を行う。＊現在整備中		海洋性レクリエーション空間として の一体利用、管理・利用上の 安全性
		文里港海岸 文里東山新庄地区	87	文里・東山・新庄 地先	1,500	護岸	文里 新庄	住宅地 道路	高潮から背後地を防護する機能が不足しているため、高潮対策のための護岸を整備する。		
		田辺海岸 内の浦地区	90	内の浦地先	120	護岸	内之浦	住宅地 農地 自然地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強・嵩上げを行う。	干潟や自然景観の保全及び 自然公園との調和	
		田辺海岸 鳥ノ巣地区	92	鳥ノ巣地先	500	護岸	鳥ノ巣	住宅地 農地	台風時には水際線に接する民家へ越波被害が生じており、また現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強・嵩上げを行う。	自然景観の保全及び自然公園 との調和	

注）タイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型

表Ⅱ-1-2（４） 整備対象候補海岸の整備内容整理表

行政区分	タイプ 分類	地区 海岸名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	受益の地域		整備の概要	特記事項	
				区域	規模 延長(m)		地域	状況		環境面	利用面
白浜町	Ⅲ	白浜海岸 畑崎地区	99	畑崎地先	250	護岸	藤島	住宅地 農地 自然地	石積護岸が老朽化しており、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強・嵩上げを行う。	自然公園との調和	
		白浜海岸 綱不知地区	103	綱不知地先 月崎・大阪田地先	773	護岸	阪田	商業地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の改良を行う。	自然公園との調和	観光リゾート地としての利用
		白浜海岸 江津良地区	104	江津良地先 築屋敷・田野口地先	910	護岸	江津良	住宅地 農地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の補強を行う。	生態系の保全	
		白浜海岸 白浜地区	107	宮前・ 白浜通り地先	270	護岸、養浜、突堤	白浜	商業地	砂の自然供給の減少により近年汀線の後退が進行しており、海浜の保全・拡大を図るため養浜を行うとともに、砂の流出を防止するための突堤を整備する。＊現在整備中	サンゴ礁の保全、アカウミガメ上陸地及び海岸景観の保全	海水浴等の利用、管理・利用上の安全性
	Ⅱ	白浜海岸 椿地区	113	椿地先	253	護岸、消波工	椿	住宅地	現状の護岸は老朽化し、高波浪時には護岸が崩壊し、背後地へ越波・浸水による被害が懸念されるため、護岸の改良を行う。		
白浜町	Ⅳ	日置川海岸 日置地区	119	日置地先	935	人工リーフ、護岸	新町 上町	住宅地 学校 役場	砂浜の消波効果の低下により、台風時に民家へ越波・浸水被害が生じるため、人工リーフや緩傾斜護岸の整備を行い、侵食及び越波を防止する。＊現在整備中	生態系の保全及び自然公園との調和	親水性の向上
		日置港海岸 日置地区	120	日置地先	280	護岸	日置	住宅地 工業地 自然地	背後の民家を侵食による越波・浸水被害から防護するため、緩傾斜護岸の整備を行う。	自然公園との調和	
すさみ町	Ⅱ	すさみ海岸 口和深地区	126	口和深地先 椿原・大浜口地先	120	離岸堤	口和深	住宅地 自然地 道路	背後の民家を高潮から防護するため、離岸堤の整備を行い、越波を防止する。 ＊現在整備中	サンゴ礁の保全、自然公園との調和	
		すさみ海岸 見老津地区	127	見老津地先 長井・長井浜地先	70	護岸、消波工	見老津	住宅地 自然地 農地	台風時には民家及び農地へ越波するため、護岸の嵩上げ、消波工の整備を行い、越波を防止する。	サンゴ礁の保全、自然公園との調和	
		すさみ海岸 江住地区	129	江住地先 東地・崎山地先	735	護岸、離岸堤	江住	住宅地 道路 鉄道	台風時には民家へ越波するため、護岸の嵩上げ、既設離岸堤の改良を行い、越波を防止する。	貴重種やサンゴ礁、自然景観の保全及び自然公園との調和	
		すさみ海岸 江住地区	130	江住地先 法師・浜地地先	500	護岸、消波工、離岸堤	江住	住宅地 道路 鉄道	台風時には民家へ越波するため、護岸の嵩上げ、消波工、離岸堤の整備を行い、越波を防止する。	サンゴ礁の保全、自然公園との調和	
		すさみ海岸 里野地区	131	里野地先 小谷・谷地先	380	離岸堤	里野	住宅地 農地 森林 鉄道	台風時には民家へ越波・流入するため、沖側に離岸堤を整備し、越波を防止する。	サンゴ礁の保全、自然公園との調和	
串本町		串本海岸 田並地区	137	田ノ崎前場、 円光寺前地先	470	離岸堤	田ノ崎前場 円光寺前	住宅地 道路	台風時には民家へ越波・流入するため、沖側に離岸堤を整備し、越波を防止する。 ＊現在整備中	サンゴ礁の保全、自然公園との調和	
		袋港海岸 串本二色地区	140	串本二色地先	130	離岸堤	向袋	住宅地 道路 鉄道	台風時には民家へ越波するため、沖側に離岸堤を整備し、港内の波浪を低減することにより越波を防止する。	サンゴ礁及び海岸景観の保全、自然公園との調和	港湾利用の維持
		串本海岸 串本地区	142	大久保生・ 片江生地先	504	養浜、人工リーフ、突堤	大久保生 片江生	住宅地	多くの人が利用する海岸であるが侵食による越波被害の恐れがあるため、養浜による海浜の維持・回復を図る。	サンゴ礁やアカウミガメ産卵地である砂浜及び海岸景観の保全、自然公園との調和	海水浴等の利用、管理・利用上の安全性
和歌山県 串本山市	－	大川港海岸～串本海岸	143	－	410基	陸閘、水門等	－	住宅地等	津波・高潮時に、陸閘・水門等の操作者の安全を確保しつつ迅速な閉鎖を図るため、陸閘・水門等について自動化等の整備を図る。		

注）タイプ分類は、タイプⅠ：防護型、タイプⅡ：環境調整型、タイプⅢ：利用調整型、タイプⅣ：総合調整型

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

2-1. 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域として、表Ⅱ-2-1に海岸保全施設整理表を示す。

2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置について、表Ⅱ-2-1の海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。

2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案し、維持又は修繕の考え方を、表Ⅱ-2-1の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視（目視点検）を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、長寿命化計画では、点検により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルを通じて、所定の防護機能を確保することを目標に、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕に要する費用の平準化を実現する仕組みの構築を図る。

■長寿命化計画策定までの維持又は修繕に関する実施方針

	巡視(定期)	巡視(臨時)
目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見	・津波、高潮による被害有無の確認 ・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見
内容	・陸上からの目視と近接目視 ・定期点検等の後の変状の進展の監視や新たな変状の発見のため、重点的かつ概括的に実施	同左
間隔	・数回／1年	・適宜
実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や台風期前など、地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定（冬季波浪後、台風期後等）
実施範囲	・定期点検等において確認された重点点検箇所（地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等）等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観	・対象施設の全延長を対象とする

表Ⅱ-2-1 (1) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
和歌山市	1	和歌山海岸 大川地区	大川地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸		447 m	3.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	2	大川港海岸 大川地区	大川字(住吉坪、柚坪、新開坪、村坪、三味谷坪)地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	胸壁		28 m	6.8 ～ 8.4	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	3	加太港海岸 深山加太地区	加太地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	堤防		921 m	4 ～ 6.4	m	加太	住宅地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	1,487 m	2.6 ～ 5.6	772 m			
							突堤	◎	基		1 基			
							導流堤		2 基		基			
							離岸堤	◎	2 基		1 基			
							消波堤(工)	◎	m		143 m			
							養浜	◎	m		470 m			
							陸閘	○	18 箇所		18 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	4	和歌山下津港海岸 二里ヶ浜地区	磯の浦地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅰ	護岸	○	2,300 m	5.4 ～ 7.6	1,000 m	磯ノ浦	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤		1 基		基			
							潜堤	◎	基		3 基			
							養浜	◎	m		1,000 m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			
							陸閘	○	7 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	5	和歌山下津港海岸 和歌山港地区	葉種畑 ～築港地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅰ	堤防		1,780 m	4 ～ 6.4	m	築港	住宅地 工業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	m		237 m			
							胸壁		1,187 m	3.0 ～ 4.4	m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			
							陸閘	○	34 箇所		23 箇所			
							樋門	○	2 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	6	和歌浦漁港海岸 和歌浦地区	和歌浦南地先	農林水産省 水産庁	和歌山県	Ⅲ	堤防	○	470 m	8.3	470 m	和歌浦南	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	7	和歌山下津港海岸 片男波地区	和歌浦南地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅲ	堤防		898 m	5 ～ 7.3	m	和歌浦南 布引	住宅地 公園	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	2,310 m	1.9 ～ 3.8	2,510 m			
							突堤	◎	2 基		2 基			
							導流堤		1 基		基			
							離岸堤	◎	6 基		3 基			
							潜堤	◎	6 基		4 基			
							養浜	◎	m		1,213 m			
							陸閘	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。

表Ⅱ-2-1（２） 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
和歌山市	8	和歌山下津港海岸 毛見布引地区	毛見地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅲ	堤防		1,055 m	3.9 ～ 6.8	m	毛見	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	◎	m		100 m			
							胸壁	◎	m		800 m			
							突堤	◎	基		2 基			
							潜堤	◎	基		3 基			
							防砂堤		60 m		m			
海南市	9	和歌山下津港海岸 海南港地区	毛見～ 藤白地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅰ	堤防		2,600 m	2.6 ～ 6.8	m	毛見、日方、 藤白、船尾	住宅地 工場地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	m		6,088 m			
							防波堤	◎○	m		237 m			
							水門	◎○	2 箇所		6 箇所			
							陸閘		1 箇所		箇所			
海南市	10	和歌山下津港海岸 冷水地区	冷水地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅰ	護岸	○	826 m	3.6 ～ 5.3	670 m	冷水	住宅地 工業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							防波堤	◎○	m		317 m			
							水門	◎	箇所		1 箇所			
							陸閘	○	9 箇所		9 箇所			
	11	塩津漁港海岸 塩津地区	塩津地先	農林水産省 水産庁	海南市	Ⅳ	堤防		819 m	3.9 ～ 6.4	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		84 m	4.3 ～ 4.4	m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			
							陸閘	○	9 箇所		9 箇所			
	12	和歌山下津港海岸 戸坂地区	戸坂地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	○	620 m	3.9 ～ 5.7	200 m	戸坂	住宅地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤	◎	1 基		1 基			
							離岸堤		3 基		基			
							養浜	◎	m		350 m			
							陸閘	○	2 箇所		2 箇所			
	13	戸坂漁港海岸 戸坂地区	戸坂地先	農林水産省 水産庁	海南市	Ⅳ						—	—	
	14	和歌山下津港海岸 丸田・大崎地区	丸田・大崎地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	◎	1,162 m	1.9 ～ 5	2,093 m	戸坂 大崎	自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							離岸堤	◎	基		3 基			
							養浜	◎	m		2,000 m			
							陸閘	○	12 箇所		8 箇所			
	15	和歌山下津港海岸 方地区	大崎・方地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	◎	1,597 m	1.2 ～ 5.6	165 m	大崎 方	自然地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							離岸堤	◎	基		1 基			
							潜堤	◎	基		1 基			
							養浜	◎	m		150 m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			
							樋門	○	1 箇所		1 箇所			

表Ⅱ-2-1 (3) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設 の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
海 南 市	16	和歌山下津港海岸 新田地区	下津地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	◎○	30 m	3.4	406 m	新田	住宅地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							消波堤(工)	◎	m		100 m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	○	12 箇所		11 箇所			
							樋門	○	1 箇所		1 箇所			
	17	和歌山下津港海岸 西ノ浦地区	下津地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	○	767 m	2.1 ～ 4.7	144 m	西ノ浦	住宅地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							消波堤(工)	◎	m		144 m			
							陸閘	○	9 箇所		8 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
樋門							○	2 箇所		2 箇所				
海 有 南 田 市 市	18	和歌山下津港海岸 初島地区	初島町 下津町地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ					—	—		
有 田 市	19	初島海岸 地の島地区	地の島地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		245 m	5.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	20	初島漁港海岸 西の浜地区	西の浜地先	農林水産省 水産庁	有田市	Ⅳ	堤防		726 m	4.9 ～ 5.9	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	21	和歌山下津港海岸 有田港地区	港町地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	○	758 m	3.2 ～ 4.3	900 m	港町	住宅地 工業地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	消波堤(工)	○	m		1,310 m									
	22	箕島漁港海岸 箕島地区	辰ヶ浜 男浦・女ノ浦地先	農林水産省 水産庁	有田市	Ⅳ	堤防		562 m	3.6 ～ 5.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		61 m		m			
							離岸堤		1 基		基			
	23	和歌山下津港海岸 宮崎船越女の浦地区	女の浦・ 船越地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸	○	419 m	3.6 ～ 5.6	950 m	船越 女の浦	住宅地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							離岸堤	◎	2 基		2 基			
							養浜	◎	m		390 m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘		1 箇所		箇所			
	24	千田漁港海岸 千田地区	千田地先	農林水産省 水産庁	有田市	Ⅳ	堤防		290 m	1.4 ～ 7.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		95 m		m			
消波堤(工)								90 m		m	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。			
陸閘								1 箇所		箇所				
25	有田海岸 千田地区	高田地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		519 m	9.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
湯 浅 町	26	湯浅海岸 田村地区	滝ヶ谷地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		804 m	6.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤		1 基		基			
	27	田村漁港海岸 田村地区	田村地先	農林水産省 水産庁	湯浅町	Ⅳ	堤防		107 m	11	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		85 m	10.5 ～ 15.2	m			
	28	栖原海岸 下地地区	栖原地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		293 m	5.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

表Ⅱ-2-1 (4) 海岸保全施設整理表

行政 区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設 の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
湯 浅 町	29	湯浅海岸 栖原地区	刈萩地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸 離岸堤		403 m 基	5.7	m 1 基	刈萩	住宅地 森林 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。
	30	栖原漁港海岸 栖原地区	栖原地先	農林水産省 水産庁	湯浅町	Ⅳ	堤防 護岸 導流堤 離岸堤 消波堤(工) 防波堤		554 m 134 m 2 基 1 基 47 m 314 m	2.4 ～ 6.9 7.0	m m 基 1 基 m m	栖原	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。
	31	湯浅広港海岸 湯浅地区、広川地区	湯浅～広～ 和田地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	護岸 離岸堤 防波堤 水門 陸閘 樋門	○ ○ ○ ○ ○	7,141 m 2 基 m 3 箇所 21 箇所 9 箇所	5.6	1,500 m 基 850 m 3 箇所 2 箇所 9 箇所	湯浅広	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	32	広川海岸 山本地区	白木地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 護岸 突堤 樋門	 ○ ○ ◎	409 m m 7 基 箇所	5.3	m 405 m 7 基 1 箇所	白木	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	33	広川海岸 小浦地区	小浦地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸 水門	○ ◎	178 m 箇所	4.5 ～ 6.5	178 m 1 箇所	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	34	西広海岸 柄杓井地区	西広柄杓井 地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防 陸閘 樋門	 	200 m 1 箇所 1 箇所	4.35 ～ 6.57	m 箇所 箇所	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
広 川 町	35	唐尾漁港海岸 西広・唐尾地区	西広・ 唐尾地先	農林水産省 水産庁	広川町	Ⅱ	堤防 護岸 養浜 水門 陸閘	○ ○ ◎ ○ ○	1,482 m m m 1 箇所 2 箇所	4 ～ 5.5	705 m 340 m 460 m 1 箇所 2 箇所	西広・唐尾	住宅地 道路 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	36	唐尾海岸 宮代地区	唐尾宮代地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防 樋門	 	441 m 2 箇所	5.84	m 箇所	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度 の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇 所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良 好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。

表Ⅱ-2-1 (5) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設 の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
由良町	37	三尾川漁港海岸 三尾川地区	三尾川地先	農林水産省 水産庁	由良町	Ⅱ						—	—	
	38	衣奈海岸 三尾川地区	衣奈 三尾川地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		272 m	4.77 ～ 6.78	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	39	衣奈漁港海岸 衣奈地区	衣奈地先	農林水産省 水産庁	由良町	Ⅱ	堤防		352 m	3.9 ～ 5.1	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		245 m	3.9 ～ 4.4	m			
							突堤		2 基		基			
							潜堤		2 基		基			
							養浜		297 m		m			
	40	戸津井漁港海岸 戸津井地区 (要指定海岸)	戸津井地先	農林水産省 水産庁	由良町	Ⅱ	堤防	○	389 m	3.9	389 m	戸津井	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							水門	◎	箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	◎	箇所		8 箇所			
	41	目津海岸 戸津井地区	目津 戸津井地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		157 m	4.41 ～ 4.47	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	42	小引漁港海岸 小引地区	小引地先	農林水産省 水産庁	由良町	Ⅱ	離岸堤	◎	基		1 基	小引	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	43	大引漁港海岸 大引地区	大引地先	農林水産省 水産庁	由良町	Ⅱ	堤防		516 m	6.1 ～ 6.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		110 m	2.4 ～ 3.9	m			
							離岸堤		1 基		基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘		9 箇所		箇所			
由良町・日高町	44	由良港海岸 神谷糸谷吹井江の駒網代地区	江の駒・網代・阿戸・柏(小杭)地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸	○	5,370 m	2.3	2,800 m	江の駒 網代 阿戸	住宅地 工業地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤		1 基		基			
							離岸堤		1 基		基			
							潜堤		1 基		基			
							防波堤	◎	m		450 m			
							養浜		100 m		m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	○	29 箇所		29 箇所			
							樋門	○	4 箇所		4 箇所			

表Ⅱ-2-1（6） 海岸保全施設整理表

行政区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設 の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
日高町	45	由良港海岸 阿戸地区	阿戸地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸	○	523 m	3.3	523 m	江の駒 網代 阿戸	住宅地 工業地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	2 箇所		2 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							樋門	○	3 箇所		3 箇所			
	46	由良港海岸 柏地区	石灘・越谷地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸	◎	190 m	3.5	545 m	柏	住宅地 農地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤	◎	2 基		4 基			
							離岸堤	◎	基		2 基			
							養浜	◎	m		230 m			
							陸閘	○	3 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	47	由良港海岸 柏地区	名艸・神田地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸		700 m	3.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤		2 基		基			
							離岸堤		3 基		基			
							潜堤		1 基		基			
							陸閘	○	5 箇所		5 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	48	由良港海岸 小杭地区	小杭地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸	○	590 m	5.2	80 m	小杭	住宅地 農地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	3 箇所		3 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	49	由良港海岸 方杭地区	方杭地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	堤防		200 m	3.2	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		148 m		m			
							陸閘	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	50	日高海岸 小浦地区	新地地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸		400 m	6.4	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	51	小浦漁港海岸 小浦地区	小浦地先	農林水産省 水産庁	日高町	Ⅱ	堤防	○	759 m	4.6	730 m	小浦	住宅地 農地 道路等	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	52	津久野漁港海岸 津久野地区	津久野地先	農林水産省 水産庁	日高町	Ⅱ	堤防	○	333 m	6.4	340 m	津久野	住宅地 農地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	53	日高海岸 比井地区	後山・ 波戸の内地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		250 m	4.8	m	比井	住宅地 農地 下水処理場	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	m		329 m			
							消波堤(工)	◎	m		329 m			

表Ⅱ-2-1 (7) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
日高町	54	比井漁港海岸 比井地区	比井地先	農林水産省 水産庁	日高町	Ⅱ	堤防	○	819 m	4.4 ～ 5.4	811 m	比井	住宅地 農地 道路等	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	55	産湯漁港海岸 産湯地区	産湯地先	農林水産省 水産庁	日高町	Ⅱ	堤防	○	804 m	3.4 ～ 6.4	596 m	産湯	住宅地 農地 道路等	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		142 m	3.4 ～ 4.7	m			
							突堤	◎	1 基		1 基			
							人工リーフ	◎	基		2 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							養浜	◎	m		380 m			
							樋門	○	2 箇所		2 箇所			
	56	阿尾漁港海岸 阿尾地区	阿尾地先	農林水産省 水産庁	和歌山県	Ⅱ	堤防	○	661 m	2.2 ～ 4	286 m	阿尾	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	391 m	4.6 ～ 7.4	36 m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	○	7 箇所		7 箇所			
	57	日高海岸 阿尾地区	阿尾地先 洲野地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸	○	303 m	4.5	175 m	阿尾	住宅地 農地 小学校	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	58	田杭漁港海岸 田杭地区	阿尾地先	農林水産省 水産庁	日高町	Ⅱ	堤防	○	239 m	5.4 ～ 8.4	240 m	阿尾	住宅地 農地 道路等	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
美浜町	59	三尾漁港海岸 三尾地区	三尾地先	農林水産省 水産庁	美浜町	Ⅱ	堤防		652 m	1.4 ～ 9.6	m	三尾	住宅地 自然地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		909 m	5.8	m			
							離岸堤		2 基		基			
							消波堤(工)	○	404 m		83 m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							防砂堤		47 m		m			
							水門		1 箇所		箇所			
							陸閘		6 箇所		箇所			
	60	三尾海岸 合母地区	三尾 合母地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		625 m	6.56 ～ 6.77	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	61	本ノ脇漁港海岸 本の脇地区	本ノ脇地先	農林水産省 水産庁	美浜町	Ⅱ	堤防		110 m	7.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		56 m	3.0 ～ 8	m			
							突堤		2 基		基			
							消波堤(工)		66 m		m			
							防砂堤		72 m		m			
	62	美浜海岸 吉原・和田地区	吉原～ 和田地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸	◎	2,997 m	9.0	2,160 m	和田 吉原	住宅地 農地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	11 箇所		11 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。

表Ⅱ-2-1 (8) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
美浜町	63	日高港海岸 浜の瀬・田井・吉原地区	浜の瀬地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	堤防		845 m	8.5	m	浜の瀬	住宅地 自然地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	◎	122 m	8.5	440 m			
							突堤	◎	基		1 基			
							離岸堤	◎	基		2 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							養浜	◎	m		370 m			
							陸閘	○	3 箇所		3 箇所			
御坊市	64	日高港海岸 塩屋地区	北塩屋・ 南塩屋地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	堤防		218 m	4.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		383 m	5.0	m			
	65	御坊海岸 名田地区	幸の神・ 西畑地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸		169 m	7.2	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							消波堤(工)		100 m	3.9	m			
	66	祓井戸漁港海岸 祓井戸・広芝地区	野島地先	農林水産省 水産庁	御坊市	Ⅱ	堤防		480 m	6.9 ～ 7.1	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘		9 箇所		箇所			
	67	御坊海岸 名田地区	野島地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸		220 m	6.8	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	68	野島漁港海岸 野島地区	野島地先	農林水産省 水産庁	御坊市	Ⅱ	堤防		366 m	7 ～ 7.1	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘		5 箇所		箇所			
	69	野島海岸 西ノ芝地区	西ノ芝地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		140 m	6.57 ～ 6.63	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	70	加尾漁港海岸 加尾地区	野島地先	農林水産省 水産庁	御坊市	Ⅱ	護岸	○	187 m	6.9 ～ 8.1	210 m	野島	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							防波堤		33 m		m			
							陸閘		1 箇所		箇所			
	71	御坊海岸 名田地区	上野・ 加尾地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		1,088 m	5.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	72	上野漁港海岸 上野地区	上野地先	農林水産省 水産庁	御坊市	Ⅳ	堤防		626 m	6.4 ～ 7.6	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							離岸堤		2 基		基			
							防砂堤		68 m		m			
							陸閘		6 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	73	広野海岸 楠井地区	楠井地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		523 m	5.63 ～ 6.39	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

表Ⅱ-2-1 (9) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域 番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ 分類	施設 の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
御坊市	74	御坊海岸 名田地区	楠井地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		212 m	6.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	75	下楠井漁港海岸 下楠井地区	楠井地先	農林水産省 水産庁	御坊市	Ⅳ	堤防		220 m	7.4 ～ 7.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							導流堤		1 基		基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
印南町	76	印南漁港海岸 印南地区	印南地先	農林水産省 水産庁	印南町	Ⅳ	堤防		659 m	3.9 ～ 7.6	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		120 m	5.0 ～ 8.7	m			
							突堤		1 基		基			
							離岸堤		2 基		基			
							防波堤		107 m		m			
	77	切目漁港海岸 切目地区	西ノ地・ 島田地先	農林水産省 水産庁	印南町	Ⅳ	陸閘		17 箇所		箇所	—	—	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							堤防		2,320 m	2.9 ～ 9.9	m			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		171 m	4.0 ～ 6	m			
							消波堤(工)		256 m		m			
							防波堤		87 m		m			
みなべ町	78	大目津漁港海岸 大目津地区	山内地先	農林水産省 水産庁	みなべ町	Ⅳ	堤防		122 m	6.7 ～ 8.1	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							水門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘		2 箇所		箇所			
	79	南部漁港海岸 南部地区	埴田地先	農林水産省 水産庁	みなべ町	Ⅳ	堤防		2,177 m	6.5 ～ 9.5	m	埴田	住宅地 農地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	292 m	6.5 ～ 6.5	822 m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							消波堤(工)		233 m		m			
							陸閘		8 箇所		箇所			
	80	南部海岸 埴田地区	二川谷・ 見崎地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		474 m	6.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	81	堺漁港海岸 堺地区	堺地先	農林水産省 水産庁	みなべ町	Ⅳ	堤防		855 m	4.5 ～ 6.5	m	堺	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	748 m	3.5 ～ 5.5	341 m			
							消波堤(工)		140 m		m			
							水門		1 箇所		箇所			
							陸閘		4 箇所		箇所			

表Ⅱ-2-1 (10) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
田 辺 市	82	田辺海岸 芳養地区	七石・ 左美地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸	◎○	803 m	2.7 ～ 6.2	150 m	大屋	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	83	芳養漁港海岸 松原・井原地区	松原 井原地先	農林水産省 水産庁	田辺市	Ⅳ	堤防		501 m	5.3 ～ 6.9	m	松原井原	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							護岸	○	434 m	5.3 ～ 6.9	400 m			
							人工リーフ	◎	基		1 基			
							消波堤(工)	◎	594 m		400 m			
	84	田辺海岸 芳養・元町地区	目良・ 浜田地先	農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	護岸		1,203 m	4.5 ～ 5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							突堤		2 基		基			
	85	元町海岸 目良地区	目良 立戸地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		680 m	3.18 ～ 6.2	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	86	田辺漁港海岸 磯間・扇ヶ浜・上屋敷地区、 江川地区、天神崎地区	扇ヶ浜地先、江川地先、天神 崎地先	農林水産省 水産庁	和歌山県	Ⅳ	堤防	○	1,498 m	6 ～ 8.1	458 m	扇ヶ浜 江川 天神崎	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	1,671 m	3.0 ～ 6.2	381 m			
							突堤	◎	6 基		2 基			
							人工リーフ	◎	1 基		1 基			
							防砂堤		250 m		m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							養浜	◎	400 m		440 m			
							水門	○	1 箇所		1 箇所			
							陸閘	○	10 箇所		10 箇所			
	樋門	○	2 箇所		2 箇所									
	87	文里港海岸 文里東山新庄地区	文里・東山・新庄地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	堤防		688 m	5.5 ～ 6	m	文里 新庄	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	3,270 m	3.0 ～ 4	1,161 m			
							胸壁		281 m	5.5 ～ 6	m			
							防波堤		356 m		m			
							水門	○	4 箇所		4 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	○	18 箇所		1 箇所			
	樋門	○	2 箇所		2 箇所									
	88	新庄海岸 滝内地区	滝内地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		290 m	3.3 ～ 3.89	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		1,603 m	3.24 ～ 4.5	m			
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	89	内の浦漁港海岸 内の浦地区	西内の浦地先	農林水産省 水産庁	田辺市	Ⅳ	堤防		890 m	1.3 ～ 3.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
護岸								1,308 m	1.3 ～ 3.5	m				
90	田辺海岸 内の浦地区	内の浦地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防		828 m	1.6 ～ 2.3	m	内之浦	住宅地 農地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。	
						護岸	○	651 m	1.3 ～ 2.3	120 m				
						樋門	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。	

表Ⅱ-2-1 (11) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
田辺市	91	新庄海岸 鳥の巣地区	鳥の巣地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		1,297 m	2.97 ～ 3.85	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		2 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	92	田辺海岸 鳥ノ巣地区	鳥ノ巣地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防		63 m	3.3	m	鳥ノ巣	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	597 m	3.1 ～ 3.7	500 m			
							離岸堤		1 基		基			
田辺市	94	堅田海岸 池田地区	堅田 池田地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		1,073 m	4	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
白浜町	95	白浜海岸 堅田地区	高山・ 箱島地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	護岸		523 m	2.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	96	堅田海岸 尺波地区	堅田 尺浪地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅲ	堤防		147 m	3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	97	白浜海岸 堅田地区	高山・ 箱島地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅲ	護岸		468 m	2.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	98	白浜海岸 細野地区	堅田地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防		73 m	3.2 ～ 4	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	99	白浜海岸 畑崎地区	畑崎地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	護岸	○	1,397 m	1.5 ～ 3.2	250 m	藤島	住宅地 農地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門	○	2 箇所		2 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	100	白浜海岸 堅田地区	鴻の巣地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	護岸		12 m	2.2	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	101	白浜海岸 立ヶ谷地区	初退谷・ 鴻の巣地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	護岸		576 m	2.1 ～ 3.1	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘		4 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	102	網不知漁港海岸 網不知地区	網不知地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅲ	堤防		2,677 m	2.4 ～ 3.8	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		1,306 m	2.8 ～ 3.5	m			
							水門		1 箇所		箇所			
							陸閘		7 箇所		箇所			
							樋門		2 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。

表Ⅱ-2-1 (12) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
白浜町	103	白浜海岸 綱不知地区	綱不知地先 月崎・大阪田地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防 護岸 陸閘 樋門	 ○ ○	501 m 305 m 2 箇所 1 箇所	2.5 ～ 2.8 2.7 	m m 箇所 箇所	阪田	商業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	104	白浜海岸 江津良地区	江津良地先 築屋敷・田野口地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防 護岸	 ○	882 m 27 m	3.3 ～ 4.5 3.9	m m	江津良	住宅地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	105	白浜海岸 白浜地区	築屋敷・ 崎の北地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	護岸 突堤		443 m 1 基	4.0 ～ 5.2 	m 基	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	106	白浜海岸 瀬戸地区	元田・ 崎の南地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防 護岸 突堤		879 m 23 m 1 基	3.9 ～ 4.5 4.5 	m m 基	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	107	白浜海岸 白浜地区	宮前・ 白浜通り地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防 護岸 突堤 潜堤 養浜 陸閘	 ○ ◎ ○ ○	48 m 930 m 3 基 1 基 m 6 箇所	5.4 2.4 ～ 4.5 	m m 基 基 m 箇所	白浜	商業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	108	湯崎漁港海岸 湯崎地区	湯崎地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅲ	堤防 護岸 突堤 消波堤(工) 陸閘		204 m 274 m 2 基 135 m 5 箇所	5.5 ～ 7.8 5.0 ～ 5.0 	m m 基 m 箇所	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	109	白浜海岸 湯崎地区	行幸の芝地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅲ	堤防		131 m	4.5	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	110	鴨居漁港海岸 鴨居地区	才野地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅱ	堤防 護岸		228 m 22 m	7.5 ～ 7.6 6.5 ～ 6.5	m m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	111	白浜海岸 中大浜地区	中・大浜地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 陸閘		1,068 m 4 箇所	9 ～ 9.1 	m 箇所	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	112	白浜海岸 対の浦地区	富田 対の浦地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		264 m	7.28 ～ 7.32	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	113	白浜海岸 椿地区	椿地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防 護岸 消波堤(工)	 ○ ◎	208 m 45 m 253 m	5.2 ～ 5.7 6.1 	m m m	椿	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	114	白浜海岸 伊勢ヶ谷地区	伊勢ヶ谷地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防 護岸		89 m 31 m	3.2 ～ 6.9 3.2	m m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

表Ⅱ-2-1 (13) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
白浜町	115	日置海岸 穴の海地区	日置 穴の海地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		61 m	8	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	116	市江漁港海岸 日置地区	日置地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅳ	護岸		317 m	6.5 ～ 7.0	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	117	日置海岸 口吸地区	日置 口吸地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		93 m	7.7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	118	日置海岸 笠甫地区	日置 笠甫地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅳ	堤防		236 m	4.42 ～ 6	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	119	日置川海岸 日置地区	日置地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防		1,843 m	9.7 ～ 11.2	m	新町 上町	住宅地 学校 役場	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	◎	69 m	8.7	935 m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							人工リーフ	◎	2 基		3 基			
	120	日置港海岸 日置地区	日置地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅳ	陸閘		1 箇所		箇所	日置	住宅地 工業地 自然地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							堤防		151 m	10	m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							護岸	◎	1,534 m	2.9 ～ 10.4	280 m			
							導流堤		1 基		基			
							離岸堤		2 基		基			
							潜堤		1 基		基			
							防波堤		317 m		m			
すさみ町	121	伊古木漁港海岸 伊古木地区	塩野地先	農林水産省 水産庁	白浜町	Ⅳ	離岸堤		1 基		基	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	122	すさみ海岸 すさみ地区(上山一号・上山四号)	周参見地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	堤防		743 m	8.1 ～ 12.8	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		11 m	12.5 ～ 12.8	m			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	123	すさみ海岸 すさみ地区(上山四号地先)	周参見地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ						—	—	
	124	周参見漁港海岸 周参見地区	周参見地先	農林水産省 水産庁	すさみ町	Ⅳ	堤防		67 m	4.4 ～ 7	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		1,206 m	5.6 ～ 8.2	m			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							養浜		230 m		m			
	125	すさみ海岸 すさみ地区	床浜・ 西山地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅳ	陸閘		1 箇所		箇所	—	—	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							堤防		850 m	8.3	m			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		214 m	5.1 ～ 6.1	m			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

表Ⅱ-2-1 (14) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
すさみ町	126	すさみ海岸 口和深地区	口和深地先 椿原・大浜口地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		598 m	6.4 ～ 7.4	m	口和深	住宅地 自然地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							離岸堤	◎	1 基	2.5	2 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							陸閘	○	1 箇所	1 箇所				
	127	すさみ海岸 見老津地区	見老津地先 長井・長井浜地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		579 m	7.3 ～ 9	m	見老津	住宅地 自然地 農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	75 m	6.2 ～ 7.8	70 m			
							消波堤(工)	◎	m	70 m				
	128	すさみ海岸 見老津地区	見老津 東地下地先	農林水産省 農村振興局	和歌山県	Ⅱ	堤防		153 m	5.6 ～ 6.29	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	129	すさみ海岸 江住地区	江住地先 東地・崎山地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		704 m	5.4 ～ 6.4	m	江住	住宅地 道路 鉄道	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	37 m	6.1 ～ 6.8	735 m			
							突堤		1 基		基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							離岸堤	○	1 基	3.5	1 基			
							陸閘	○	2 箇所	2 箇所				
	130	すさみ海岸 江住地区	江住地先 法師・浜地地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		345 m	6 ～ 8.4	m	江住	住宅地 道路 鉄道	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸	○	562 m	5.1 ～ 6.8	380 m			
							離岸堤	◎	基		1 基			
							消波堤(工)	◎	70 m	380 m				
	131	すさみ海岸 里野地区	里野地先 小谷・谷地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		266 m	6.8 ～ 8.3	m	里野	住宅地 農地 森林 鉄道	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		328 m	4.0 ～ 5.6	m			
離岸堤							◎	基	1 基					
串本町	132	串本海岸 和深地区	雨島川・ 熊谷川地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		754 m	7.3 ～ 8.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		37 m	7.3	m			
	133	串本海岸 和深地区	鵜塚・ 菅之宇井地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		209 m	9.2	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		132 m	9.2	m			
							陸閘		1 箇所	箇所	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。			
	134	串本海岸 和深地区	岩の平見・ 金崎地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防		282 m	6.8 ～ 8.3	m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							護岸		196 m	5.5 ～ 7.2	m			
							陸閘		1 箇所	箇所	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。			

表Ⅱ-2-1 (15) 海岸保全施設整理表

行政区分	区域番号	地区海岸	地先	所管	管理者	タイプ分類	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域		維持又は修繕の方法
									延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	地域	状況	
串本町	135	安指漁港海岸 安指地区	和深地先	農林水産省 水産庁	串本町	Ⅱ	護岸 突堤		117 m 1 基	3.8 ～ 4.8	m 基	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	136	串本海岸 田子・江田地区	浜地・ 加多井地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 護岸		70 m 1,730 m		m m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	137	串本海岸 田並地区	田ノ崎前場、 円光寺前地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 離岸堤		441 m 1 基	6.5 ～ 6.6	m 1 基	田ノ崎前場 円光寺前	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘		1 箇所		箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	138	串本海岸 高富・有田地区	浜根ノ本・ 稲村地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 護岸 突堤		2,000 m 83 m 3 基	5.9 ～ 6.5 3.8 ～ 6.3	m m 基	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	3 箇所		2 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	139	串本海岸 二色地区	又謝谷・ 砂汲崎地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 護岸		259 m 64 m	6.1 ～ 8.2 3.1 ～ 4.3	m m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							陸閘	○	1 箇所		1 箇所			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
	140	袋港海岸 串本二色地区	串本二色地先	国土交通省 港湾局	和歌山県	Ⅱ	護岸 離岸堤		1,042 m 基	2.4 ～ 5.5	m 1 基	向袋	住宅、農地、 道路、鉄道	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	141	串本海岸 串本地区	五輪ヶ谷・ 袋寺元地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	堤防 護岸		508 m 74 m	6.5 ～ 6.8 6.5	m m	—	—	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
	142	串本海岸 串本地区	大久保生・ 片江生地先	国土交通省 水管理・国土保全局	和歌山県	Ⅱ	護岸 突堤		504 m 基	6.9	m 1 基	大久保生 片江生	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							人工リーフ	◎	基		2 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う。
							養浜	◎	m		504 m			
							陸閘		2 箇所		箇所			

第Ⅲ編

今 後 の 取 り 組 み 方 針

第III編 今後の取り組み方針

紀州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組みの方針として、以下のものがあげられる。

(1) 計画の見直し

本計画改訂後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因による海岸への要請に大きな変化が生じた場合には、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直すことが必要である。

なお、海岸保全施設の整備進捗及び長寿命化計画の策定状況に合わせて、計画を適宜見直すことが必要である。

計画の見直しにあたっては、地域住民、県民等の海辺ニーズの把握や、自然環境に関する情報の収集・整理などに努め、環境面や利用面での変化に適切に対応していく必要がある。

(2) 今後の検討課題

海辺のゴミ問題は県下全体の問題であり、定期的な監視やゴミ回収への支援などに加えて、海岸利用者だけでなく河川流域の住民も含めたモラル向上のための啓発活動や規制のあり方について、国や県、市町の関連部署や民間団体等との連携・調整を図っていくものとする。

藻場・砂浜等の変化や、多様な生物及び生態系、歴史的な資源等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者間の連携・調整を図っていくものとする。

地球温暖化の影響については、気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念され、紀州灘沿岸においても海岸侵食の進行、ゼロメートル地帯の発生等による高潮災害の増加といった深刻な影響が生ずる恐れがあることから、海面上昇等の予測と影響の程度の推定及び対策方法の検討などについての今後の研究成果をふまえつつ、適切な対応を検討していくものとする。

また、本計画の適正な運用を図っていくため、新たな海岸保全区域の指定や具体的な施設整備の内容の検討において、本計画におけるゾーニング及びタイプ分類が活用されるような仕組みづくりを検討していくものとする。

(3) 地域住民の参画と情報公開

地域の人々に親しまれる海岸づくりのためには、計画策定段階でのアンケート調査やヒアリング調査等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の実施段階においても地域住民の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。

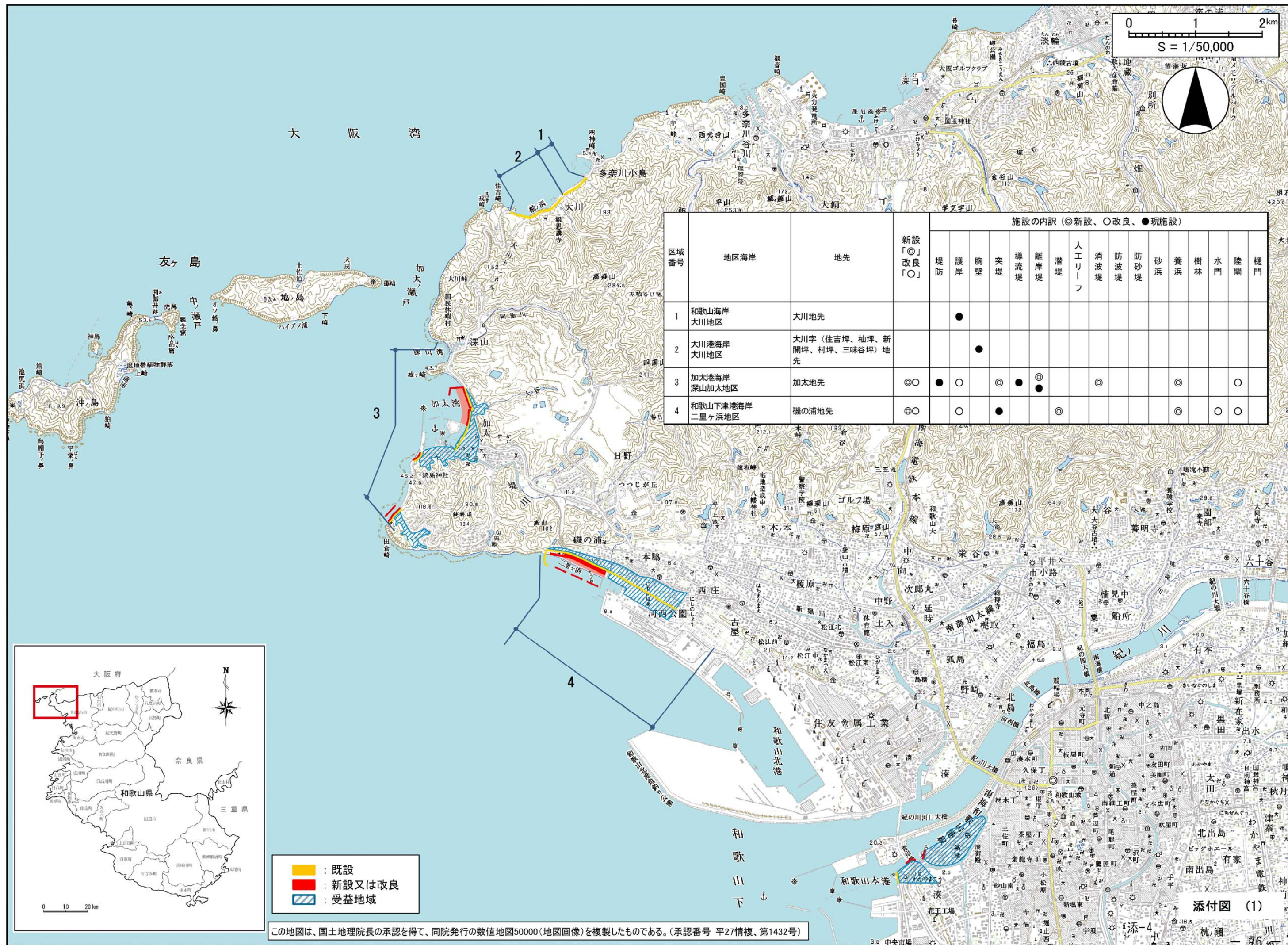
そのためには、現在、沿岸各地で行われている住民参加型の活動である、「いきいき・海の子・浜づくり(由良港海岸など)」における野外教育・スポーツ活動の場の創出に向けた取り組みや、みなべ町千里の浜におけるウミガメ産卵の定期観察会の実施といった海岸利用を通じて行われている、ウミガメの保護に向けた啓発活動など、これらの活動の継続的な実施が必要である。さらに現地見学会や勉強会、意見交換会等を適宜開催し、地域住民やボランティアの人々の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、海岸づくりに積極的に関わるような環境を創っていく必要がある。

事業の実施に向けては、事前の詳細な環境調査等の実施とその調査内容・結果の情報公開、調査及び計画段階からの住民及び有識者、関係者等の参加による意見交換会の実施等、十分な意見調整を図りつつ事業に取り組んでいくものとする。

また、地域住民と合意形成を図りつつ事業を実施していくため、海岸に関する情報公開を行い、事業の透明性の向上を図っていくものとする。

なお、本計画書の情報公開については、現在、公開しているホームページ上に基本計画の概要を掲載するとともに、引き続き住民等の意見や提案等も募っていくものとする。また、広報誌やホームページ上において、計画書の閲覧先の紹介を行うとともに、本計画の内容をコンパクトに整理したパンフレット等の冊子を作成し、関係市町や関係機関に配布して、地域住民や来訪者、観光客等が閲覧しやすいように努めていく。

添 付 図

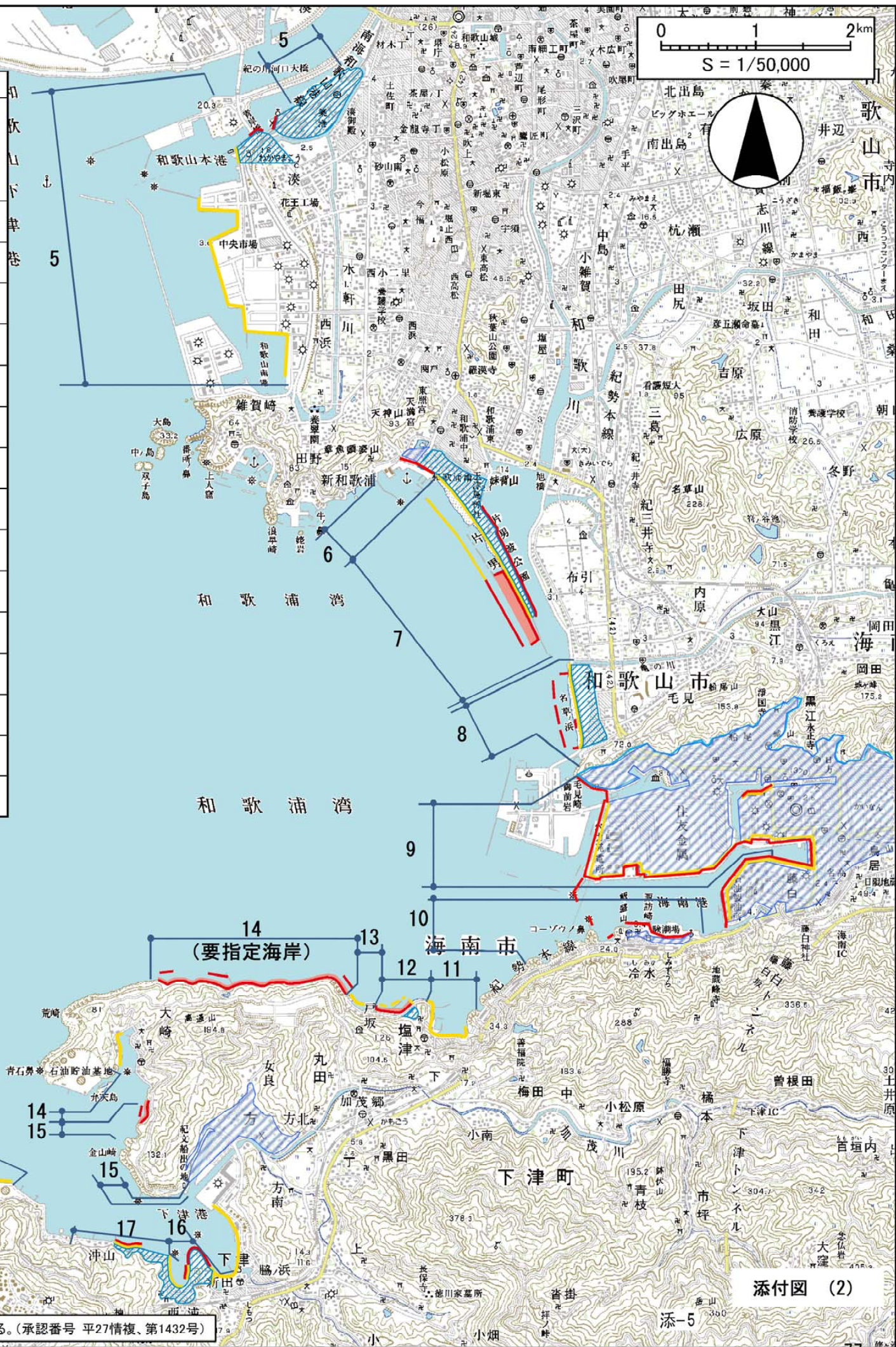


区域 番号	地区海岸	地先	新設 「◎」 改良 「○」	施設の内訳（◎新設、○改良、●現施設）																
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	砂浜	養浜	樹林	水門	陸間	樋門
5	和歌山下津港海岸 和歌山港地区	薬種畑 ～築港地先	○	●	○	●											○	○	○	
6	和歌浦漁港海岸 和歌浦地区	和歌浦南地先	○	○																
7	和歌山下津港海岸 片男波地区	和歌浦南地先	◎○	●	○		◎ ●	●	◎ ●	◎ ●					◎			○		
8	和歌山下津港海岸 毛見布引地区	毛見地先	◎	●	◎	◎	◎			◎			●							
9	和歌山下津港海岸 海南港地区	毛見～ 藤白地先	◎○	●	○								◎ ○				◎ ○	●		
10	和歌山下津港海岸 冷水地区	冷水地先	◎○		○								◎ ○				◎	○		
11	塩津漁港海岸 塩津地区	塩津地先	○	●	●												○	○		
12	和歌山下津港海岸 戸坂地区	戸坂地先	◎○		○		◎ ●		●						◎			○		
13	戸坂漁港海岸 戸坂地区	戸坂地先																		
14	和歌山下津港海岸 丸田・大崎地区	丸田・大崎地先	◎○		◎ ●				◎						◎			○		
15	和歌山下津港海岸 方地区	大崎・方地先	◎○		◎ ●				◎	◎					◎		○		○	
16	和歌山下津港海岸 新田地区	下津地先	◎○		◎ ○							◎					○	○	○	
17	和歌山下津港海岸 西ノ浦地区	下津地先	◎○		○							◎						○	○	
18	和歌山下津港海岸 初島地区	初島町 下津町地先																		
19	初島海岸 地の島地区	地の島地先		●																

: 既設
 : 新設又は改良
 : 受益地域



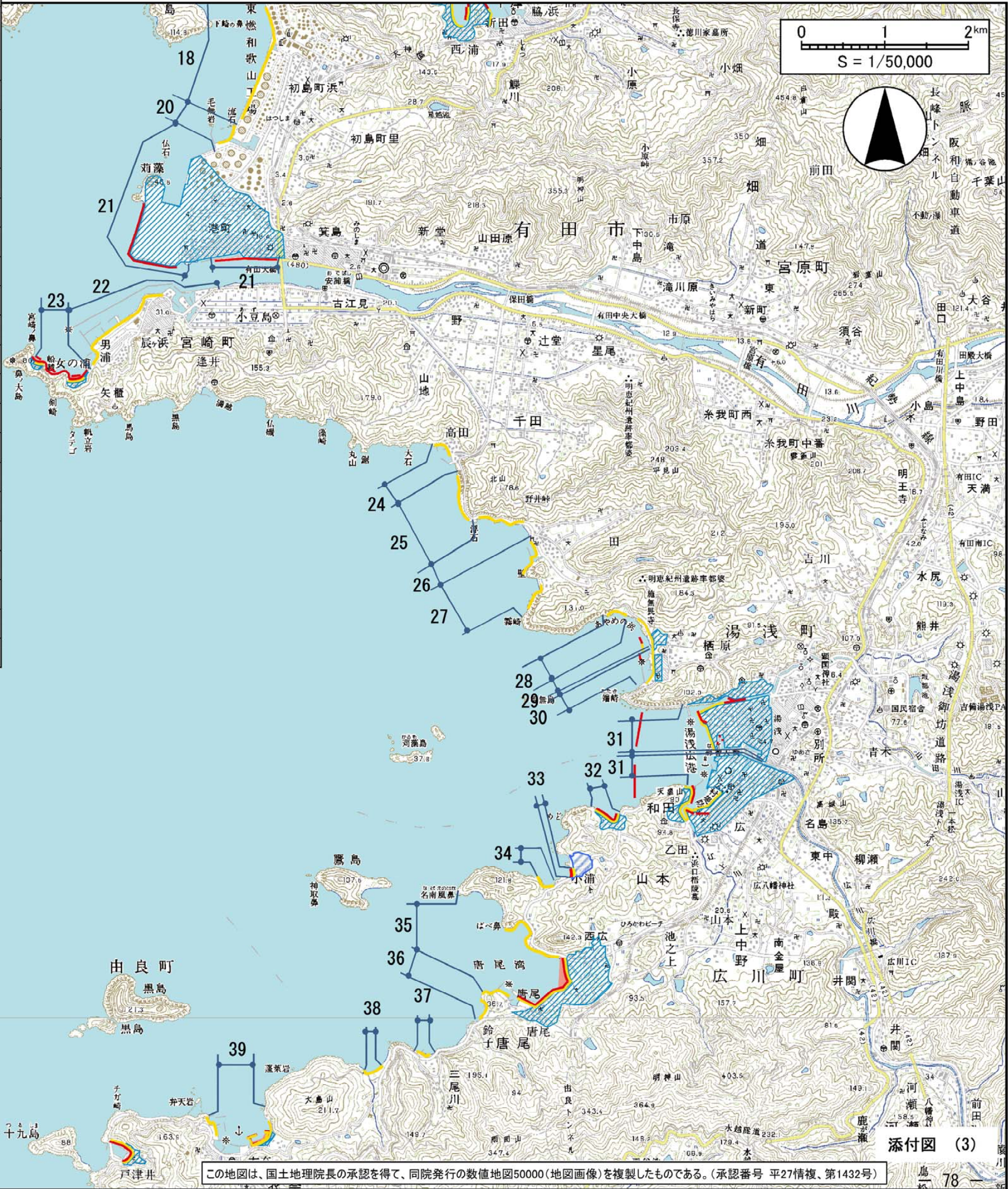
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)



添付図 (2)

添-5

区域 番号	地区海岸	地先	新設 「◎」 改良 「○」	施設の内訳（◎新設、○改良、●現施設）														
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	砂浜	養浜	樹林	水門
20	初島漁港海岸 西の浜地区	西の浜地先		●														
21	和歌山下津港海岸 有田港地区	港町地先	○		○							○						
22	箕島漁港海岸 箕島地区	辰ヶ浜 男浦・女ノ浦地先		●	●				●									
23	和歌山下津港海岸 宮崎船越女の浦地区	女の浦・ 船越地先	◎○		○				◎							◎		●
24	千田漁港海岸 千田地区	千田地先		●	●							●						●
25	有田海岸 千田地区	高田地先			●													
26	湯浅海岸 田村地区	滝ヶ谷地先			●		●											
27	田村漁港海岸 田村地区	田村地先		●	●													
28	栖原海岸 下地地区	栖原地先		●														
29	湯浅海岸 栖原地区	苅萩地先	◎		●				◎									
30	栖原漁港海岸 栖原地区	栖原地先	○	●	●			●	○			●	●					
31	湯浅広港海岸 湯浅地区、広川地区	湯浅～広～ 和田地先	○		○				●				○				○	○
32	広川海岸 山本地区	白木地先	◎○	●	○		○											◎
33	広川海岸 小浦地区	小浦地先	◎○		○												◎	
34	西広海岸 柄杓井地区	西広柄杓井 地先		●														●
35	唐尾漁港海岸 西広・唐尾地区	西広・ 唐尾地先	◎○		○	○										◎	○	○
36	唐尾海岸 宮代地区	唐尾宮代地先		●														●
37	三尾川漁港海岸 三尾川地区	三尾川地先																
38	衣奈海岸 三尾川地区	衣奈 三尾川地先		●														●
39	衣奈漁港海岸 衣奈地区	衣奈地先		●	●	●			●							●		



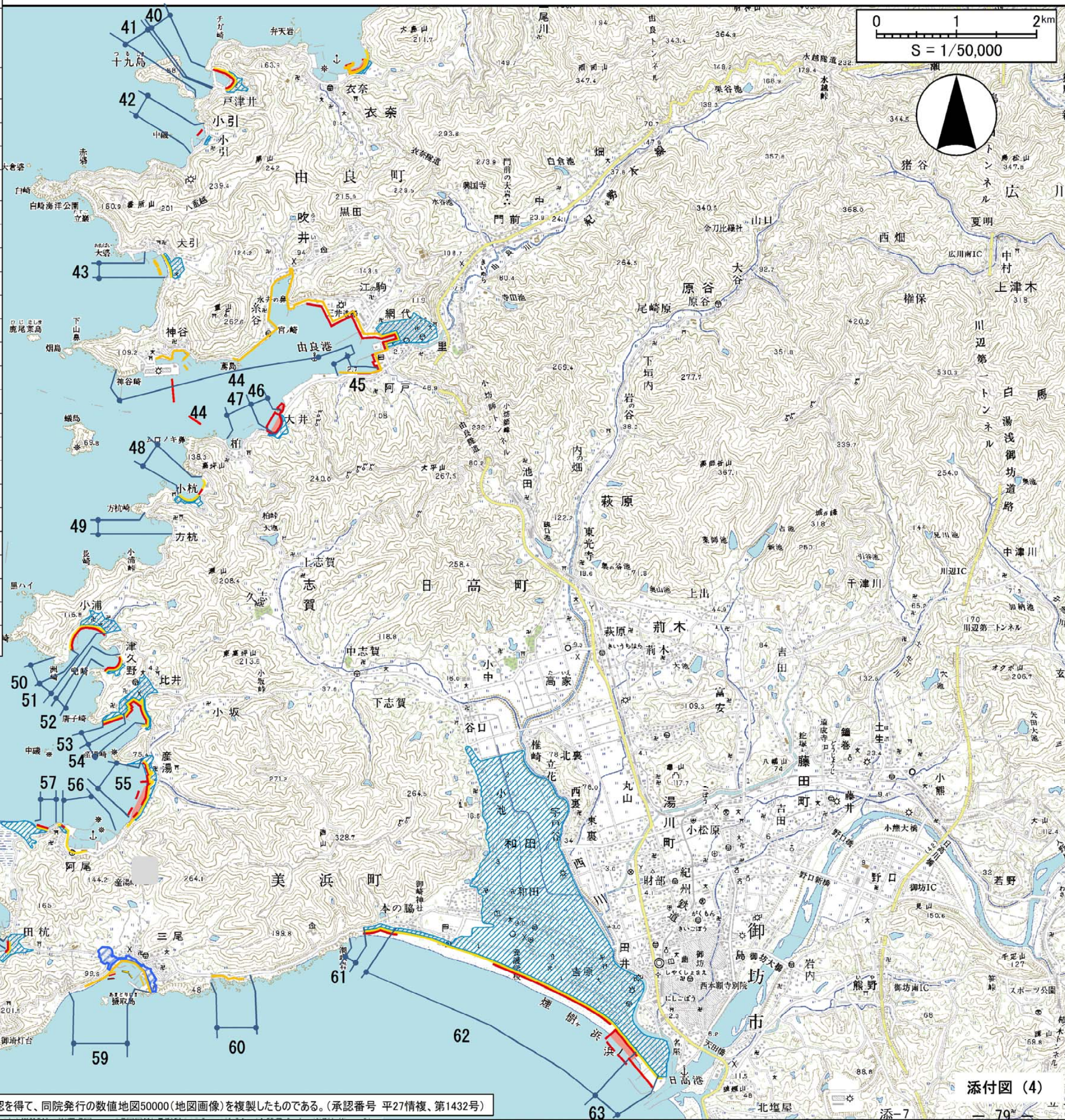
この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)

区域 番号	地区 海岸	地先	新設 「○」 改良 「◎」	施設の内訳（◎新設、○改良、●現施設）														
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	養浜	樹林	水門	陸門
40	戸津井漁港海岸 戸津井地区 (要指定海岸)	戸津井地先	◎○	○													◎	◎
41	日津海岸 戸津井地区	日津地先		●														
42	小引漁港海岸 小引地区	小引地先	◎						◎									
43	大引漁港海岸 大引地区	大引地先		●	●				●								●	●
44	由良港海岸 神谷系谷吹井江の駒網代地区 (小杭) 地先	江の駒・網代・阿戸・柏 (小杭) 地先	◎○	○		●			●	●		◎			●		○	○
45	由良港海岸 阿戸地区	阿戸地先	○	○													○	○
46	由良港海岸 柏地区	石灘・越谷地先	◎○	●		◎			◎						◎		○	
47	由良港海岸 柏地区	名神・神田地先	○	●		●			●	●							○	
48	由良港海岸 小杭地区	小杭地先	○	○													○	
49	由良港海岸 方杭地区	方杭地先	○	●	●												○	
50	日高海岸 小浦地区	新地地先		●														
51	小浦漁港海岸 小浦地区	小浦地先	○	○														○
52	津久野漁港海岸 津久野地区	津久野地先	○	○														
53	日高海岸 比井地区	後山・ 波戸の内地先	◎○	●	○						◎							
54	比井漁港海岸 比井地区	比井地先	○	○														●
55	産湯漁港海岸 産湯地区	産湯地先	◎○	○	●		◎				◎					◎		○
56	阿尾漁港海岸 阿尾地区	阿尾地先	○	○	○													○
57	日高海岸 阿尾地区	阿尾地先 洲野地先	○	○														
58	田杭漁港海岸 田杭地区	阿尾地先	○	○														●
59	三尾漁港海岸 三尾地区	三尾地先	○	●	●				●			○	●				●	●
60	三尾海岸 含母地区	三尾 含母地先		●														
61	本ノ脇漁港海岸 本の脇地区	本ノ脇地先		●	●	●						●						
62	美浜海岸 吉原・和田地区	吉原・ 和田地先	◎○		◎												○	
63	日高海岸 浜の瀬・田井・吉原地区	浜の瀬地先	◎○	●	◎	◎		◎								◎	○	○

: 既設
 : 新設又は改良
 : 受益地域



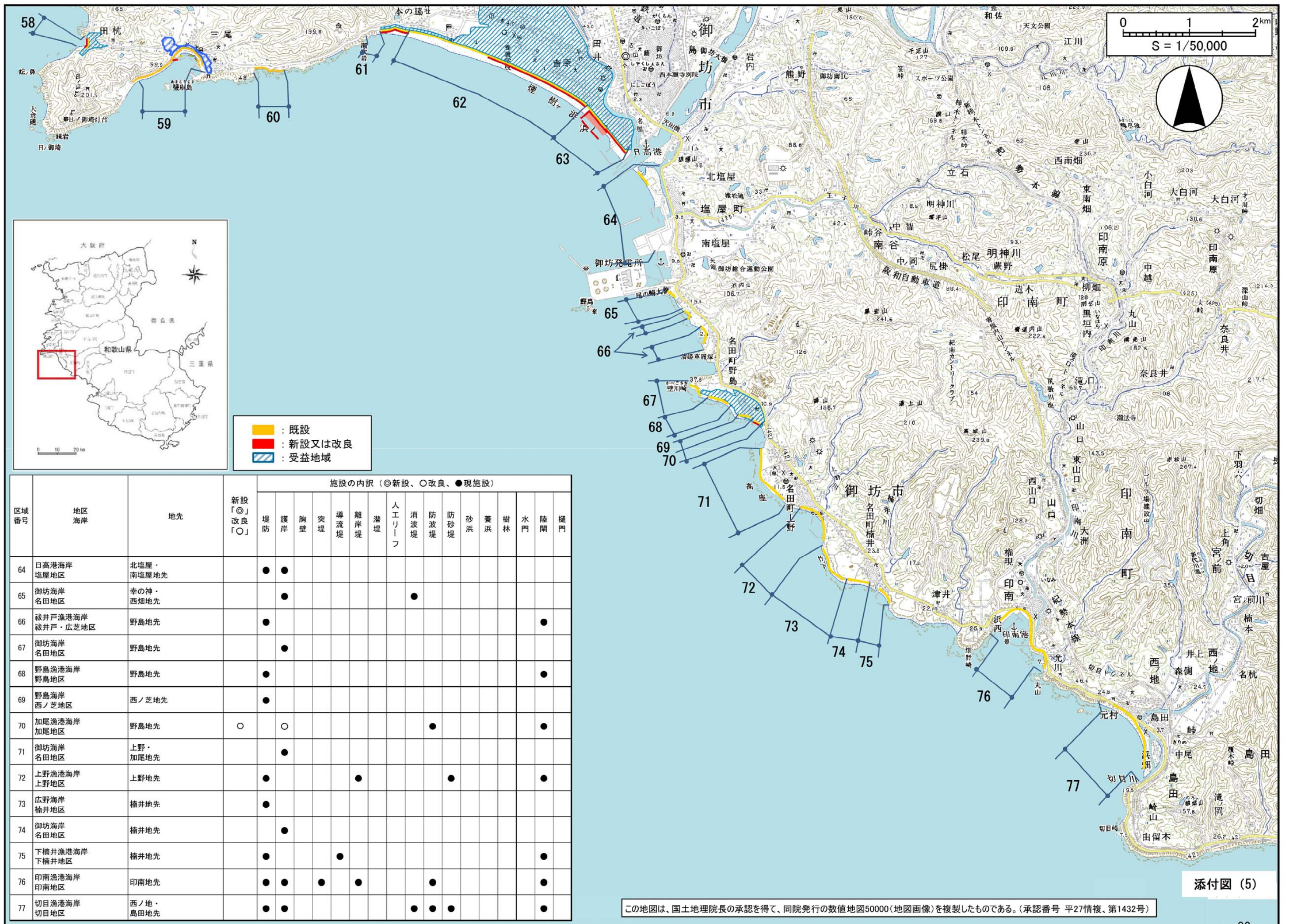
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)

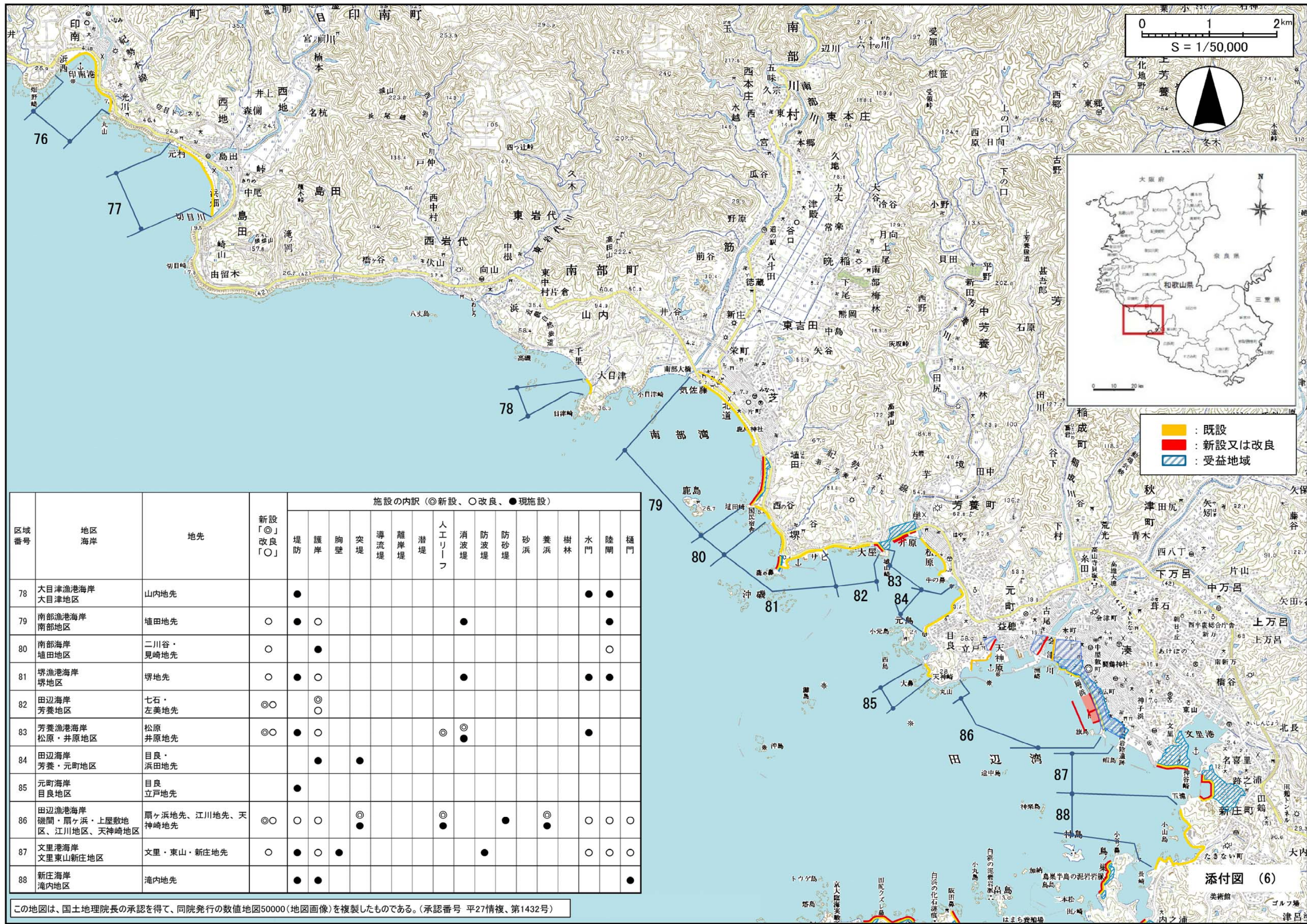


添付図(4)

添-7

79





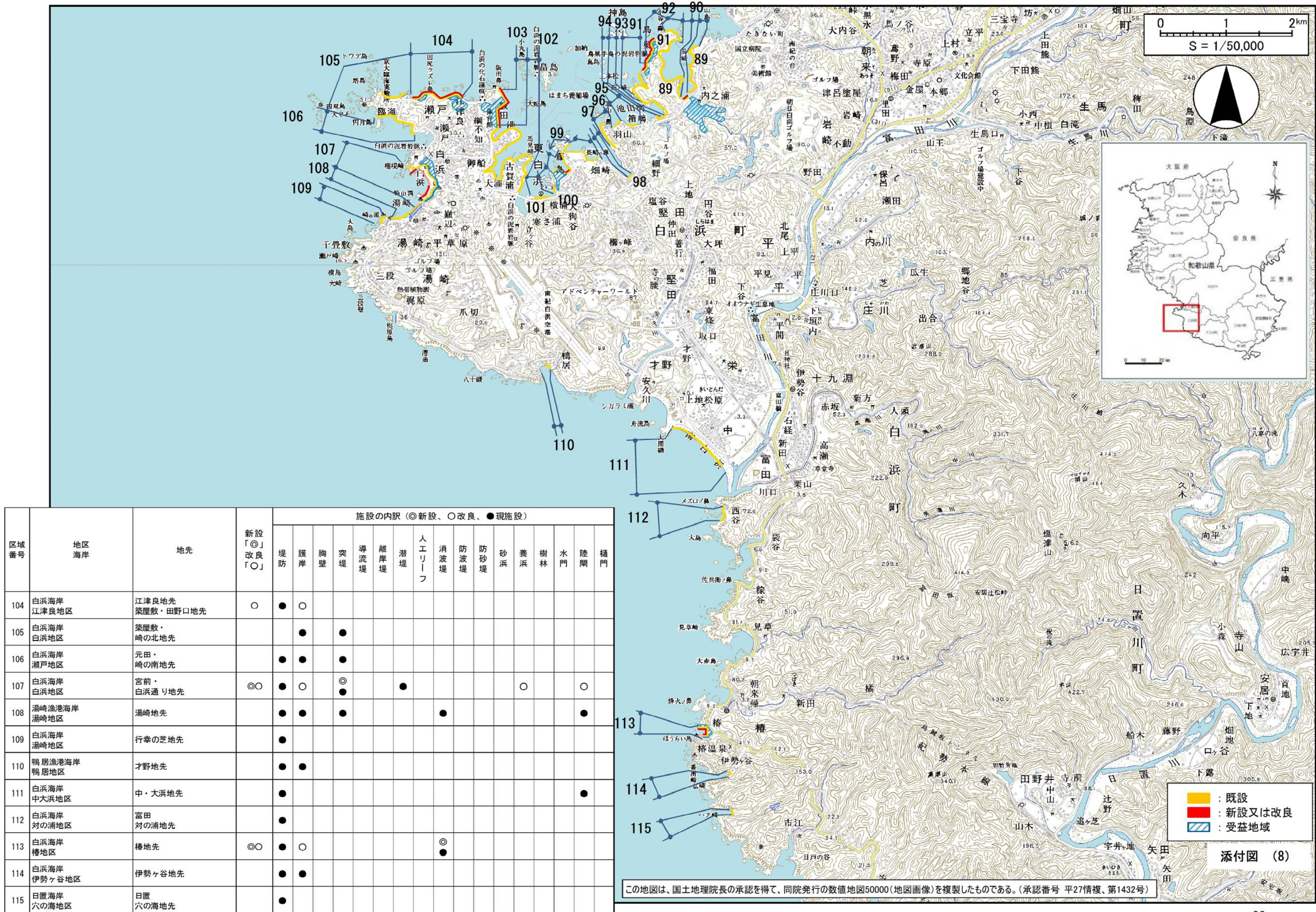
区域 番号	地区 海岸	地先	新設 「◎」 改良 「○」	施設の区画内 (◎新設、○改良、●現施設)														
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	養浜	樹林	水門	陸開
78	大目津漁港海岸 大目津地区	山内地先		●													●	●
79	南部漁港海岸 南部地区	埴田地先	○	●	○							●						●
80	南部海岸 埴田地区	二川谷・ 見崎地先	○		●													○
81	堺漁港海岸 堺地区	堺地先	○	●	○							●					●	●
82	田辺海岸 芳養地区	七石・ 左美地先	◎○		◎	○												
83	芳養漁港海岸 松原・井原地区	松原 井原地先	◎○	●	○						◎	◎					●	
84	田辺海岸 芳養・元町地区	目良・ 浜田地先			●	●												
85	元町海岸 目良地区	目良 立戸地先		●														
86	田辺漁港海岸 磯間・扇ヶ浜・上屋敷地区、 江川地区、天神崎地区	扇ヶ浜地先、江川地先、 天神崎地先	◎○	○	○	◎	●				◎	●	●		◎		○	○
87	文里港海岸 文里東山新庄地区	文里・東山・新庄地先	○	●	○	●							●				○	○
88	新庄海岸 滝内地区	滝内地先		●	●													●

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)



区域 番号	地区 海岸	地先	新設 「◎」 改良 「○」	施設の内訳（◎新設、○改良、●現施設）																
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	砂浜	養浜	樹林	水門	陸間	樋門
89	内の浦漁港海岸 内の浦地区	西内の浦地先		●	●															
90	田辺海岸 内の浦地区	内の浦地先	○	●	○														○	
91	新庄海岸 鳥の巣地区	鳥の巣地先		●															●	
92	田辺海岸 鳥ノ巣地区	鳥ノ巣地先	○	●	○				●											
93	新庄海岸 鳥の巣西地区	鳥の巣地先		●																
94	堅田海岸 池田地区	堅田 池田地先		●															●	
95	白浜海岸 堅田地区	高山・ 箱島地先			●															
96	堅田海岸 尺波地区	堅田 尺波地先		●																
97	白浜海岸 堅田地区	高山・ 箱島地先			●															
98	白浜海岸 細野地区	堅田地先	○	●															○	
99	白浜海岸 畑崎地区	畑崎地先	○		○														○	
100	白浜海岸 堅田地区	鴻の巣地先			●															
101	白浜海岸 立ヶ谷地区	初退谷・ 鴻の巣地先			●													●		
102	網不知漁港海岸 網不知地区	網不知地先		●	●												●	●	●	
103	白浜海岸 網不知地区	網不知地先 月崎・大阪田地先	○	●	○													●	○	





区域 番号	地区 海岸	地先	新設 「◎」 改良 「○」	施設の内訳 (◎新設、○改良、●現施設)														
				堤防	護岸	胸壁	突堤	導流堤	離岸堤	潜堤	人工リーフ	消波堤	防波堤	防砂堤	砂浜	養浜	樹林	水門
104	白浜海岸 江津良地区	江津良地先 築屋敷・田野口地先	○	●	○													
105	白浜海岸 白浜地区	築屋敷・ 崎の北地先			●	●												
106	白浜海岸 瀬戸地区	元田・ 崎の南地先		●	●	●												
107	白浜海岸 白浜地区	宮前・ 白浜通り地先	◎○	●	○	◎				●						○		○
108	湯崎漁港海岸 湯崎地区	湯崎地先		●	●	●						●						●
109	白浜海岸 湯崎地区	行幸の芝地先		●														
110	鴨居漁港海岸 鴨居地区	才野地先		●	●													
111	白浜海岸 中大浜地区	中・大浜地先		●														●
112	白浜海岸 対の浦地区	富田 対の浦地先		●														
113	白浜海岸 椿地区	椿地先	◎○	●	○							◎						
114	白浜海岸 伊勢ヶ谷地区	伊勢ヶ谷地先		●	●													
115	日置海岸 穴の海地区	日置 穴の海地先		●														

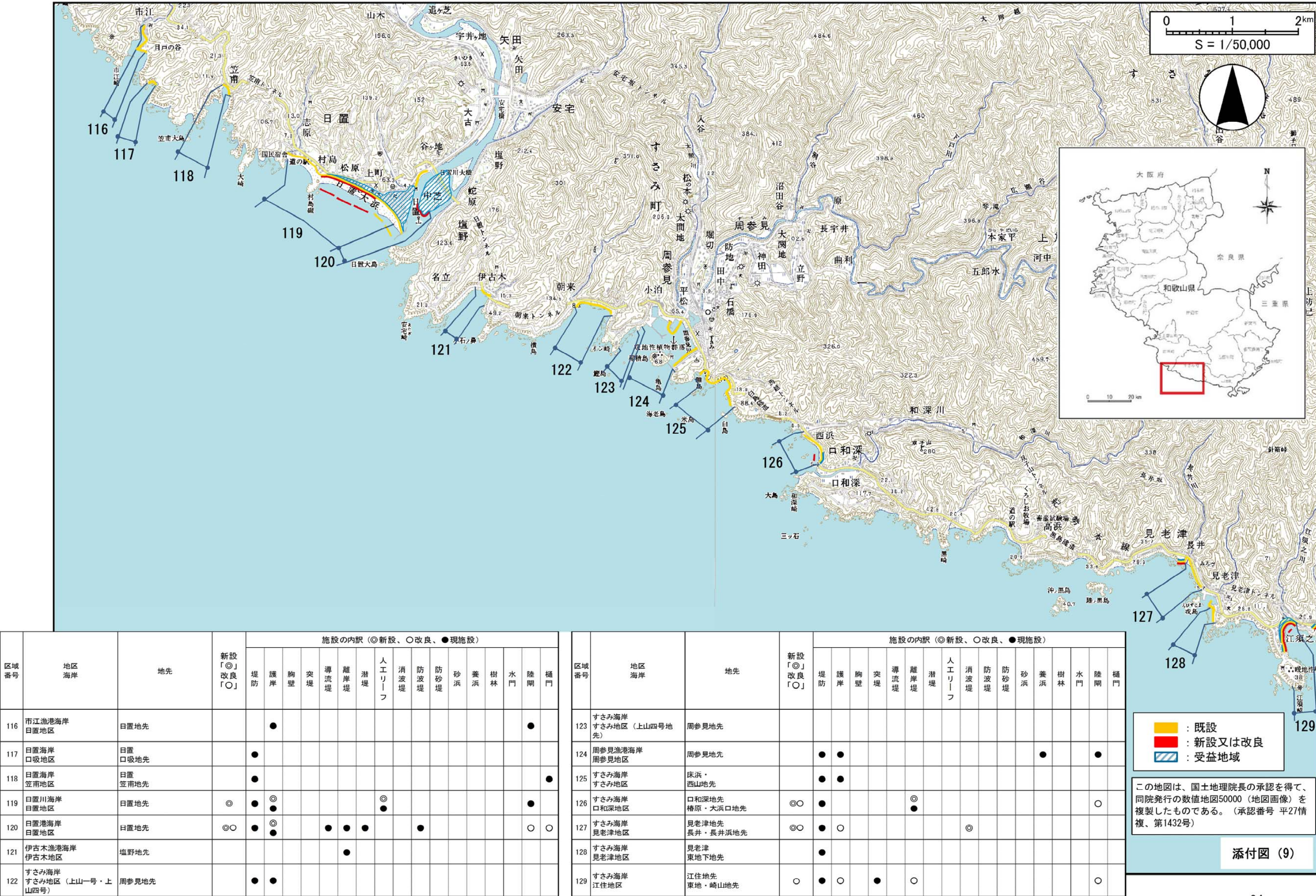
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)

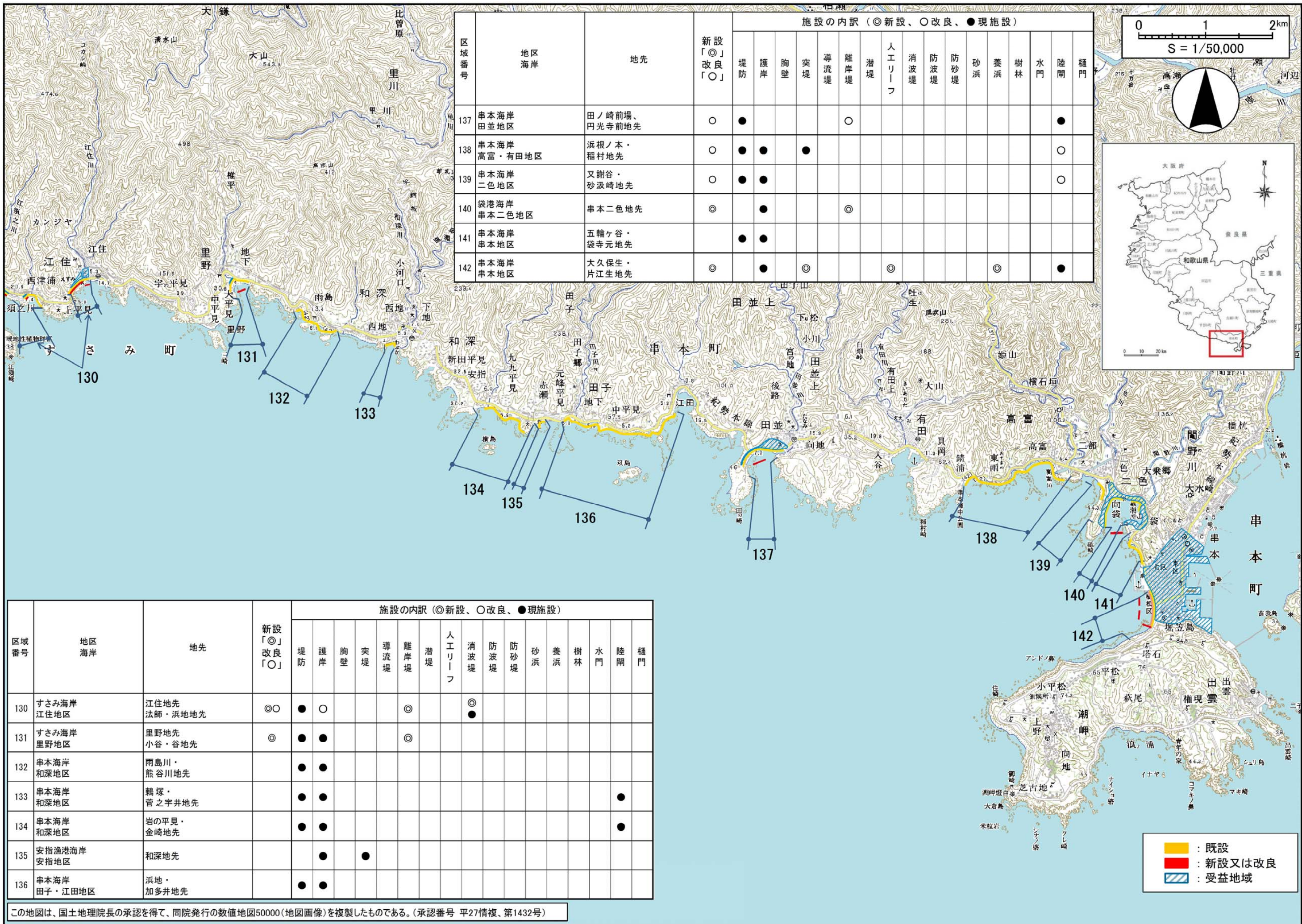
■ : 既設

■ : 新設又は改良

■ : 受益地域

添付図 (8)





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1432号)

